

明治大学人文科学研究所年報

第56号

2014年度

---

*Annual Report*  
*of*  
*The Institute of Humanities*  
Meiji University

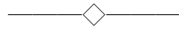
No. 56

2014

明治大学人文科学研究所



# 目 次



## I 人文科学研究所概要

1. 概要	1
2. 2015 年度運営委員・各種委員及び事務担当部署	1
3. 研究所所員数	2
4. 人文科学研究所年度別予算及び研究費の年度別予算推移	3
5. 2015 年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	4

## II 2014 年度運営記録

1. 運営委員会議事抄録	6
2. 2014 年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	8
3. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行	10
4. 「明治大学人文科学研究所紀要」第 76 冊, 第 77 冊の刊行	10
5. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」The Journal of Humanities Meiji University. Volume 21 の刊行	12
6. 「第 38 回公開文化講座」の開催	12
7. 「第 39 回公開文化講座」の開催	12

## III 歴代所長 14

## IV 2014 年度研究種目別研究実施報告

### 1. 総合研究第 1 種実施報告

アジアの政治社会の民主化と明治大学留学経験についての総合的研究	高田 幸男, 山泉 進 鳥居 高, 土屋 光芳 村上 一博	27
---------------------------------	-------------------------------------	----

### 2. 共同研究実施報告

L2 スピーチプロダクションの発達研究：ダイナミックシステム理論からのアプローチ	尾関 直子, 廣森 友人	20
--	--------------	----

### 3. 個人研究第 1 種実施報告

(1) トスカナ大公国における封建貴族層	北田 葉子	24
(2) エルンスト・シュナーベルのラジオ・フィーチャー研究	渡辺 徳美	25
(3) 生成文法における長距離依存に関する局所性について	石井 透	26
(4) 多民族都市レスターのホワイト系移民たち	佐藤 清隆	27
(5) 北海道における旧石器時代・基準資料の再構築	藤山 龍造	29
(6) 『古事記』の民俗学的方法に基づく注釈と研究	居駒 永幸	30
(7) 植民地前半期に構想された『アフリカ独自の近代化』における『発展』概念の史的考察	溝辺 泰雄	31
(8) フリオ・コンタサル二つの「岸」をめぐって	内田 兆史	32
(9) 民族史再編と世界観の変容：古代アメリカ文化をフィールドとして	井関 陸美	33

(10)島嶼性と写真記録	倉石 信乃	35
(11)函館平野東部の段丘地形—とくにその変位の地形学的解釈について	吉田 英嗣	36
(12)聖所・神域・神殿におけるクレタ古法の現象化とポリス形成のコスモロジー	古山 夕城	37
(13)古墳時代中期常陸南部における国家形成過程理解のための基礎研究	佐々木憲一	38
(14)ドイツ近代文学における幼年時代の記述（大都市ベルリンの場合）	岡本 和子	39
(15)大宝田令の復元と律令制国家の土地・農業政策	吉村 武彦	40
(16)国際テロリズムと第一次世界大戦	佐原 徹哉	41

#### 4. 個人研究第2種実施報告

(1)日本近現代文学に描かれたハンセン病の研究	池田 功	44
(2)シェリング「自由論」の成立	柴崎 文一	45
(3)幕末仙台藩におけるロシア学研究の開始とその展開	岩井 憲幸	46

### 附

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準	51
・ 明治大学研究・知財戦略機構規程（抜粋）	51
・ 基盤研究部門にかかわる研究所要綱	51
・ 明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程	53
・ 人文科学研究所運営委員選出に関する内規	54
・ 人文科学研究所各種小委員会内規	55
・ 人文科学研究所個人研究，共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規	55
・ 人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び成果報告一覧	58
・ 研究所客員研究員に関する内規	59
・ 明治大学特別研究者制度規程	59
・ 特別研究者に対する研究費助成に関する基準	61
・ 人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則	61
・ 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程	62
・ 研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準	64
・ 人文科学研究所の査読に関する内規	65
・ 人文科学研究所叢書応募要領	66
・ 人文科学研究所紀要応募要領	66
・ 人文科学研究所紀要研究成果執筆要領	67
・ 人文科学研究所欧文紀要（The Journal of Humanities）応募要領	67
2. 2014年度募集人文科学研究所各種募集要項	
・ 2014年度人文科学研究所紀要原稿募集について（お知らせ）	68
・ 2014年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について（お知らせ）	68
・ 2015年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について（お知らせ）	69
・ 2015年度人文科学研究所叢書の原稿募集について（お知らせ）	69
3. 2015年度人文科学研究所所員名簿	71
4. 人文科学研究所叢書一覧	76
5. 明治大学公開文化講座講演集一覧	79

# I 人文科学研究所概要

## 1. 概 要

設置年月日…1959（昭和34年）年4月18日

設置目的……人文科学研究所は、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、學術の進歩・発展に寄与することを目的としている。

当研究所の中心をなす事業として、第1に、複数の研究者で行う研究及び個人で行う研究活動への助成、第2に、これらの研究経過及び成果を公表するために、業書や各種機関誌を刊行している。

また、地域社会に対し、研究成果の還元及び「開かれた大学」を目指して、公開文化講座を開催している。

## 2. 2015年度運営委員・各種委員及び事務担当部署

人文科学研究所長 守屋 宏則（営）

運営委員

選出区分（分野）	運営委員期間・氏名	2014～2015年度委員	2015～2016年度委員
日本文学及び文芸学の分野		伊藤 氏貴（文）	石出 靖雄（商）
英米文学の分野		ピーターセン・マーク（政経） 金山 秋男（法）	越川 芳明（文）
独文学，仏文学，中国文学，露文学，スペイン文学及び演劇学の分野		岩野 卓司（法） 仮屋 浩子（政経）	田島 正行（法）
日本史学，東洋史学及び西洋史学の分野			山岸 智子（政経）
考古学及び地理学の分野			藤田 直晴（文）
教育学，哲学，倫理学，博物館学，図書館学，美術，心理学及び社会学の分野		高野 和子（文） 美濃部 仁（国日）	南後 由和（情コミ）
保健体育学の分野			田中 伸明（文）
所長指名枠		辻 朋季（農）	林 ひふみ（理工） 高田 幸男（文）

各種委員会委員

（◎印は委員長）

- (1) 出版刊行委員会委員……………◎仮屋 浩子（紀要担当）◎美濃部 仁（業書担当），  
越川 芳明，林 ひふみ，ピーターセン・マーク
- (2) 公開文化講座開催委員会委員……………◎伊藤 氏貴，田中 伸明
- (3) 制度検討委員会委員……………◎辻 朋季，南後 由和
- (4) 自己点検・評価委員会委員……………◎藤田 直晴，金山 秋男
- (5) 研究費申請審査・成果評価委員会委員……………◎岩野 卓司，石出 靖雄，高田 幸男，藤田 直晴，  
山岸 智子
- (6) 新領域創成型研究及び若手研究審査員……………伊藤 氏貴，岩野 卓司，越川 芳明，辻 朋季

南後 由和, 藤田 直晴, 山岸 智子

(7) 連合駿台会学術奨励賞選考委員会委員……………高野 和子

事務担当部署 研究推進部 部長 浅川 光  
 研究知財事務室 事務長 小野寺 幸子

### 3. 研究所所員数

#### (1) 所員構成

2015.5

学部	職名	教授	准教授	専任講師	計
法 学 部		23	5	2	30
商 学 部		22	9	2	33
政 治 経 済 学 部		18	5	7	30
文 学 部		66	30	9	105
理 工 学 部		7	6	2	15
農 学 部		4	3	3	10
経 営 学 部		16	6	0	22
情報コミュニケーション学部		8	8	5	21
国 際 日 本 学 部		16	7	3	26
総 合 数 理 学 部		1	2	0	3
計		181	81	33	295

#### (2) 所員の異動

新 任 (2015.4.1)

田島 優 (法学部 教授)  
 伊藤 剣 (法学部 講師)  
 中村 成里 (商文学部 講師)  
 飯島 曜子 (政治経済学部 准教授)  
 昔農 英明 (文学部 講師)  
 塚田 麻里子 (文学部 講師)  
 高間 京子 (情報コミュニケーション学部 准教授)  
 松澤 淳 (理工学部 准教授)  
 眞嶋 亜有 (国際日本学部 講師)

退 職 (2015.3.31)

徳田 武 (法学部 教授)  
 林 雅彦 (法学部 教授)  
 パワーズ, ジェイムズ R. (商学部 准教授)  
 原島 恒夫 (商学部 准教授)  
 吉野 英俊 (政治経済学部 教授)  
 杉山 光信 (文学部 教授)  
 大石 直記 (文学部 教授)  
 水野 光二 (理工学部 教授)

## 4. 人文科学研究所年度別予算及び研究費の年度別予算推移

## (1) 人文科学研究所年度別予算 (2013-2015 年)

単位：円

項目	2013 年度	2014 年度	2015 年度
研 究 費	22,865,000	24,190,000	19,040,000
人 文 研 究 費	15,749,000	8,630,000	5,536,000
運 営 費	422,000	422,000	200,000
講 演 会 費	2,217,000	1,366,000	600,000
年 報 発 行 費	250,000	250,000	200,000
計	41,503,000	34,858,000	25,576,000

## (2) 研究費の年度別予算推移

単位：円

年度	総合研究	共同研究	個人研究	特別研究	合 計
2009	6,959,724 (3)	869,947 (1)	15,612,167 (33)	4,587,482 (6)	28,029,320
2010	7,399,618 (3)	999,723 (1)	11,998,201 (27)	5,573,542 (4)	25,971,084
2011	7,400,000 (3)	1,000,000 (1)	12,420,000 (24)	6,348,000 (6)	27,168,000
2012	5,603,334 (3)	1,000,000 (1)	12,690,000 (23)	6,945,150 (6)	26,238,484
2013	4,195,000 (2)	840,000 (1)	13,050,000 (21)	4,780,000 (5)	22,865,000
2014	2,195,000 (1)	970,000 (1)	11,750,000 (19)	9,275,000 (8)	24,190,000

( ) 内は採択件数

## 5. 2015年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第2種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	◎合田正人	文	現象学の異境的展開：非西欧への／からのまなざし	2015 - 2017	1,720
	志野好伸	文			
	池田 喬	文			
◎研究代表者				合計	1,720

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	内田兆史	政経	フリオ・コンタサルの二つの「岸」をめぐって	2014 - 2015	700
2	井関睦美	商	民族史再編と世界観の変容—古代アメリカ文化をフィールドとして	2014 - 2015	700
3	倉石信乃	理工	島嶼性と写真記録	2014 - 2015	700
4	吉田英嗣	文	函館平野東部の段丘地形—とくにその変位の地形学的解釈について	2014 - 2015	700
5	古山夕城	文	聖所・神域・神殿におけるクレタ古法の現象化とポリス形成のコスモロジー	2014 - 2015	700
6	佐々木 憲一	文	古墳時代中期常陸南部における国家形成過程理解のための基礎研究	2014 - 2015	700
7	岡本和子	文	ドイツ近代文学における幼年時代の記述（大都市ベルリンの場合）	2014 - 2015	700
8	吉村武彦	文	大宝田令の復元と律令制国家の土地・農業政策	2014 - 2015	700
9	佐原徹哉	政経	国際テロリズムと第一次世界大戦	2014 - 2015	700
10	福間具子	文	<第二世代>のユタヤ系作家の詩的言語研究—ロベルト・シンドルを中心に	2015 - 2016	600
11	林 幸克	文	高校教育における社会教育施設の活用に関する実証的研究	2015 - 2016	600
12	佐藤清隆	文	多民族都市レスターのイングリッシュたち	2015 - 2016	600
13	小森和子	国日	論文・レポートの評価に関する基礎研究：グローバル評価指標の策定を目指して	2015 - 2016	600
14	濱田祥子	文	青少年の自己破壊的行動のメカニズムと援助方法に関する研究	2015 - 2016	600
15	大楠栄三	法	スペイン小説における〈弱い男〉と〈強い女〉の誕生：19世紀末スペインを生きた男女小説家の生／性の投影	2015 - 2016	590
16	井上善幸	理工	サミュエル・ベケットにおける脳と視覚芸術（The Brain and Visual Art in Samuel Beckett）	2015 - 2016	600
17	虎岩直子	政経	パララックス・ビューを超える倫理の葛藤：現代アイルランド文化における「借用」	2015 - 2016	600



No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
18	野尻泰弘	文	下総国佐倉藩の分限帳翻訳と藩研究	2015 - 2016	600
19	阿部芳郎	文	縄文時代における貝製腕輪の研究	2015 - 2016	600
				合計	12,290

## 個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	岩井憲幸	文	幕末仙台藩におけるロシア学研究の開始とその展開	2014 - 2015	200
2	柴崎文一	政経	ジョン・ミューアにおける科学と文学の融合—『アラスカの旅』を中心として—	2015 - 2016	170
				合計	370

## 特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	鹿島茂	国日	フランス中央集権化における新規獲得領土の影響 1453年 - 1715年—家族人類学的考察	2015	860
2	福満正博	営	中国安徽省池州市における元宵節の儺の儀礼の現地調査と、儺戯の演劇としての文献研究	2015	1,200
				合計	2,060

## 特別研究第2種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	清岡智比古	理工	パリにおける文化的混成—映画分析を中心とした地誌的アプローチ	2015	840
				合計	840

## 特別研究第3種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	林義勝	文	20世紀転換期のアメリカにおける反帝国主義運動	2015	570
2	中島渉	商	ジョナサン・スウィフトの政治観と近世イギリスの保守主義	2015	600
3	金山秋男	法	詩歌の中の生老病死—その祖形と変容—	2015	590
				合計	1,760

## Ⅱ. 2014 年度運営記録

### 1. 運営委員会議事抄録

#### 第1回（2014年4月21日）

1. 所長から、総合研究成果（叢書）論文のうちの一部論文が大幅に修正された旨、説明があった。  
検討の結果、研究代表者の所員と所長が面談の上、大幅な修正された論文及びその他の指摘事項について修正の状況を確認することとし、次回運営委員会で面談の内容を報告の上、再査読の実施について再度審議することとした。
2. 2014年度公募叢書の辞退について、所長より説明があり、所員から提出された「2014年度人文科学研究所叢書の辞退願」を承認した。

#### 第2回（2014年5月19日）

1. 所長から、人文科学研究所紀要掲載の論文について、所員から英文抄訳を国際会議議事録及び要旨集に掲載したい旨、申し出があり、これを認めたことについて報告があった。
2. 所長から2012年度人文科学研究所講演録が5月中に納品される予定であることが報告された。また事務局から、昨年度の運営委員会で報告したとおり、今回の講演録から、費用支出が買い上げ方式から制作費の一部負担に変更されたこと、講演録刊行に関する課題について説明があった。
3. 総合研究成果（叢書）の論文のうち、大幅な修正がされた論文について、所長から研究代表者の所員と面談した結果について報告があった。  
なお、大幅な修正がされた論文の扱いについては再査読を行うこととし、査読結果は次回の運営委員会で審議することとなった。
4. 2014年度人文科学研究所紀要・欧文紀要の原稿募集について説明があり、例年、文学研究科博士後期課程に募集案内を行っているが、人文系の大学院研究科が他にもあることから、他学科に募集案内をするか、審議を行った。その結果、以下の内容で大学院と協議に入ることを承認した。
  - ・文学研究科以外に対しても募集を行う。
  - ・募集は全学科を対象とする。
  - ・募集編数は3編とする。
  - ・社研の方式と同様に、査読は大学院が実施し、査読方法等は社研と同じ方法とする。協議の結果は次回以降の運営委員会で審議あるいは報告することとした。

#### 第3回（2014年6月23日）

1. 所長から大学院博士後期課程学生に対する人文科学研究所紀要原稿の募集について説明があり、「日本語以外の言語を使用する場合には、事前に大学院事務室に相談すること」という一文を追加することについて、承認した。
2. 総合研究成果叢書の一部修正論文の査読結果について説明があり、審議の結果、査読結果は「一部修正の上、再提出」とすること、及び研究代表者に委員からの指摘内容を通知することを承認した。

#### 第4回（2014年7月14日）

1. 所長から、総合研究成果叢書の執筆者追加について報告があった。
2. 人文科学研究所叢書の助成制度の変更について承認された。
3. 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の一次審査について、所長から説明があり、審査候補日、審査員の選出方法、審査結果の審議方法について承認した。

#### 第5回（2014年10月20日）

1. 所長から、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業について、人文研所員の応募がなかったため、一次審査は実施しなかったことについて報告があった。
2. 所長から人文科学研究所運営委員選出に関する内規の改正について提案があり、文言の一部修正については所長に一任することを確認の上、これを承認した。
3. 所長から、2014年度人文科学研究所公募紀要論文の応募状況について説明があった。所員が提出した2件の論文については、それぞれ字数が不足しているため1本の応募とするよう連絡することとした。その他の論文についてはこれを受理することを承認した。
4. 研究費申請審査委員長から、研究費申請審査委員会の審議の経過及び結果について報告があり、2015年度人文科学研究所研究費審査結果を承認した。
5. 所長から、2015～2016年度人文科学研究所運営委員候補者選出選挙について説明があり、開票立会人として2名の運営委員を推薦する発言があり、審議の上、2015～2016年度人文科学研究所運営委員候補者選出選挙の実施内容を承認した。  
また、所長から各学部教授会の前後に選挙を実施することについて提案があり、次年度以降の実施に向けて検討を進めることを承認した。

#### 第6回（2014年12月1日）

1. 所長から、大学院博士後期課程学生に対する人文科学研究所紀要原稿の募集について、大学院長から今年度の人文科学研究所紀要応募論文については推薦者なしとの報告があったことについて報告があった。
2. 所長から、2013年度人文科学研究所公開文化講座講演集について、著者からの希望を踏まえ、学内配付のみとすることについて報告があった。
3. 2015～2016年度人文科学研究所運営委員候補者選出選挙開票結果について、所長から説明があり、これを承認した。
4. 2015年度人文科学研究所叢書の申請について、所長から説明が有り、応募2件の受理を承認した。

#### 第7回（2015年1月26日）

1. 2015～2016年度人文科学研究所長の推薦について、所長から、研究・知財戦略機構長から次期人文科学研究所長の推薦依頼があったことについて、説明があった上、次期所長に推薦したい所員の提案があり、これを承認した。なお、所長から、今回の人文科学研究所長推薦の際には、運営委員に事前に推薦を依頼するよう、次期所長に申し送りする旨、発言があった。

#### 第8回（2015年3月23日）

1. 2015年度人文科学研究所予算について、所長から発議があり、予算が削減されたことによる所員の各種研究所研究費交付額（案）と研究所共通経費（案）の予算案についての説明がなされた。各種研究所研究費については、新規採択者の研究費を一律で圧縮することの提案がなされ、これを承認した。  
また、研究所共通経費（案）については、講演会開催回数の縮小及び講演録製作の取り止め等について種々意見交換がなされたが、特に講演録製作の取り止めについてはこれを惜しむ意見があり、今後は紀要に講演会記録を盛り込む形でこれを残していく等の提案があり、次年度引き続き検討事項とすることとした。
2. 公募叢書査読者選定について、所長から2015年度人文科学研究所公募叢書申請者について説明があり、それぞれの査読者の推薦がなされた。
3. 所長から、研究成果受理の発議があり、今回は1図表を一定の文字数と換算することを認めるが、これを慣例とはせず図表の字数換算は都度運営委員会で審議することを条件として承認し、査読者の推薦がなされた。

## 2. 2014年度明治大学人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第1種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	◎高田幸男	文	アジアの政治社会の民主化と明治大学留学経験についての総合的研究	2012 - 2014	2,195
	山泉進	法			
	鳥居高	商			
	土屋光芳	政経			
	村上一博	法			
◎研究代表者				合計	2,195

共同研究（研究期間：2年）

（単位：千円）

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	◎尾関直子	国日	L2スピーチプロダクションの発達研究：ダイナミックシステム理論からのアプローチ	2013 - 2014	970
	廣森友人	国日			
◎研究代表者				合計	970

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	北田葉子	商	トスカナ大公国における封建貴族層	2013 - 2014	700
2	渡辺徳美	商	エルンスト・シュナーベルのラジオ・フィーチャー研究	2013 - 2014	700
3	石井透	文	生成文法における長距離依存に関する局所性について	2013 - 2014	700
4	佐藤清隆	文	多民族都市レスターのホワイト系移民たち	2013 - 2014	700
5	藤山龍造	文	北海道における旧石器時代・基準資料の再構築	2013 - 2014	700
6	居駒永幸	営	『古事記』の民族学的方法に基づく注釈と研究	2013 - 2014	700
7	溝辺泰雄	国日	植民地前半期に構想された「アフリカ独自の近代化」における「発展」概念の史的考察	2013 - 2014	650
8	内田兆史	政経	フリオ・コンタサル二つの「岸」をめぐる	2014 - 2015	700
9	井関陸美	商	民族史再編と世界観の変容—古代アメリカ文化をフィールドとして	2014 - 2015	700
10	倉石信乃	理工	島嶼性と写真記録	2014 - 2015	700
11	吉田英嗣	文	函館平野東部の段丘地形—とくにその変位の地形学的解釈について	2014 - 2015	700
12	古山夕城	文	聖所・神域・神殿におけるクレタ古法の現象化とポリス形成のコスモロジー	2014 - 2015	700
13	佐々木憲一	文	古墳時代中期常陸南部における国家形成過程理解のための基礎研究	2014 - 2015	700

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
14	岡本和子	文	ドイツ近代文学における幼年時代の記述（大都市ベルリンの場合）	2014 - 2015	700
15	吉村武彦	文	大宝田令の復元と律令制国家の土地・農業政策	2014 - 2015	700
16	佐原徹哉	政経	国際テロリズムと第一次世界大戦	2014 - 2015	700
				合計	11,150

## 個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	池田功	政経	日本近現代文学に描かれたハンセン病の研究	2013 - 2014	200
2	柴崎文一	政経	シェリング『自由論』成立	2013 - 2014	200
3	岩井憲幸	文	幕末仙台藩におけるロシア学研究の開始とその展開	2014 - 2015	200
				合計	600

## 特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	守屋宏則	営	現代中国語文法（各種補語を中心に）の理論的・実証的研究及び中国語教授法の研究	2014	1,200
2	菅啓次郎	理工	自然と想像力，先住民の視点から	2014	1,200
3	豊川浩一	文	プガチョーフ叛乱研究	2014	1,500
4	須永恆男	法	近現代オーストリア文化研究	2014	1,500
5	藤田直晴	文	多様性と共生の空間創造—カナダにおける人類史の実験	2014	1,500
				合計	6,900

## 特別研究第2種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	高良聖	文	集団精神療法の理論と実際に関する研究	2014	990
				合計	990

## 特別研究第3種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No	氏名	所属	研究課題	研究期間	交付額
1	久松健一	商	明治期からのフランス学習の流れを見直し，新しいフランス語教育の有り様を探る試み	2014	695
2	清水克行	商	戦国時代の分国法の研究	2014	690
				合計	1,385

## 3. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行

- 『歌の原初へ 宮古島狩俣の神歌と神話』…………… 居駒 永幸（経営学部）著  
 おうふう 四六判 364 頁  
 2014 年 4 月 10 日発行  
 定価本体 4,500 円＋税  
 発行部数 500 部
- 『近代大学の揺籃 十八世紀ドイツ大学史研究』…………… 別府 昭郎（文学部）著  
 知泉書館 A5 判 294 頁  
 2014 年 4 月 15 日発行  
 定価本体 6,000 円＋税  
 発行部数 400 部
- 『他者のトポロジー 人文諸学と他者論の現在』…………… 岩野 卓司（法学部）編  
 書肆心水 A5 判 347 頁  
 2014 年 12 月発行  
 定価本体 6,300 円＋税  
 発行部数 400 部
- 『パリ移民映画 都市空間を読む—1970 年代から現在』…………… 清岡 智比古（理工学部）著  
 白水社 四六判 298 頁  
 2015 年 3 月 30 日発行  
 定価本体 3,500 円＋税  
 発行部数 1200 部

## 4. 「明治大学人文科学研究所紀要」第 76 冊，第 77 冊の刊行

## (1) 第 76 冊掲載論文（2015 年 3 月 31 日発行）

## 《個人研究第 1 種》

子ども・父母・住民の学校運営参加と日本の公教育システム……………三 上 昭 彦

## 《個人研究第 1 種》

20 世紀転換期のアメリカにおける反帝国主義運動

—シュルツ, アトキンソン, 1900 年の大統領選挙……………林 義 勝

## 《個人研究第 1 種》

国境を越える移動と文化生産

—ファッション界, 料理界の調査から……………藤 田 結 子

## 《個人研究第 1 種》

人間知性昂進のためのオルガノンとしてのメディア百科学試論

—知識展示の諸様態を省みながら……………浜 口 稔

## 《個人研究第 1 種》

縄文時代における土器製塩の展開と多様性……………阿 部 芳 郎

## 《個人研究第 2 種》

矢田寺の「欲参り」信仰をめぐって

—「欲参り」と「矢田地蔵毎月日記絵」と「笠之辻地蔵」伝説……………渡 浩 一

## 《特別研究第1種》

パブリック・スペースの視覚的イメージと文学：「帝国」から多文化共存主義的空間へ

—シネード・モリッシーの詩におけるベルファストと日本の風景……………虎 岩 直 子

## 《特別研究第2種》

「サウンド・オブ・ミュージック」の魅力……………瀬 川 裕 司

## 《特別研究第3種》

幕末政局と木戸孝允……………落 合 弘 樹

## 《公募》

グスタフ・フェヒナーの〈意識の閾〉概念

—1870年代から1970年代にかけてのわが国におけるその受容……………岩 淵 輝

## 《公募》

地理的労働市場—地域労働市場の概念的再検討……………中 澤 高 志

## (2) 第77冊掲載論文 (2015年3月31日発行)

## 《個人研究第1種》

ブエノスアイレスの作家がバルセロナから見るロンドン……………内 田 兆 史

## 《個人研究第1種》

金融商品の認知と投資行動に関する心理学的研究……………佐々木 美 加

## 《個人研究第1種》

成人女性の労働者としての主体形成と職業能力形成

—省察的実践の視点から……………平 川 景 子

## 《個人研究第1種》

英文学およびイタリア文学におけるオペラ・リブレットの韻律と音楽表現の相関性……………辻 昌 宏

## 《個人研究第1種》

ソフトテニス・グラウンドストロークのバイオメカニクスの分析

—フォアハンドにおけるクロス、ストレートおよび逆クロスの比較……………加 納 明 彦

## 《個人研究第1種》

白樺派の作家作品研究

—文学出発期における郡虎彦・柳宗悦・長興善郎・小泉鉄……………宮 越 勉

## 《特別研究第1種》

ファレンティンの共演者リーズル・カールシュタット

—新たな評価に向けて……………伊 藤 真 弓

## 《公募》

ビザンティン旧約聖書写本の挿絵について……………瀧 口 美 香

## 《公募》

イギリスにおける教員養成の「質保証」システム

—戦後改革からの40年間……………高 野 和 子

## 5. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」

THE JOURNAL OF HUMANITIES MEIJI UNIVERSITY VOLUME 21 の刊行

Theme-based Content Courses as a Carrier for Skill Development in Postgraduate English for General Academic Purposes..... Evelyn J .NAOUMI

‘So You Knew FitzGerald’:

Oscar Wilde and *The Rubáiyát of Omar Khayyám* ..... Komiya Ayaka

## 6. 「第 38 回公開文化講座」の開催

総合テーマ 『レクチャーコンサート シェイクスピアと音楽』

開催日 2014年10月17日(金)

会場 明治大学駿河台キャンパス グローバルフロント1階(グローバルホール)

聴衆 147名

講演〈演奏曲目〉

作曲者不詳「柳の唄」

Willow Song - 「オセロー」劇中歌

ロバート・ジョンソン作曲「五尋<sup>いつひろ</sup>の深みに」

Full Fathom Five - 「テンペスト」劇中歌

トマス・モーリー「それは恋人たち」

It was a Love and His Lass - 「お気に召すまま」劇中歌

ジョン・ウィルソン編「蜂が蜜吸うところで」

Where the Bee sucks - 「テンペスト」劇中歌

ロバート・ジョーンズ「さようなら、愛<sup>ひと</sup>しの女よ」

Farewell, Dear Love - 「十二夜」劇中歌

作曲者不詳「グリーン・スリーヴス」

Green Sleeves - 「ウインザー」の陽気な女房たち

〈演奏者〉

中島 万紀子(声楽), 田村 仁良(リュート), 田中 孝子(ヴィオラ・ダ・ガンバ)

(司会 明治大学文学部 准教授 井上 優)



## 7. 「第39回公開文化講座」の開催

総合テーマ 『シェイクスピアと日本』

開催日 2014年10月25日(土)

会場 明治大学駿河台キャンパスリバティタワー1階(リバティホール)

聴衆 160名

講演 第1部 近代日本とシェイクスピア

「翻案と翻訳の間—明治日本の異文化受容」… 神山 彰(明治大学文学部 教授)

「シェイクスピア・福田恆在・その翻訳」…… 福田 逸(明治大学商学部 教授)

第2部 現代日本におけるシェイクスピア

「現代日本におけるシェイクスピア上演

—蜷川幸雄, あるいは日本人がシェイクスピアを上演するということ」

…………… 野田 学(明治大学文学部 教授)

「私のシェイクスピア料理法」…………… 青木 豪(劇作家・演出家/明治大学文学部 兼任講師)

(司会 明治大学文学部 准教授 井上 優)

### Ⅲ 歴 代 所 長

期	氏 名	所 属	任 期
1期	杉原 莊介	文	1959.6 ~ 1961.5
2期	〃	〃	1961.6 ~ 1963.5
3期	淀野 三吉	〃	1963.6 ~ 1965.5
4期	渡辺 操	〃	1965.6 ~ 1967.5
5期	〃	〃	1967.6 ~ 1969.5
6期	山田 肇	〃	1969.6 ~ 1971.5
7期	〃	〃	1971.6 ~ 1973.5
8期	小室 栄一	〃	1973.6 ~ 1975.3
9期	〃	〃	1975.4 ~ 1977.3
10期	皆河 宗一	〃	1977.4 ~ 1979.3
11期	江島 祐二	政経	1979.4 ~ 1981.3
12期	〃	〃	1981.4 ~ 1983.3
13期	大塚 初重	文	1983.4 ~ 1985.3
14期	〃	〃	1985.4 ~ 1987.3
15期	坂本 和男	法	1987.4 ~ 1989.3
16期	〃	〃	1989.4 ~ 1991.3
17期	〃	〃	1991.4 ~ 1993.3
18期	福田榮次郎	文	1993.4 ~ 1995.3
19期	〃	〃	1995.4 ~ 1997.3
20期	近藤 正毅	理工	1997.4 ~ 1999.3
21期	〃	〃	1999.4 ~ 2001.3
22期	林 雅彦	法	2001.4 ~ 2003.3
23期	〃	〃	2003.4 ~ 2005.3
24期	永田 雄三	文	2005.4 ~ 2007.3
25期	居駒 永幸	経営	2007.4 ~ 2009.3
26期	〃	〃	2009.4 ~ 2011.3
27期	杉山 光信	文	2011.4 ~ 2013.3
28期	佐藤 義雄	文	2013.4 ~ 2015.3
29期	守屋 宏則	経営	2015.4 ~ 2017.3

#### IV 2014 年度研究種目別研究實施報告



# 1. 総合研究第1種実施報告

## アジアの政治社会の民主化と 明治大学留学経験についての総合的研究

A Study of East Asia Overseas Students in Meiji University and their Role to Democratize States Societies in their Home Countries

高田 幸男（研究代表者）  
山泉 進 鳥居 高 土屋 光芳  
村上一博

TAKADA Yukio  
YAMAIZUMI Susumu TORII Takashi  
TSUCHIYA Mitsuyoshi MURAKAMI Kazuhiro

本研究は、とくに広義の「民主化」と近代国家の建設に視座を置き、明治・大正期を中心に、明治大学に留学したアジア人留学生が、明治大学と神保町という空間で民主化をどのように学び、帰国後、どのような分野で活躍したのか、その分野において民主主義体制の固定化に寄与したのか、しなかったのか、またその理由は何か、を解明することを目的とする。

以下、2014年度の研究活動の実施状況と得られた成果を述べる。

### 1. 明治大学アジア人留学生関係文献の収集とデータベースの拡充・分析

今年度もひきつづき、各種人名辞典、紳士録、あるいは留学生に関する研究書など文献を購入あるいは複写し、日本留学、とくに明治大学（明治法律学校、明治大学予科・本科・専門部、別法人の経緯学堂などを含む）に在籍したアジア人留学生を諸文献から抽出し、データベースの拡充を進めた。

まず今年度購入した資料類でとくに大部のものは、『近代同学録彙編』（南開大学中国社会史研究中心資料叢刊、鳳凰出版社）である。『近代同学録彙編』は近代中国の名門大学等の卒業生名簿、校友会名簿などを集めたもので、そのなかには日本留学生の名簿も含まれており、貴重な史料である。

データベースの入力作業では、『民国人物大辞典』

（2007年）・『中国国民党百年人物全書』（2005年）から、合わせて1,390人の中国・台湾人日本留学生を抽出し、データベースに収録した。今までの入力総数は中国・台湾2,189人、韓国567人に達した。そのうち1割から2割が明治大学への留学であった。

### 2. 日本国内における研究交流

今年度は、大学史資料センターで計11回の研究会を開催した。そのうちの2回は学外の研究者を招聘し、研究報告をしていただいた。

まず呉念聖氏（早稲田大学招聘教員）「呉朗西の日本留学」は、アナーキスト呉朗西の日本留学中における日本人アナーキストとの交流に関する報告で、この報告を基礎に、後述するシンポジウムの報告をおこなうことになった。また吉見崇氏（東京大学大学院博士課程）「中国国民党政権の検察改革」は、1949年以前の国民党政権がどのような検察改革をおこない、そこに日本の検察制度や日本留学生がどのように関わったのかというもので、明治大学卒で検察総長まで務めた趙琛のような例はあるが、国民党内の主流は英米法学であったと述べた。

さらに1回は、来日中の靳明全重慶師範大学教授と交流会を持った。靳氏は近代中国日本留学史に関して『攻玉論』全4巻を出版しており、かつて、故加藤隆本学政治経済学部教授の研究グループで高田や長沼秀明（研究協力者）も交流したことがあった。今回、最新の留学生研究や資料に関する情報交換をおこなった。

2014年8月9日には、アジア教育史学会との共催で国際シンポジウム「近代アジアと『留学経験』—第二次世界大戦前の留学を中心に—」を開催した。土屋光芳（共同研究者）が、基調報告を兼ねて近代アジアにおける「留学経験」について概観する報告をおこなったほか、研究協力者の李恩元氏（明治大学大学院博士後期課程）が韓国から明治大学に学び「衡平運動」を起こした張志弼に関する報告をおこない、前述の呉念聖氏がアナーキスト呉朗西の上智大学留学について、台湾からは蔡錦堂氏（台湾師範大学台湾史研究所所長）が戦前の台湾人留学生の弁護士資格取得とその台湾への影響について、そして日本留学との対比で、長谷部圭彦氏（明治大学非常勤講師）がオスマン帝国からヨー

ロッパへ派遣されたムスリム・非ムスリムの留学生について報告をおこなった。シンポジウムでは、「留学経験」がアジア各地の国家建設や民主化等にどのような影響をもたらしたのか、留学元や留学先によってどのような特徴がみられるのか等について、活発な議論が交わされた。

### 3. 海外調査等

今年度は、海外調査を2回、国内での調査を1回おこない、合計6名の韓国・台湾の本学校友にインタビューをおこない、海外調査では、あわせて史料も収集した。以下、実施順に述べる。

(1) 韓国調査。2014年9月12日(金)から9月14日(日)まで、研究代表者の高田幸男、共同研究者の山泉進、研究協力者の秋谷紀男(本学政治経済学部教授)が、韓国ソウル市において、インタビューと史料調査をおこなった。インタビューの1人目は、1942年専門部法科卒の任甲寅弁護士、2人目は、1943年専門部法科卒で韓国の著名な西洋画家である張斗建画伯、3人目は1976年法学部卒で実業家の嚴泰又氏である。いずれも、生い立ち、明治大学へ入学するまでの経緯、大学での学業や学生生活、卒業後の活動などについて伺った。任弁護士は、明治大学卒の韓国人弁護士の活躍を知り、明大法学部への留学を決めたこと、恩師の勧めで高等試験司法科試験を受験し、司法試験最年少合格者となったことなどを語り、張画伯は、画家になりたかったが父が明治大学法学部ならば留学を許してくれたので、法学部で学ぶ一方で太平洋美術学校へも通って絵を学んだことなど、植民地朝鮮における明治大学の知名度を示す証言を得ることができた。さらに、任弁護士からは、回想録や高等試験司法科試験の合格証などのコピーをいただいた。

(2) 国内調査。2014年10月1日(水)に明治大学にて、高田幸男、山泉進、土屋光芳、研究協力者の秋谷紀男、山下達也(本学文学部専任講師)、阿部裕樹(大学史資料センター職員)が、本学校友会大韓民国支部長朴元錫氏(1960年法学部卒、62年修士、65年博士号取得。元韓国外国語大学校法科大学学長)へのインタビューをおこなった。朴氏は明治大学へ留学するまでの経緯、在学中の恩師や学友との交流、その後のドイツ留学のことなどを詳細に語り、かつ、在学中に使用した教科書を大学史資料センターへ寄贈された。

(3) 2015年2月26日(木)から3月1日(日)まで、高田幸男、山泉進、土屋光芳、村上一博が、台湾台南市・新北市において調査をおこなった。この間、11月には明治大学校友会大韓民国支部および台湾支部で

アンケート調査を実施し、その結果、校友会台湾支部前幹事長顔光甫氏の紹介で、台湾調査が実現した。1人目辛忠道氏(1966年本学政治経済学部卒)へのインタビューは、辛氏の父文炳氏が1936年本学法学部卒で南台科技大学の創設者であったため、南台科技大学を訪問することになり、同大との交流会の様相を呈したため、忠道氏に対するインタビューはほとんどできなかった。だが、同大辛文炳記念室に、辛文炳氏が残した教科書・ノートをはじめアルバムや羽織袴まで保存されており、それらの所蔵品が単に留学生史研究のみならず明治大学史全般に関わる貴重な史料群であることがわかった。2人目は1943年本学政治経済学部中退の曹伯輝氏で、明治大学へ入学するいきさつ、苦学の末退学した経緯、退学後に上海へ渡ったことなど生々しい貴重な証言を得ることができた。

### 4. 成果の公開

今年度は、以下の成果を公開した。

まず、大学史資料センター『大学史紀要』第20号に「明治大学 アジア留学生研究Ⅱ」と題して特集を組み、下記の成果を掲載した。

#### 国際シンポジウム記録

高田幸男(研究代表者)「近代アジアと『留学経験』—第二次世界大戦前の留学を中心に」

土屋光芳(共同研究者)「中国人の『留学経験』について—辛亥革命前後から国民政府期まで」

呉念聖「呉朗西の日本留学とアナーキズム」

蔡錦堂「戦前に日本に留学した台湾人学生が社会に及ぼした影響—弁護士資格取得者を対象に」

李恩元(研究協力者)「『衡平運動』を通して見た張志弼の日本認識」

長谷部圭彦「人材養成とナショナリズム—オスマン帝国からヨーロッパへの留学」

山本一生(立正大学非常勤講師)「参加記」

秋谷紀男(研究協力者)「朝鮮戦争と在日学徒義勇軍」

長沼秀明(研究協力者)「経緯学堂の教育実態」

朴元錫(高田幸男校注)「明治大学韓国同窓会(校友会大韓民国支部)人物誌」

山泉進(共同研究者)・加藤徹「師尾源蔵資料と『経緯学堂主旨』の読み下し文」

鈴木将久(元共同研究者、現一橋大学教授)「書評 小谷一郎著『一九三〇年代中国人日本留学生文学・芸術活動史』・『一九三〇年代後期中国人日本留学生文学・芸術活動史』」

阿部裕樹(研究協力者)編「明治大学史資料セン

## ター所蔵 アジア留学生関係資料目録

このうち、「国際シンポジウム記録」は、上述のシンポジウムの各報告要旨に高田の概要説明と山本の参加記を付したもので、秋谷「朝鮮戦争と在日学徒義勇軍」は、日本留学中の韓国人学生が義勇軍を結成して朝鮮戦争に参加した実態とその大学史における位置づけを試みたもの、長沼「経緯学堂の教育実態」は明治大学が中韓留学生のために設立した経緯学堂の「きわめて自由」な実態を確認しその功罪を考察したものである。朴「明治大学韓国同窓会（校友会大韓民国支部）人物誌」は韓国各界で活躍する明治大学出身者を顕彰するもので、日本語で寄稿されたものを高田が校閲した。その人数と多彩さに驚かされるとともに、今後の研究の重要な手がかりとなる資料である。山泉・加藤「師尾源蔵資料と『経緯学堂主旨』の読み下し文」は、戦前期明大に学ぶ中華人留学生の指導・援助にあたった師尾源蔵が『日本及日本人』第136号（1927年）に発表した「支那留学生は如何に日本を見るか」、および「経緯学堂主旨」（『明治学報』第76号、1904年）の中国語原文とその書き下し文を掲載し、考察を加えた。

さらに、『エムスタイル』69号、2014年10月に「大学史の散歩道 vol.139 経緯学堂と中国人速成留学」（高田幸男、研究代表者）と題して、研究成果の一部を紹介した。

以上のように2014年度は、2012年度、2013年度に築いた国内外の研究者や海外校友との協力態勢のうえに、多くの成果を得ることができた。国際シンポジウム等で近代アジアにとって日本留学・明治大学留学が何をもたらしたのか、幅広い研究者と意見交換をし、韓国校友に対するインタビューに引き続いて、台湾校友に対するインタビューも実現し、今後さらに深い研究を展開するための基盤を確立することができたといえる。

## 2. 共同研究実施報告

### L2 スピーチプロダクションの発達研究： ダイナミックシステム理論からのアプローチ

Study of L2 Speech Production from a Dynamic Systems Approach

尾関 直子 (研究代表者)

廣森 友人

OZEKI Naoko

HIROMORI Tomohito

#### 1. はじめに

本研究の目的は、プランニングの時間がなく、プレッシャーがかかる状況下でのスピーチパフォーマンス (即興で話す状況) をダイナミックシステム理論 (Dynamic Systems Theory: DST) の観点から縦断的に検討することである。昨年度 (2013 年度) は主として文献調査を通じて、DST についての理解を深めるとともに、DST アプローチに基づいた実験計画を立てた。今年度 (2014 年度) は実験計画に基づいた調査を行い、その結果をまとめる。以下では、実験の概要と現段階での分析結果について報告する。

#### 2. 実験の概要

まず、今回の実験では、スピーキングタスクとして、2 コマから 6 コマの漫画を見て英語で物語を作るという課題を準備した。実験に参加する学生には、週 5 日間、約 2 週間にわたり、スピーキングジャーナル (後述) を利用して物語を作る練習をしてもらった。スピーキングジャーナルには、関連する実験でよく使われる Heaton の Beginning Composition Through Pictures (2007) から漫画 8 作と Composition Through Pictures (1980) から漫画 2 作、計 10 作を選び、ジャーナルを作成した。また、ジャーナルの各エントリーには、与えられたタスクが終了するごとに自分のスピーキングを振り返り、文法や語彙、内容の修正点を参加者自らが考える自己評価欄を設けた。

一方、スピーキングジャーナルを用いた約 2 週間にわたる実験の前後には、研究代表者と共同研究者がこ

れまでの先行研究で作成した質問紙尺度による調査、ならびに 4 コマの絵を見て、3 分以内に即興で英語の物語を作成するという先述したタスクと類似したスピーキングタスクをプレテスト、ポストテストとして実施した。質問紙の構成は、認知的な要因 (例: 「面白そうな絵 (課題) だと思った」「物語を自分で作るのは難しそうだった。」)、情意的な要因 (例: 「初めて経験する課題だったので戸惑った」「物語を自分で作るのは難しそうだった。」)、言語的な要因 (例: 「適当な単語が思いつかなかった」「発音やイントネーションがうまくできなかった。」) に関する項目、計 20 項目からなるものであった。

さらに、プレテスト、ポストテスト、ジャーナルに基づくスピーキングタスクのスピーチはすべて IC レコーダーに録音し、データを文字化した。スピーキングのパフォーマンスを分析するにあたっては、「正確さ」(accuracy)、「流暢さ」(fluency)、「複雑さ」(complexity) (以上、AFC) に代表される複数の側面から、その評価を行った。なお、AFC の測定に際して、具体的にどの指標を採用するかは決まりはなく、研究者によって多様である。今回の実験では、これまでの実験で頻繁に用いられている以下の指標を用いることにした。すなわち、「正確さ」は総語数に対するエラーの割合、AS ユニットごとのエラーの割合、「流暢さ」は一分ごとの音節数、総語数に対して一秒以上のポーズの回数、「複雑さ」は一文節中に含まれる AS ユニットの数、話された全文章に占める動詞形態の数である。

#### 3. 現段階での分析結果

##### 3.1. スピーキングタスクにおけるパフォーマンスの分析

先述した研究方法、分析指標を用いて行われた実験の分析結果をまとめたものが、以下の表 1 である。表を一見してわかることは、プレテスト (1 回目)、2 週間にわたる計 10 個のスピーキングタスク (2 回目～11 回目)、そしてポストテスト (12 回目) まで、ほぼ一貫して総語数が増えている (例えば、1 回目は 96 語、12 回目は 201 語)。これは回数を重ねるにつれて、参加者が少しずつタスクに慣れ、より多く発話できるようになったことを示すものである。つまり、こういったスピーキングタスクを繰り返すことにより、話すこ



とへの抵抗感や不安感を低減できる可能性があると予測される。

表 1: スピーキングパフォーマンスの分析結果

		総語数	AS ユニット	エラーの数	A1	A2	F1	F2	C1	C2
1	プレテスト	96	9	5	0.05	0.56	49.4	0.17	1.22	3
2	タスク 1	158	16	5	0.03	0.31	85.4	0.20	1.18	3
3	タスク 2	126	16	4	0.03	0.25	37.3	0.23	1.00	3
4	タスク 3	124	12	4	0.03	0.33	37.8	0.19	1.33	3
5	タスク 4	120	11	3	0.03	0.27	39.4	0.23	1.27	4
6	タスク 5	131	13	1	0.01	0.08	36.2	0.31	1.31	3
7	タスク 6	195	19	2	0.01	0.10	57.2	0.16	1.53	2
8	タスク 7	127	11	4	0.03	0.36	35.5	0.31	1.09	3
9	タスク 8	173	16	1	0.01	0.06	44.5	0.21	1.06	5
10	タスク 9	167	15	5	0.03	0.33	45.5	0.20	1.13	5
11	タスク 10	188	16	3	0.02	0.19	60.0	0.18	1.06	6
12	ポストテスト	201	23	4	0.02	0.17	65.0	0.16	1.13	6

(注: 表中の AFC はそれぞれ頭文字のみの表記となっている)

つぎに、AFC の各指標に基づき、スピーキングデータをより詳細に分析する (表 1 の分析結果を図にまとめたものを、それぞれ図 1 ~ 図 3 に示す)。「正確さ」については、わずかながらではあるが、全体として右肩下がり、すなわちエラーが減り、正確さが向上して

いる傾向が見て取れる。実際の分析においても、ポストテストに近づくにつれて、本研究におけるエラーの対象外としていた「言い直し」も少なくなっている様子が伺えた。

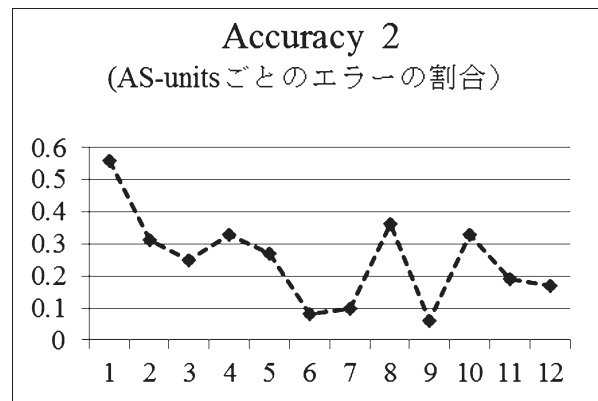
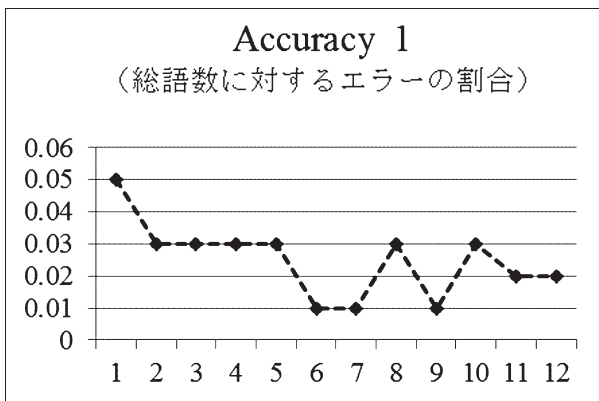


図 1 : 正確さ (accuracy) に関する分析結果の概要

「流暢さ」については、音節の数の変化を見ると、8 回目あたりから緩やかな右上がりのグラフになっていることから、スピーキングタスクの繰り返しが流暢さ向上にプラスの影響を与えた可能性が示唆された。また、先の「正確さ」と同様、6 回目～8 回目あたりの指標のブレが他と比べて大きい傾向が確認された。このことについては後述する。

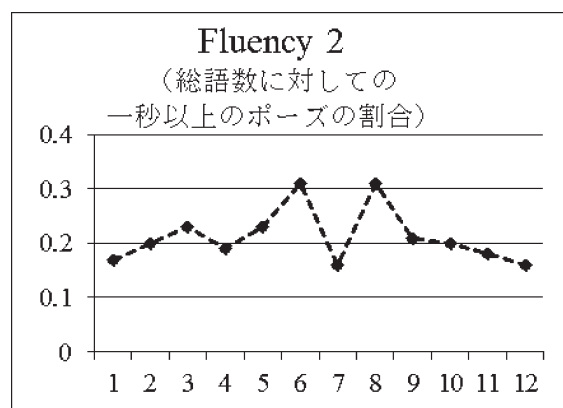
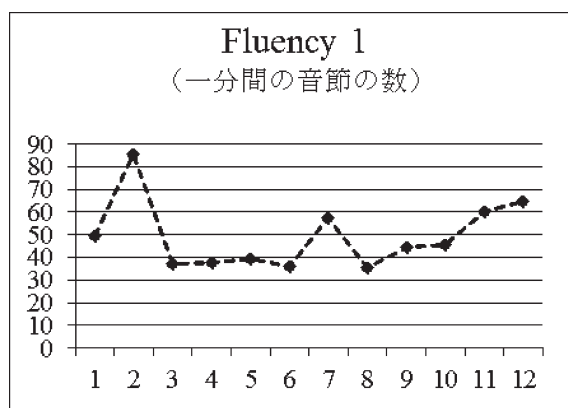


図2: 流暢さ (fluency) に関する分析結果の概要

最後に「複雑さ」だが、AS-units 中の文節数に関しては、あまり変化は見られなかった。そもそも今回のスピーキングタスクは、単純に漫画を描写するというタスクであり、参加者自身が話の内容を考えるわけではないことから、話を膨ますには限界があること、文節数を増やしにくかったことが原因と考えられる。

また、動詞形態の種類については、時制 (例: 現在形, 過去形, 現在完了形), 法 (例: have to, can, may, should), 態 (例: 能動態, 受動態) などがある。図から明らかなように、回数を重ねるごとに徐々に右肩上がりとなっており、多様な動詞形態を取り入れて話していることがわかる。

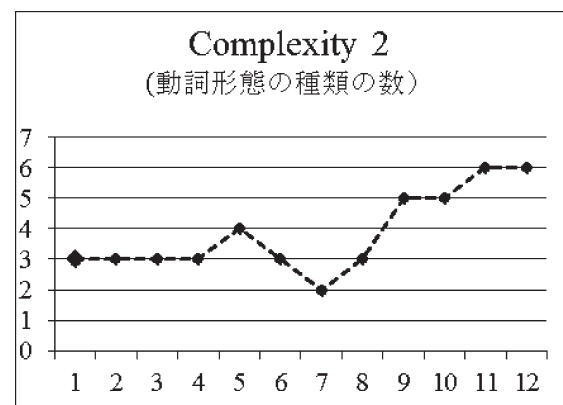
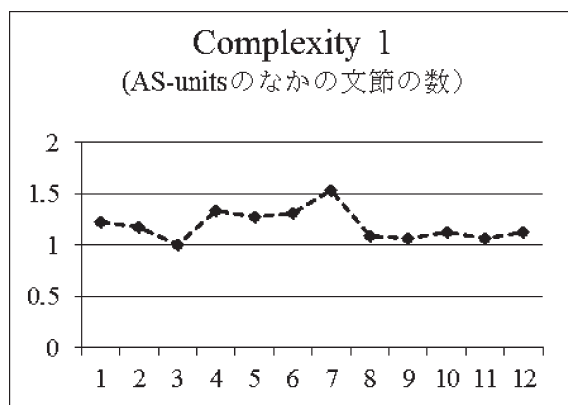


図3: 複雑さ (complexity) に関する分析結果の概要

以上のように、AFCそれぞれの観点から、スピーキングデータの分析を試みた。全12回にわたるタスクの分析結果から、いずれの指標においても、6回目～8回目のスピーキングにおいて、明らかに質的に異なるパフォーマンスが見られていることが確認された。これはダイナミックシステム理論で言う「phase shift」(対象とする変数の発達過程に見られる(時には劇的な)変化点)がこの時期に起きていた可能性を示唆するものと考えられる。では、なぜ、このような変化が生じたのだろうか。以下では、プレテスト、ポストテスト時に行われた質問紙調査の結果から、その原因を探りたい。

## 3.2. 質問紙尺度の分析

先述したように、質問紙は認知的、情意的、言語的要因に関する計 20 項目（すべて 7 件法）からなるものであった。以下では、紙幅の関係から、プレテスト、ポストテスト間で統計的に有意な差が見られた 6 項目を表 2 に示す。

表 2：質問紙尺度の平均、標準偏差と  $t$  値

	プレテスト		ポストテスト		$t$ 値
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	
初めて経験する課題だったので戸惑った。	5.80	1.21	4.07	2.34	2.90*
沈黙してしまう時間が多かった。	5.80	1.57	4.80	1.61	2.42*
知っている単語がけっこう使えそうだと思った。	4.53	1.46	5.87	1.06	-2.94*
課題に取り組んでいる時、うまく行っているのが嬉しかった。	2.20	1.15	4.13	1.13	-5.21**
課題はうまくできたので充実感を感じた。	1.87	0.64	4.00	1.36	-6.63**
話す前に、心の中で言ってみようと思った。	4.13	1.77	5.73	1.58	-4.41**

(\*  $p < .05$ , \*\*  $p < .01$ )

表から、参加者のパフォーマンスに質的な変化を与えた背景には、少なくとも 3 つの要因が考えられる。すなわち、(1) タスクに対する慣れによる不安や焦りの軽減、(2) うまくタスクに取り組んでいるといった認識から生じる自信、(3) プランニングやモニタリングといった自己観察、である。とりわけ、プレ-ポスト間において有意差が見られた 6 項目のうち、「話す前に、心の中で言ってみようと思った」を除く 5 項目がすべて情意的要因に関するものであったことは注目に値する。

従来、プランニングの時間がない状況下（即興で話す状況）でのスピーキングパフォーマンスは単に英語力の問題であり、言語習熟度が高ければできるし、低ければできないと一般的に考えられてきた。それに対して、本研究の研究代表者らはこれまでの調査から、即興で話す場合は言語習熟度と同じように、不安感や自己効力感といった情意的要因がパフォーマンスに影響を与えることを繰り返し指摘してきたが、本実験でもそのことを支持する結果が得られた。今後は、スピーキングジャーナルの詳細な分析などを通じて、参加者のパフォーマンスに影響を与えた情意的要因の働きをより精緻に考察していく予定である。

### 3. 個人研究第1種実施報告

#### トスカナ大公国における封建貴族層

I feudatari nel Granducato di Toscana

北田 葉子

KITADA Yoko

本年度はブルボン・デル・モンテ・サンタ・マリア家を中心に研究を行った。とくに16世紀の同家については、一次史料を利用した詳細な研究を行うことができた。

ブルボン・デル・モンテ・サンタ・マリア家は、トスカナからウンブリア地方にかけての地域を本拠地とする古い封建貴族である。伝承を除いても、少なくとも10世紀にはこの地方の伯または侯爵として史料に登場している。皇帝封土としてトスカナとウンブリアの境に位置するモンテ・サンタ・マリア（現モンテ・サンタ・マリア・ティヴェリーナ）とソルベッコを所有しているが、近隣のフィレンツェ共和国、そしてフィレンツェ共和国が倒れたのちにはトスカナ大公国に臣従の誓いを行っている。しかしこの一族についての研究は少なく、系図学的あるいは郷土史的研究がほとんどである。またトスカナ大公国の研究においても、ブルボン家をはじめとする封建貴族についての研究はほとんど進んでいない。

しかし16世紀半ばに一族の長であったジャン・マッティアをはじめ、ブルボン家の人々がトスカナ大公あるいはその書記たちに出した書簡については、かなりの数がフィレンツェ国立古文書館に残されている（Archivio di Stato di Firenze, Mediceo del Principato）。それらを読んでいくと、当時の封建貴族の君主との関係や彼らの抱えていた問題、彼らのフィレンツェ社会との関係などが見えてくる。

ブルボン家の領土はローマ教会国家に接しており、16世紀の半ばにイタリア戦争が完全に収まるまでは、危険にさらされる可能性があった。実際に何度か危険と思われる事態が起きているが、その時に一族の長ジャン・マッティアが頼ったのは、トスカナ大公国の君主コジモ1世であった。また一族の間で係争が起

こったり、他の封建貴族との間で問題が発生した時にジャン・マッティアが書簡を書いて仲裁を依頼したのもコジモ1世であった。この地方で最も頼ることができ、ある程度の軍事力も維持しているトスカナ大公は、いわば彼らの上位権力として機能していたということが出来るだろう。

しかし依存しているだけでは、両者の関係は一方的なものになってしまう。ブルボン家はコジモ1世が決闘場の提供を求めている時には快諾している（これは当時の習慣で、封建貴族が決闘の場所や審判を提供することになっていた）。また一族の中にはコジモ1世を主君として、一生仕えたものもいる。たとえばピエロは、ジャン・マッティアとは別の分家の出身だが、シエナ戦争で軍人として活躍し、その後ピサの要塞の城主となり、ピオンビーノ総督、ピサ総督などを歴任し、コジモ1世が創設したサント・ステファノ騎士団の騎士となり、その総司令官にまでなっている。またジャン・マッティアの息子たちも、軍人としてあるいは宮廷人としてトスカナ大公国に仕えている。直接トスカナ大公国に仕えていないものでも、たとえば、モンティーノという名で呼ばれていたジャコモは、ウルビーノ公や教会国家に仕えながら多くの情報をコジモ1世に流している。

このようにコジモ1世時代に君主とブルボン家は密接な関係を築き、16-17世紀には多くのブルボン家のものがメディチ家の軍人あるいは宮廷人として活躍していた。ただし、彼らはフィレンツェ人の社会にはあまり入りこまなかった。それは婚姻関係から明らかである。彼らは近隣の封建貴族と姻戚関係を結ぶことが多く、フィレンツェ人と結婚することは少ない。したとしてもフィレンツェの枠を超えてトスカナ以外にも領土を持つようなフィレンツェの一族との婚姻がほとんどであった。しかも17世紀の後半になると、それまでトスカナ大公に仕える者を多く出していた分家でも、その数が減少する傾向がある。17世紀後半には、フィレンツェの有力市民たちが宮廷で最大勢力となった時代である。フィレンツェ社会になじんでいなかった古くからの封建貴族であるブルボン家は、トスカナ大公国から離れていったものと思われる。ただし、18世紀になりメディチ家が断絶して、ロレーヌ家がトスカナ大公国の君主となると、その宮廷で活躍

するものが出てくる。フィレンツェ人が外国君主に仕えることに積極的ではなかったことがその理由として考えられるだろう。

ブルボン家は、封建領主として1815年まで独立を維持した。彼らはフィレンツェや教会国家といった大きな国家には呑み込まれることはなく、またフィレンツェやローマといった中心都市の社会に吸収されることもなかった。君主に依存し、仕えるだけでなく、君主の求めに応じ、協力の要請にこたえ、情報も提供した。臣下ではあるが、トスカナ大公国のみを頼っていた訳ではなく、教会国家やスペイン、皇帝に仕えたものも数多い。境界の地に住んでいた彼らは、一族によってネットワークを張り巡らし、さまざまな事態に対処できるようにしていた。ただし16世紀には彼らが最も依存していたのは、トスカナ大公国であった。トスカナ大王国にとっても、彼らは必要であった。かつては共和国であったこの国家には、宮廷を彩るべき封建貴族はほとんどおらず、軍人としての経験のあるものも少なかった。そのようなニーズにこたえたのが、辺境の封建貴族であったブルボン家だったのである。両者はいわば協力関係にあったといえることができるだろう。しかしトスカナ大公国が彼らの必要性をあまり感じなくなっていった時、彼らは活動の場を別のところに求めたのではないだろうか。

### エルンスト・シュナーベルの ラジオ・フィーチャー研究

Eine Untersuchung über Ernst Schnabels Radio-Features

渡辺 徳美

WATANABE Narumi

第二次世界大戦直後、ハンブルクの放送局にBBCの放送形式「フィーチャー (Feature)」がイギリス占領軍によって伝えられた。ドイツにおけるそのパイオニアとして多大な貢献をした作家エルンスト・シュナーベルは、事実を素材にして、聴取者が真実に接近することのできるラジオを媒介とする新たな文学形式を創造し、アウシュヴィッツの後、何をどのように書くべきか悩んでいたドイツの作家たちに一つの可能性を示した。私は2014年度も、シュナーベルのフィーチャー制作をさらに解明するために、以下のような

ジャーナリズムと文学が融合した作品を新たな資料とともに分析した。

#### 1. 聴取者参加のフィーチャー

ハンブルクの北西ドイツ放送は、終戦後に迎えた二度目の冬の最中にドイツ人が何を考え、どのように生活しているのかを一大プロジェクトによって調査した。その結果届いた聴取者の三万五千通の手紙によって制作され、1947年5月16日に放送されたのが、エルンスト・シュナーベルのフィーチャー『1947年1月29日』である。この作品の制作に使われた、多数のドイツ人の戦後を一日に集約したモニタージュ手法は、三年後に八万通の聴取者の手紙によって制作され、1950年3月30日に放送された『明日のような一日』にも認められる。作家によれば、ますます複雑になっている世界や人間の生を聴取者に効果的に提示するのに適した形式は、多数の視座を表現し得るフィーチャーであるという。「1950年2月1日」のドイツ人の一日が主題となっている『明日のような一日』を『1947年1月29日』と比較検討してみると、経済の好転が見られても、多数のドイツ人の心身に依然として戦争の痕跡が色濃く残っていたことが分かる。1947年と1950年の二つのフィーチャーは無名の人々に光を当てて、ドイツ人の日常の体験や思考を放送作品として記録したものである。つまり、それを第三帝国の崩壊と敗戦の後の民衆史として捉えることができる。また両作品には、ラジオを聴く孤独な人々を励まそうとする作家の意図も巧みに織り込まれている。作家の精神が表現されなければ、いくら技術を駆使しようと優れたフィーチャーと見なされることはない、とイギリスの「フィーチャーの父」ローレンス・ギリアムは言っている。

1977年に、ケルンの西ドイツ放送とハンブルクの北ドイツ放送が三度目の視聴者参加プロジェクトを実行したとき、ラジオは世の人々の注目を集める力をとうに失っていたことを認識せざるを得なかった。シュナーベルが二千五百通の手紙によって制作し、西ドイツ放送が1977年11月7日に初めて放送した『1977年1月29日』は先の二作品とは異なり、単調な形式に終始するフィーチャーであるが、ドイツ社会とドイツ人の変化は興味深い。

#### 2. ナチズムの過去に迫るフィーチャー

1958年3月9日に北ドイツ放送から放送された『アンネ・フランクーある子供の足跡』はエルンスト・シュナーベルがアンネ・フランクをテーマとして制作したフィーチャーである。ユダヤ人少女がナチに迫害されてアムステルダムの隠れ家で過ごした約二年の間にオ

ランダ語で綴った日記は、1947年にオランダで出版された。次いで、1950年にドイツ語翻訳版が、1952年に英語翻訳版が初めて出版され、いつしかホロコーストに関する象徴的なテキストとして世界中で知られるようになった。しかし、ホロコーストを扱う文学はほとんど見られなかった1950年代の西ドイツで、犠牲となったユダヤ人自身が書き残した作品の信憑性に対して、極右思想をもつ人たちが疑念を表明した。そうした声を掻き消すために、シュナーベルは少女がフランクフルト・アム・マインで生まれてから、アウシュヴィッツを経てベルゲン＝ベルゼン強制収容所で命尽きるまでの間に彼女と接触したことのある人々に取材した。そうして集められた証言が繋ぎ合わされた『アンネ・フランク―ある子供の足跡』はアンネの短い生涯や素顔を多角的に浮かび上がらせることに成功している。この放送作品は『アンネの日記』とは別の形でユダヤ人の受けた迫害を糾弾し、ユネスコから人権賞を授与された。

1960年代に入って、戦争が次第にドイツ人の脳裏から消え去っていくのを阻もうとするかのように、シュナーベルはチェコにおけるナチの犯罪を追及した。1961年1月29日に北ドイツ放送から放送されたフィーチャー『沈黙の村』は、1942年6月10日にドイツ軍がラインハルト・ハイドリヒ暗殺の報復措置としてプラハ近郊のリディツェという炭鉱労働者の村を破壊しつくした事件を扱っている。作家はその村を訪れて、暗殺者はその村とは何ら関係がなかった真相と事件の背景を自ら突き止めた。優れたフィーチャーの形式こそが真実を伝達することができると考えていたシュナーベルは、『沈黙の村』においては多数のドキュメントにジョン・ダンの詩などの文学的な要素も加味して複雑なモンタージュ芸術を創造した。そして、それはナチの犯罪を暴き、ドイツの聴取者の心のなかに虐殺されたチェコ人に対する罪の意識を呼び起こす放送となった。

## 生成文法における長距離依存に関する 局所性について

Locality on Long-Distance Dependency in  
Generative Grammar

石井 透

ISHII Toru

理論言語学(生成文法)において、理論的枠組みが経験的証拠及び理論的要請に基づき変化している側面があるのは事実であるが、人間の精神/脳の中に「言語機能」が存在するという理論の根幹をなす作業仮説は、理論言語学の始まりから現在に至るまで不変である。ここでの「言語機能」とは、その他の認知システムと相互作用を起こしながらも言語専用の自律したシステム(すなわち、「心的器官」)であり、これによって、「人間が精神/脳の内に持っている言語能力」という意味での「言語」の獲得が可能であると考えられている。すなわち、一言で言えば、生成文法とは、「言語機能」の構造と機能に関する理論であると言える。言語が音と意味とを結びつけるシステムである以上、「言語機能」はインターフェイスレベルと呼ばれる表示レベルを通じて少なくとも2つの外部システム(すなわち、音に関するシステムと意味に関するシステム)と触れ合っていると考えられる。「言語機能」は音と意味のシステムとのインターフェイスレベル(それぞれを、音声形式・論理形式と呼ぶ)を作り出すシステム、さらに言えば、語彙項目の集合を音声表示と論理形式に写像するという計算を行うシステムであると考えられる。この言語機能が持つ重要な特性の一つと考えられているのが、「移動/内的併合」を含む長距離依存に関する「局所性」であり、生成文法初期から現在まで常に中心的な研究課題であり続けている。

原理・パラメータモデル下でChomsky (1986)によって提案された「障壁理論」は、80年代前半までの局所性条件に関する研究成果が結集されたものである。そこでは、「下接条件」、「取り出し領域条件」及び「空範疇原理」という、それまで提案された異なる局所性条件が、「障壁」という概念の下で統一化された。しかし、90年代初頭に提唱された「極小モデル」では、言語機能の諸特性は、言語が仲介する「概念—思考系システム」(意味に関するシステム)及び「感覚—運動系システム」(音に関するシステム)からの「要請」

によるものか、あるいは、言語機能に埋め込まれている最適性の帰結のどちらかであるとされ、障壁理論で用いられていた「(適正) 統率」やD構造・S構造などは廃棄された。そこで、極小モデルの下での局所性の説明を目指し、これらの概念に依らない様々なアプローチが提案されている。主なものとしては、「相対的最小性」またはその発展形である「最小連結条件」、「欠如要素介在制約」を用いたアプローチ、「位相」を用いたアプローチ、島領域は後段併合 (late Merge) されるとするアプローチ、島領域は不活性化された要素であるとするアプローチ、「概念—思考系システム」の「要請」によるアプローチなどがある。

本研究では、これまでの局所性に関する研究を基礎として、「下接条件」、「取り出し領域条件」、「空範疇原理」に関する経験的問題の解決を目指して研究を進めた。まず、「空範疇原理効果」に関しては、極小モデルでの局所性に関するアプローチの再検討から始め、対象とする現象を「空範疇原理効果」に絞って考えた場合、どのようなアプローチを採用すると原理的な説明が可能かを検討した。次に、「下接条件効果」及び「取り出し領域効果」に関しては、「音調句」、「主要音韻句」などの韻律句が、これまでの「境界節点」及び「取り出し領域」の役割を果たしているという可能性を追求した。その手順として、まず、韻律構造と統語構造との相互関係について、これまで行われた研究を精査した。特に、「位相」が韻律構造を決定するのに重要な役割を果たすという考え方 (Kratzer and Selkirk 2007 など) に注目した。何故なら、「位相」は以前の枠組みでの「循環節点」と類似しており、この「循環節点」は、「下接条件」の定義で用いられていた「境界節点」と同じであると考えられていたからである。さらに、統語構造から韻律構造への写像においては、言語間差異が存在することがすでに指摘されており、この点で「下接条件」及び「取り出し領域条件」に関する言語間差異の存在も導き出せると考えた。

さらに、「下接条件効果」及び「取り出し領域効果」が、音韻部門内での外在化過程で、韻律構造に適用される制約によるものであるという方向を検討した。もしこの方向性が正しければ、これらの局所性に関する言語間差異は、各々の言語の韻律構造の違いに起因ことになるが、それを確かめるため、「wh 島の条件」の言語間差異に関しては、英語とイタリア語・スペイン語、「主語条件」の言語間差異に関しては、英語とスペイン語・日本語を対象としてデータを集め、それに基づき一般化を導き出し、さらには具体的分析を提案した。

## 多民族都市レスターのホワイト系移民たち

White Immigrants in the Multi-Ethnic City of Leicester

佐藤 清隆

SATO Kiyotaka

本研究は、これまで進めてきている多民族都市レスターを中心に「イギリスの多民族・多宗教統合と《共生》の問題」を歴史的に考察しようとする研究プロジェクトの一環として、南アジア系、ブラック系移民の研究に続き、さまざまなマイノリティ集団を含むホワイト系移民（ラトヴィア系、アイルランド系、ユダヤ系、ポーランド系など）の歴史と文化を研究しようとするものである。昨年度は、アイルランド系とラトヴィア系移民を中心に報告したので、今年度は、これまでの研究や調査から明らかになっているユダヤ系とポーランド系移民を中心に報告する。

[ユダヤ系移民]

第一に、レスターのユダヤ系コミュニティは、19世紀半ばに始まる。そのユダヤ系指導者の一人は、1859年に「洋服仕立業会社」を設立し、ユダヤ人を雇用したサー・イスラエル・ハートである。彼は、レスター市議会議員になり、後には市長にもなっている。さらに80年代以降、ふたたびユダヤ系移民が入ってくるが、彼らの多くは、東ヨーロッパの経済的貧困やロシアのアレクサンダー2世の虐殺に端を発する「ポグロム」の宗教的迫害から逃れてきた「アシュケナジム」である。そして、97年までは、移民地区として知られるハイフィールズにレスター最初のシナゴグが建設されるのである。これが、「オーソドックス・ジューイッシュ・シナゴグ」(以下「オーソドックス」)を拠点とするユダヤ系コミュニティの始まりであるが、ユダヤ系人口は家族も含め200人程度で、決して多くはなかった。このシナゴグは、1997年に創立100周年を迎えているが、その人口は地元紙によると、700人程度である。しかし、21世紀に入り、高齢化が一層進むなか、このシナゴグは活動を停止し、すでに建物の売却が予定されている。

第二に、ユダヤ系人口が増えたのは、第二次世界大戦前夜のドイツにおけるユダヤ人迫害以降で、1946年のあるデータでは約800人である。彼らの多くは編み物製造業（靴下・メリアスなど）に従事した。彼ら

の一部がもう一つのユダヤ系コミュニティを形成する。それが「レスター・プログレシヴ・コングレーション」(以下「プログレシヴ」)である。この組織は1950年代に活動を開始した。そして95年には元幼稚園を購入し、別のシナゴグをオープンしたのである。それは、現在、レスター南部の富裕なナイトン地区にあり、小規模ながら、そこを中心に活動を続けている。

第三に、このように、レスターのユダヤ系移民も一枚岩ではない。また、これら「オーソドックス」と「プログレシヴ」との関係は、ユダヤ教の考え方、習慣、政治的な立場などが違うこともあり、必ずしも良好な関係にあるとはいえない。しかし、ときおり両者のあいだに「改宗」による移動もみられる。

第四に、レスター市当局傘下のさまざまな宗派を束ねた「レスター多宗教協議会」との関係については、どちらかといえば、「プログレシヴ」は積極的に関わっているが、「オーソドックス」は「ホロコースト・メモリアル・デー」(1月)に関わる程度である。

第五に、調査は難しいが、注意しなければならないのは、ユダヤ系と言っても、シナゴグとの関わりを持っていない人たちもかなり存在する点である。

最後に、彼らとのインタビューに耳を傾けていくと、ホロコーストを体験した世代であれ、その後イギリスで生まれた子供たちであれ、彼らの生き方に対するホロコーストの傷跡は非常に大きいことが分かる。たとえば、ホロコーストを体験した父親が子どもに語る「イギリスでは決して自分がユダヤ人であることを他人に明かさな」という言葉や、成人近くになるまで、自分がユダヤ人であることを知らせていなかった子供たちの例がそうである。

#### [ポーランド系移民]

第一に、第二次世界大戦中、連合軍や英国軍として働いていたポーランド系の一部が、戦後、ポーランドがソビエト連邦の支配下に置かれたとき、帰国を望まず、イギリスへの定住を希望した。戦後の労働力不足を緩和しようとする英国政府によるポーランド人再定住法(1947年)もあり、彼らはイギリスへの定住が可能となった。イギリス中に30以上、レスターシャでも5つの難民キャンプ地がつくられ、レスターも彼らの定住地の一つになっていく。1951年ですでにポーランド生まれが約千人、61年には約1,500人を数えている。彼らは、最初家賃が安く、工場が隣接している移民地区のハイフィールズに居住し、そこがポーランド系移民コミュニティの中心となったのである。

第二に、そこから、ポーランドの文化や伝統を守り、それを子供に伝えていこうとする活動も始まってい

る。彼らは最初アイルランド系カトリック教会のミサに参列していたが、その後、ポーランド系移民だけの聖パウロ・カトリック教会を、同じハイフィールズ地区にオープンする。1954年に始まった土曜学校では、ポーランド語だけでなく、ポーランドの歴史や地理も教えている。そして、1998年にはこのポーランド系コミュニティは50周年を祝っている。しかし、1990年代以降、ハイフィールズ地区に新たなムスリム移民(ムスリム人口やモスクが増え、徐々にこの地区がムスリム地区になっていく)を増えてくるなかで、彼らは、この教会の移転を決意し、2003年にエヴィントン地区に新しい教会を建設し、オープンしたのである。

第三に、21世紀に入り東ヨーロッパ諸国(ポーランドもその一つ)がEUに加盟するなか、他の東ヨーロッパ系の移民と並んで、ポーランド人が数多くイギリスに、そしてレスターにも入ってきて、レスターのポーランド系コミュニティも新たな変化の時代を迎えている。彼らは同じポーランド系移民でも、戦後すぐに渡英してきたポーランド系移民とは異なる文化を持つ「新移民」である。

最後に、彼ら(とくに旧移民)とのインタビューから浮かび上がってくる点であるが、彼らがブラック系や南アジア系移民が入ってくる前にレスターに定住していることもあって、ブラック系や南アジア系の経験とはかなり異なる話が登場する。とくに彼らの話で強調されているのは、第二次世界大戦の移動の経験(シベリア、インド、東アフリカなど)、ソビエトやナチ・ドイツに対する深い憎しみの感情、そしてポーランド人としての強いナショナル・アイデンティティの表明などである。

今後、こうしたホワイト系移民の歴史を明らかにし、多民族都市レスターの歴史をより豊かにしていく作業を継続していきたい。



## 北海道における旧石器時代・ 基準資料の再構築

Reconstructing the Basis of Paleolithic Studies in  
Hokkaido, Japan

藤山 龍造

FUJIYAMA Ryuzo

本研究の目的は、(1) 白滝服部台遺跡の出土資料を今日的な視点から再検討し、これによって(2) 北海道における旧石器時代の研究基盤を構築し直すことである。

### 研究の主旨

更新世が終末に近づくなかで、北方系の細石刃石器群を携えた人々は、サハリンから北海道を経由し、東日本全域へ拡散してゆく。その実態解明を進めるうえで、列島の入口たる北海道の研究は大きな意味をもつ。とはいえ、古くからの基準資料が満足に報告されていないことも相俟って、編年を含めた基礎研究とて充分ではない。新たな資料が蓄積されつつある今日こそ、基準資料まで遡って検討し直し、研究基盤を整備してゆくことが不可欠である。

白滝服部台遺跡は1961年に調査され、それ以来、長きに渡って北海道を代表する中核的な資料であり続けてきた。とりわけ白滝型細石刃石器群のまとまった資料に限られるなかで、数少ない基準資料のひとつと言ってよい。しかしながら、石器群の全体像が満足に公表されておらず、いまひとつ実態が不明なままである。調査から半世紀以上が経過した現在の視点から検討を加え、学界全体で情報を共有してゆくことは、将来に向けた大きな財産となる。

こうした問題意識のもと、2014年度は石器群の特性把握を目標に研究を進めた。すでに報告しているように、2013年度の研究を通じて、本遺跡の石器群は2群に大別して取り扱うことが可能になった。(A) 白滝型細石刃核を中心とする一群(第1集中域)と(B) 舟底形石器を中心とする一群(第2集中域～第6集中域)がそれである。2014年度の研究では、それぞれの石器群を単位として、基準資料の性格を今日的な観点から検討し直した。

### (A) 白滝型細石刃核を中心とする石器群

いわゆる湧別技法は石器生産の代表的な技法であるが、とくに白滝型には良好な一括資料が極めて乏しく、必ずしも実態把握が捗々しくない。そうした状況にあつて、本遺跡の石器群は概ね一括性が担保された稀有な存在である。それゆえ未成品や残渣類を含めた技術体系の緻密な見直しが可能となる。本研究では新規に未成品を抽出すると同時に、約500点におよぶスポールの精査を実施するなど、様々な角度から旧来のモデルを検証した。

本遺跡の白滝型細石刃核は相応のバリエーションを含んでいるが、それらは極めて一貫した工程のもとに生み出された可能性が高い。とくに注目すべきは、それらの素材として、しばしば肉厚な剥片が選択されている点である。一方で、大形の両面調整体には槍先形尖頭器の未成品が数多く含まれていることが窺い知れる。槍先形尖頭器と細石刃の生産は、初期の工程から区別されていた可能性を視野に入れておく必要がある。

さらに、ここで問題となるのは、白滝型と峠下型の細石刃核が共存する点である。残渣類を含めた精査を通じて、ともに素材の確保から細石刃の生産に至る一連の工程を確認しうる。単なる混在とは考えがたく、やはり複数の技術が複合的に運用されていた可能性が高い。これから課題となるのは、それらが単一の遺跡で複合している背景である。当時の移動生活のなかで、人々は臨機的に異なる技術を使い分けていた可能性が高い。

### (B) 舟底形石器を中心とする石器群

舟底形石器を中心とする石器群は黒曜石原産地と密接に結びついており、白滝遺跡群の形成と切っても切り離せない関係にある。とはいえ、現状では舟底形石器そのものに関する基本的な理解すら満足に進んでおらず、いまだ議論が低調である。本遺跡では120点以上の資料が確認されており、これは日本列島でも有数の出土点数である。それらの基本情報を逐一整理してゆくことは、将来的な議論の深化に向けて大きな意味がある。

上記の見通しのもと、2014年度は製作工程の把握に重点を置いた。本遺跡で確認された舟底型石器は大形品から小形品まで多様であるが、それらの資料を単純に時間差や機能差と置き換えることは困難である。むしろ、それらは単一のセットを構成している可能性が高く、一連の製作工程の異なる姿として把握することができる。舟底型石器の時間的な位置づけや実際の

用途を評価するうえで、これは一つの成果と言える。

#### まとめ

過去2ヵ年の検討を通じて、基礎研究としての目的はおおよそ達成できたと考えている。発掘調査から半世紀が経過するなかで、石器群の全体像は長らく不明であったが、一連の作業を通して、今日的な検討に耐えうる地点まで到達することができた。剥片類が十分に回収されていないなどの問題はあがあるが、本遺跡の石器群が依然として第一級の資料であることは間違いない。今後は学界全体で情報を共有するための準備を継続する予定である。

なお、これまでも強調してきたように、本研究では明治大学が抱える資産を学術資源として活用することはもちろん、教育資源として活用することを目指してきた。学生ボランティアと協同した作業を通じて、考古資料の観察眼をはじめとする彼らの基礎力は目覚ましく向上してきた。これは将来の考古学を担う若手のキャリアアップに大きく貢献するものであり、この意味では中長期的な学術水準の向上に繋がっていることを付記しておく。

### 『古事記』の民俗学的方法に基づく注釈と研究

Annotation and Study of KOJIKI Based on the Folklore

居駒 永幸

IKOMA Nagayuki

本研究は『古事記』の歌と散文の解釈について作品の構造から解明するとともに、「民俗学的方法」に基づき古代的な理解に達することを目指すものである。この「民俗学的方法」は1920年代に折口信夫が確立した。その主要な論文は四稿に及ぶ「國文学の発生」(大正13年4月、同6・8・10月、昭和2年2・4・12月、同2年10月)である。折口の日本文学における「民俗学的方法」はこれらの論考を中核として展開されたと言ってよかろう。その方法とは、ひと言で言えば、古代生活の信仰や思考から古代の歌や説話を読み解くというものであった。

では、古代の生活は何によって理解しうるのか。現在、村落や寺社、宮廷に伝えられている祭祀や年中行事を観察することでそれは可能である。本研究の二年

目に当たる2014年度ではかかる観点から沖縄県宮古島の狩俣集落に残る古祭祀と神歌の調査を実施し研究を進めてきた。また島根県松江市の美保神社に伝わる諸手船神事・青柴垣神事の継続的な調査や奈良県の大神社・飛鳥寺・橘寺などの研究を通して「民俗学的方法」の準備を行ってきた。

『古事記』の従来の研究では、112首の歌を古代歌謡として散文から切り離し、既存の歌を散文に結びつけたとする視点に基本的に立っていた。つまり、歌と散文の関係は「結合」とか「転用」という概念でとらえられてきたのである。しかし、無関係の歌を『古事記』という国家の歴史書に取り込む状況とはいかなるものか。その点について説得力のある説明はなされてこなかった。「無関係」というあいまいな実体によって歌と散文の関係がわかったような気になり、その洞察を棚上げしてきたと言ってよい。

問題はもっと深いところにある。本研究で明らかになりつつある方向性を先取りして言えば、歌は叙事であり、『古事記』以前にすでに出来事として理解されていたということである。一例を挙げてみよう。

かれ、阿治志貴高日子根の神は、忿りて飛び去り  
ましし時に、そのいろ妹高比売の命、その御名を  
顯はさむと思ひき。かれ歌ひしく、

天なるや 弟棚機 の 項がせる 玉の御統 御  
統に 足玉はや み谷 二渡らす 阿治志貴  
高日子根の神ぞ (記6)

この歌は、夷振ぞ。

散文では、この歌のうたい手を高比売とする。女神は、兄神である阿治志貴高日子根の神の神名を顯そうとしたのである。歌は「弟棚機」が織女をイメージさせる女神、高比売を表し、その女神が、谷を光り渡っていく雷神を、足に付けた玉が輝くように「み谷二渡らす」と見て取り、それが「阿治志貴高日子根の神ぞ」と出雲系の男神であることを明かすのである。従来の研究では雷神を祭る女神がその到来を待つという祭祀の叙事を読み取れなかった。神の素性を知り、神名を明かすことが神を祭る資格を得ることであって、その女神によって荒ぶる雷神は祭り上げられ、鎮められるのである。この神話の歌と散文は荒ぶる雷神が出雲系の阿治志貴高日子根の神として『古事記』の神話体系に組み込まれたことを意味する。

折口には「水の女」(昭和2年9月、同3年1月)というすぐれた民俗学の論考がある。概要は、水辺でまれびと神を待つ機織りの神女がいて、その男女神は結ばれて御子神を生む。そして御子神は国や村の祖先神になっていく、というものである。つまり村立てと

いう起源神話の構造や古代的な観念を明らかにしたのである。折口は、日本古代に男神を待つ水の女神という神話があったために、中国の七夕伝説がそれに習合する形で受容されたことを示唆した。言わば、類似する文化という受け皿があってはじめて外来文化が移入するという文化論である。

折口が提示した「水の女」という古代の祭祀民俗からの視点は、阿治志貴高日子根神話を解明する上できわめて有効であることがわかる。歌の中の「弟棚機」は機織りをする水の女神であり、阿治志貴高日子根神はその女神によって祭られる雷神という原像をもっていたことになる。この歌は、阿治志貴高日子根神を伝える神話であった。歌の叙事が神話になっているのである。このような「民俗学的方法」によって、『古事記』神話の歌と散文が何を意味しているかという深層に降り立つことができる。その深層を読み解くことで、『古事記』の歌と散文のあいだに成立する表現空間がはじめて明らかにされるであろう。そして『古事記』が歌と散文という文体で書くことの意図も同時にわかってくるはずである。

2013年度から2014年度にわたる2年間の調査と研究では、『古事記』の歌と散文のあいだの表現空間を「民俗学的方法」によって解明することを目指してきた。上に述べたのは一つの事例にすぎないが、今後はその研究成果を歌と散文の注釈として展開していくことを確認して2014年度の研究実施報告とする。

### 植民地前半期に構想された「アフリカ独自の近代化」における「発展」概念の史的考察

Historical Analysis of the idea of 'Progress' represented in the discussion of Africanized Modernisation during the early colonial period

溝辺 泰雄

MIZOBE Yasu'o

本研究の目的は、植民地期サハラ以南アフリカにおける「近代化」観の再検討をおこなうことにある。具体的には旧英領黄金海岸（現ガーナ）の事例を用いて、現地の知識人層が模索した単なる「西洋化」ではない「アフリカ独自の近代化」と「自立的な発展」の形成過程及びその思想的展開を歴史的に跡付けることを目指している。

今年度は、20世紀中葉の脱植民地期におけるアフリカ人政治指導者、特にガーナの初代首相（1960年からは大統領）のクワメ・ンクルマ（Kwame Nkrumah: 1909-1972）の「発展＝開発」思想の検討に焦点を当て、主に現地で発行された新聞やンクルマ関連の著作等の収集・分析をおこなった。

12月から1月にかけて実施した英国図書館本館における資料調査では、ガーナの独立前後期（1950年代から60年代）に現地で発行された新聞（*The Evening News*, *The Ghanaian Times*, 及び *The Daily Graphic*）の内容を詳細に確認し、本研究テーマに関連する記事を筆写及び複写にて収集した。

上記調査において収集された資料の内容と関連文献の内容を批判的に検討した結果、ンクルマの開発政策の特徴である「過度の工業化重視」と「自給農業の軽視」の原因について、下記の暫定的な結論を得た：

\* \* \*

独立後にンクルマ政権が推進した農業政策は、「農業の近代化」の名のもと、国民を農民組織に動員し、広大な土地に「国営農場（State Farms）」を開墾して大規模機械化農業を実施するという方法を採用した。しかし、自給作物の生産性は向上せず、植民地時代に形成された食糧の輸入依存状況からの脱却も実現しなかった。

ンクルマがこのような方法を採用した背景としては大きく3つの理由があったと考えられる。まず一つに、独立後のンクルマ政権は脆弱な国内の政治基盤に苦しみ続けていたことが挙げられる。1947年に帰国した後、二度の選挙に勝利し、わずか10年でガーナを独立に導いたンクルマであったが、ンクルマが率いた与党会議人民党（CPP）は、ガーナ全土からの支持を得ていたわけではなかった。

この時の野党勢力の中心は国民解放運動（NLM）であった。NLMの支持基盤は「アシャンティ保護領」を中心とするガーナ中部のココア生産地域にあった。この地域には古くから強大な権力を誇ったアサンテ王権を支持する人々が暮らす一方、植民地経済を支えたココアや金の生産・産出地であったために他地域に比べ比較的裕福な状況にあった。その結果、植民地体制下において政治的発言力を持つ伝統的首長やエリートが多く輩出されることになり、宗主国のイギリスとも比較的良好な関係が築かれていた。

その一方、地方の海岸街で生まれたンクルマの支持基盤はアクラを中心とする都市部の労働者であった。支持層の維持・拡大のためには、都市部住民の生活水準の向上と雇用の確保は必須であり、それまでのココ

ア農業中心の経済から工業化推進への政策の転換は不可避であった。しかし、植民地期の経済構造から抜け出すことなく独立を迎えたガーナは、依然として国家財政の多くをココアの輸出に依存しており、ココアで得た富が都市部の工業化資金に多く割り当てられることになった。その結果、国内の地域間対立がさらに先鋭化し、政策実現を急いだンクルマ政権は社会主義的理念に基づく独裁的手法に頼るようになっていった。

次に指摘できるのが、当時の主流な開発理論がンクルマの政策に与えた影響である。ンクルマが模索した「近代化」への道は結果として失敗に終わることになるが、その内容は当時の欧米の開発経済学の唱える方向性と比較しても特に異色であったわけではなかった。彼が採用した工業化の推進と農業の近代化を柱とする開発政策は、後のノーベル経済学賞受賞者 A. ルイスをはじめとする当時の最先端の開発理論を参考にして策定されたのである。1950年代から60年代前半は、ロストウの発展段階論に代表される近代化理論が大きな影響力を持っていた時代でもある。「途上国／第三世界」の地位を脱するには工業国に向けての「テイク・オフ」が必須と考える近代化理論は、大規模工業化を志向し策定された1963年の「7カ年開発計画」の根本理念とも軌を一にしていたのである。

独立時の近代化政策の内容が工業化重視と自給農業軽視となった理由として3つ目に指摘できるのが、ンクルマが目指した「独立」の性格である。ンクルマは抑圧された植民地の人々の自由を求めて闘い、1957年にガーナは独立を果たした。それに至る解放闘争でンクルマが闘ったのは、ヨーロッパ系とアフリカ系という民族間の従属関係だけではなく、エリートと一般大衆という階級間、そして、既得権を持つ年長者と待遇に不満を抱く若者という世代間の闘いでもあった。先述した通り、50年以上に渡る植民地支配のなかで、ガーナ国内にも既得権を有した首長やエリートが誕生し、それ以外の人々との間に生活水準の違いも生まれていた

この既得権の対立は、地域間にも存在した。イギリス領植民地では多くの地域で現地の首長を利用して一般民を支配する「間接統治」の方式が採用された。この体制下では、現地の首長が統治機構の末端として徴税など重要な役割を果たすこととなった。そのため、植民地政府によって首長の権威が保護され、政府が許容できる範囲で首長には一定の権限が与えられた。植民地体制の打破と即時独立を求めたンクルマにとって、急激な変革を是としない地方の首長も闘いの対象

となったのである。

こうして民族間、階級間、世代間、そして地域間に存在した従属関係を打破する形で得られたガーナの「独立」であったが、そこで忘れられていたもう一つの従属関係が存在した。それは社会的役割における男性と女性というジェンダー間の関係である。当時発行されたパンフレットや新聞等のメディアに表出する情報に基づく限り、ンクルマが植民地主義との闘いの担い手、経済的従属からの解放の担い手として想定していたのは常に男性であった。「ヴォルタ河計画」に代表される工業化政策はもとより、自給作物の生産拡大を目指して実施された「農業の近代化」においても、その主たる担い手はあくまで男性が想定されていたのである。しかし、ガーナにおいて自給作物の生産を担ってきたのは農家の女性たちであった。旧来から培われてきた性別分業に基づく自給農業の方法を省みず、男性労働力を用いた機械化農業を一方的に導入したことで、自給農業の担い手であった女性農業就業者の技術向上や待遇改善に繋がらず、それが結果として生産性の停滞を引き起こす要因になったのである。

\* \* \*

報告者は前年度の研究成果も踏まえ、主題である植民地前半期の事例に加え、今年度発展的に検証を加えるに至った植民地後期及び脱植民地期のガーナにおける「近代化」の性質について検討を加え、最終的な論考にまとめる予定である。

以上

## フリオ・コルタサル「岸」をめぐって

Entre dos orillas de la obra de Julio Cortázar

内田 兆史

UCHIDA, Akifumi

1914年8月26日、フリオ・コルタサルは、アルゼンチン人である父親が在ベルギーアルゼンチン大使館に関係する仕事のためにブリュッセル郊外の自治体イクセルで暮らしている時に誕生した。アルゼンチン人としては珍しいことではないが、両親ともアルゼンチン人であるものの父親はバスク人を先祖に持つスペイン系、母親はドイツとフランスの血を受け継いでいた。誕生が第一次世界大戦勃発と重なったためフランスを狙うドイツの侵攻を受けたベルギーを逃れ、一家はま

もなくスイスを経由し、15年から18年までをバルセロナで過ごしている。

第一次大戦の終了とともにようやくヨーロッパからアルゼンチンへ帰国、31年までブエノスアイレス郊外の町バンフィールドで暮らした。父親はかなり早い時期から家に寄りつかなかったようで、母親と祖母とが交わすフランス語の会話の中で育ち、実際彼女らとフランス語で話していたコルタサルと妹オフエリアは、ほとんどスペイン語を話せない状態でアルゼンチンに帰ってきた。そのため郊外のバンフィールドで、フランス語訛りのあるフリオとオフエリア(ココとメメ)は、笑いものにすんなったらしい。実際、コルタサルは後年まで、とくにrの音にフランス語の痕跡を残している。

のちにブエノスアイレスに移り住むが、父親不在で経済的に厳しかったため大学へは行かず、教員免許を取り、地方で教員として働く傍ら、読書や思索にふける日々を送った。44年にはメンドーサの大学での文学教師になるが、クーデターから政権についたファン・ドミンゴ・ペロンによる体制が確立していくなかで政治的見解から大学の職を辞し、ブエノスアイレスへ帰ってくる。前後して詩、詩劇、小説、短篇、書評や評論を書きながら、フランスへ行くために必死で勉強して翻訳官の資格を取り、奨学金を得たのを機にフランス行きを果たし、そこでユネスコの翻訳官になり、けっきょくそのままフランスに住むことになる。作品の多くがフランスに移ってからのものであるが、ほぼすべて、スペイン語で出版している。

このようにコルタサルの人生は「越境」の連続であった。本研究ではその越境が彼の作品に与えた影響について、とりわけ越境を要として彼の人生と作品とを結びつけようとするものである。彼の作品の多くが、二つの「側」を描き、通行不能に見える、あるいは通行不能なはずのその二つの世界が突然結びつき、その瞬間が作品の中心的出来事になる。本研究ではとくにそういったテーマから、二つの「岸」とその二つを結びつけるものを扱う。もっとも初期の短篇のひとつ、「遠い女」ではブエノスアイレスの上流階級の女性の世界と、ブダペストに住む乞食の世界とが、ドナウ川に架かる橋で結びつく。後の短篇「ジョン・ハウエルへの指示」では、固有名をもたない「川」を渡ることが安全な世界に逃げ込むこととされながら、安全だと思われた「向こう岸」が存在しないことが暗示される。代表作とされる小説『石蹴り遊び』についていえば、まずは構造そのものが「越境」している。この小説は大きく三部に分けられ、それぞれが「あちら側から」「こ

ちら側から」「そのほかさまざまな側から」と名付けられ、作者の指示に従ってそれらの「側」を飛び越えながら(作者が指示する読み方に従えば、まず「こちら側から」に属する73章を読んだのち、「あちら側から」の中の1章と2章を、それから「そのほかさまざまな側から」の116章を読み、と続いていく)読み進めることになり、読者もまた越境を強いられる。さらに作品の内側では、たとえば第一章ではアルゼンチンからパリに渡った主人公と、ウルグアイからパリに渡ったラ・マーガとが、セーヌ川にかかる橋で出会うはずの場面で幕を開け、新世界と旧世界、セーヌ川の左岸と右岸、ラプラタ川の東側(ウルグアイ「当方」共和国)と西側(アルゼンチン)といった、さまざまな二つの「岸」を行き来する物語となっている。

2014年度にはまず生誕百年を祝う誕生日当日にベルギーのイクセルを訪れ、生家前でのイベントに参加、内外の研究者に加えイクセル町長と在ベルギーアルゼンチン大使からも、ベルギーとコルタサルについての資料を入手することに成功した。また、パリではコルタサルが暮らし始めた50年代から『石蹴り遊び』執筆までのセーヌ両岸の様子を、彼自身が住んでいた地区とも結びつけて調査・取材できた。またコルタサルの文体、とくに語り手と登場人物・作家との関係についての詳細な研究をスペインのパトリシオ・ゴジャルデ・パラシオスやメキシコのアルベルト・パレデスらの論文に見出し、二つの「岸」の行き来が、コルタサルの大きなテーマである「他者性」と結びつき、それが文体や語りにも影響を与えているのではないかという仮説にたどりついた。2015年度にはこうした成果を土台として、『石蹴り遊び』までの散文作品における「岸」とそれをつなぐものを選別しながら、文体と語りにも目を向け、仮説を検証していきたい。

### 民族史再編と世界観の変容： 古代アメリカ文化をフィールドとして

Modification of Ethnohistory and Changes in World-view in Ancient American Cultures

井関 睦美

IZEKI Mutsumi

古代アメリカ諸社会では、民族史は政治・社会を含むさまざまな環境変動に伴い再編され、更新された世

界観が支配層の主導のもと、儀礼や祝祭を通して民衆と共有された。民族史とは歴史認識を意味し、その民族が自分たちを取り巻く「世界」の変化をどのように認識しているかを反映するものであり、民族的アイデンティティにも深く関わってくる。本研究課題は、このような民族的アイデンティティの動的な側面を解明するために、古代アメリカ諸文化をフィールドに、民族史の変容の要因となる社会背景を、物質文化研究の視点から分析・考察するものである。2014年度の研究活動では、アステカ文化において特徴的な社会的現象の一つである「戦争」に焦点を当てた。夏季休暇中の海外出張では、アステカの戦争に関する史料を収集するとともに、比較分析対象とするカカシュトラ遺跡の現地調査を行った。

アステカ王国（後1428-1521年）は、中米古代史上最後に繁栄し、かつ地理的にもっとも広範囲に政治経済的影響を及ぼした王国である。文献史料によると、アステカの戦争は「都市国家間の戦争」と「儀礼的戦争」とに大別される。都市国家間の戦争とは他都市に対する侵略戦争であり、主な目的は貢納品の獲得である。この戦争には、開戦までの政治的交渉から、戦闘の仕方、そして戦後の捕虜の生贄の儀礼までが、「戦争」関連行為として含まれる。アメリカ大陸には馬のような機動力のある大型家畜動物が存在せず、金属器も発達していなかったため、戦闘は人対人のみで行われた。武器は木製または葦製の盾、槍、矢（と石製の鏃）と石片を埋め込んだ棍棒であり、防御には綿キルト製のヘルメットや防護服が用いられた。このような物理的環境から、ヨーロッパやアジア、日本などで歴史的に記録されてきた馬と火器を使用した大量虐殺や破壊行為は、アステカの場合には戦闘の主目的とはならなかったと考えられる。戦場での戦闘が重視されなかった一方で、戦場で捕獲した捕虜は戦勝都市に連行され、民衆の面前でピラミッド型の主神殿の頂上で太陽神への生贄として生きのまま心臓を抜かれた。一般庶民は、主神殿で行われる生贄の儀礼を目の当たりにすることで、「戦争」経験と太陽神信仰を共有した。生贄の儀礼は、秘密裏に招待された敵対諸都市の支配層に対しても公開され、この場合は、アステカ王国への敵対心を弱め、アステカの太陽神に畏怖の念を抱かせるという政治的・宗教的効果を発揮していたと考えられる。また王国拡大期には、太陽神への生贄を継続的に確保するために、協定を結んだ近隣諸国と「儀礼的戦争」を制度化した。儀礼的戦争には支配層の子弟のみが参加でき、この制度は未熟な戦士の訓練の場としても機能していた。このように、王国の支配領域の拡大と

もに「戦争」は慣習化され、アステカ社会で政治・経済・宗教的に機能した。

物質文化の視点から見ても、アステカ様式の絵文書・壁画・遺物において、「戦争」は情景としてではなく勝利や敗北といった結果のみがアイコン的に図像化され、戦闘行為を重視しない傾向が観察できる。例えば都市国家間の戦争は、敵対するそれぞれの都市の代表的人物が一对一で向き合う様子か、戦勝者が敗北者の髪を掴んでいる姿、または敗北都市の神殿が燃えている図像で表現される。戦士はいずれも羽根や紙で装飾された頭飾り、装身具、盾を身につけ、いわゆる血なまぐさい戦場シーンや戦闘シーンは描写されていない。

しかし、アステカ以外の中米文化には、少数ながら戦闘シーンを積極的に描写した都市文化もある。その一つが、プエブラ・トラスカラ盆地にアステカ以前に栄えた都市カカシュトラ（c. 後650-900年）である。カカシュトラはメキシコ市の南東80キロほどに位置し、小高い丘の上に築かれた基壇の上にピラミッド型建造物群を配置した要塞都市である。メキシコ中部の先行文化の影響を強く受けている点で、時期は異なるが、アステカと共通する図像的特徴もある。

2014年夏の現地調査では、カカシュトラ遺跡を訪れ、ピラミッド型の主要建造物（建造物B）の正面スロープに26メートルに渡って展開された戦闘シーンの壁画を記録した。壁画は、後650年頃のものとしており、カカシュトラの民であるオルメカ・シカラ人（メカ）がマヤ人に勝利している戦闘状況を描写している。壁画には、腹を切り裂かれ死んでいくマヤ人戦士の姿などが写實的に描かれている。円形の盾と棍棒を主な武器とするアステカ文化と違い、カカシュトラでは槍と盾を持った人物像が多い。盾も円形だけではなく、方形のものも観察できる。アステカの太陽信仰では、円形の盾が太陽を象徴し、戦争と太陽信仰をつなぐ重要なモチーフとなっている。カカシュトラでは、戦争行為にそのような宗教的な要素が薄いのか、もしくは他の思想的表現が関連していると考えられる。650年頃は、メキシコ中部において、その後のアステカに通じるような戦闘的な宗教文化が芽生えた時期とされている。カカシュトラの図像分析を進めると同時に、カカシュトラと同時期またはアステカ以前に興ったメキシコ中部のその他の都市文化（ソチカルコ、 Cholula、トウーラなど）の戦争関連遺物や図像を比較分析することで、中米古代史という広いコンテキストにおいて戦闘的宗教文化がどのように発展し、アステカの太陽信仰に至ったのかが明らかになると考えている。

人身供儀が強調されたアステカの戦争文化には、アステカ人が伝統的中米古代文化を引き継ぎつつも自己差別化を試みた、民族的アイデンティティが反映されているとも考えられる。

### 島嶼性と写真記録

Islandness and the Documentary Photography

倉石 信乃

KURAIISHI Shino

今年度は、本課題について北海道および奄美群島の徳之島でフィールドワークや写真作品調査を行なうとともに、当初予定していたハワイ諸島に代えて、12月にアメリカ合衆国のスタンフォード（カリフォルニア）とニューヨークで写真作品調査を行なった。この変更は、研究課題「島嶼性と写真記録」について、「島と大陸」あるいは「離島と本土」という二項間のダイナミックな対照関係や包含関係を吟味する中から、他ならぬ「島嶼性」を浮かび上がらせてみたいと考えたからである。こうした認識は、「シマ」と「クニ」の政治的な対照／包含関係の考察にも結びつけられるものでもあろう。具体的には、スタンフォード大学付属カンター・アーツ・センターで開催された、アメリカの写真家ロバート・フランク（Robert Frank）の大規模な個展「イン・アメリカ」が、「大陸」における島嶼性を考える上での格好のテキストとなった。本展を実見することを通じて、北米大陸の内部に拡がる「島嶼的」な場所、外界から物理的かつ心理的・感情的に隔絶した場所の現出を捉えられた。

また、ニューヨークでは特に諸外国からの移民受け入れの窓口となったエリス島および同島の博物館で調査を行なった。大陸の近傍にありかつ、わずかに海に隔てられてあるエリス島は、いわば大陸＝国家のための「フィルタリング」機能を果たしてきた。こうした役割を顕著に持つ日本の島も多いだろうが、ここでは例えば私が本研究課題の準備を兼ねて2014年2月に訪れた、広島を中心部に程近い「似島」を挙げたい。似島には、日清戦争以降帝国軍人が帰国する際、一時逗留する検疫所や、第一次大戦後にはドイツ人捕虜収容所も置かれ、1945年の8月の原爆投下直後には瀕死の病人や死者が多数収容された。向後このような布置にある島の歴史的・地政学的な役割について、さら

なる解析を進めたい。

年度内に3回（6月、7月、2015年3月）渡航した北海道では、特に昭和を代表する北海道の写真家・掛川源一郎の仕事再検証することを念頭において調査を行なった。特に6月の調査においては長万部町平里地区を訪れる機会を得た。平里は、1945年8月敗戦直前に、大阪の戦災者のうち沖縄出身者の団体帰農を受け入れた地区で、掛川が、入植者・仲宗根梅祥氏一家を20年あまりに渡って取材した成果をまとめた写真集『大地に生きる—北海道の沖縄村—』（1980年刊）によって知られている。仲宗根一家の子孫にはいまも平里に暮らしている方もいるが、農業ではなく別の仕事に従事している。したがってかつてエゾマツの根株を手ずから掘り出すなどして、必死に過酷な自然と格闘して整備した農地はいまや休耕地となり、熊笹などの緑が繁茂して再び自然に帰りつつあった。こうした土地利用による風景の変遷と、その時代ごとの写真記録、さらには「物語」あるいは文学的テキストなどを突き合わせて、新たな地誌や批評を構築することが求められている。その際には、「開発」という人為が自然の力によって、再び自然へと移行する「型」もしくは「法」を見出すことができるだろう。また、2015年3月には掛川の写真資料を多く収蔵している北海道立文学館で、収蔵プリントの約半数を実見した。次年度には残りの写真資料を同館他で調査する予定である。この他「札幌国際芸術祭」（7月）、「もうひとつの眺め 北海道発：8人の写真と映像」展（北海道立近代美術館、15年3月）などを通じ、現代の写真家たちによる北海道へのアプローチについて理解を深めた。中でも両方の企画に参加し、北海道の炭鉱の跡と、2011年3月の福島第一原発の事故後の風景とを対照させる連作を発表した露口啓二は、途絶した場所のIslandness/Isolated-nessというべき内実を、自然と人為の相互作用において見事に剔出していた。

7月に訪れた徳之島での調査は、開催中のイベント「徳之島アートプロジェクト」を実見することを通じて行われた。このプロジェクトのディレクターであり、出品作家でもある写真家・宮本隆司の徳之島へ寄せる想念には学ぶべきところが多かった。宮本は、徳之島町金見農業研修館・公民館周辺の屋外に自ら撮影した「ソテツ」の巨大な作品を展示した。両親の生地である徳之島に、還暦を越えた近年ようやく通い始めた写真家の新境地というべき作品である。伊仙町古里営農研究センター・公民館と徳之島町金見農業研修館・公民館の2会場でも、それぞれの町民の肖像写真を展示した宮本は、ソテツなど島の植物の細部を肖像写真

とを並列展示することで、自然と人間の共生をポートレートという形式において成立させようとしていた。さらに、被写体との対話的な時間を空間化しながら、地元の人々のためのアートとは何かを絶えず自問するのである。また「ソテツ」を繰り返し写し取る身振りにも注目させられた。毒性を持つソテツはその解毒法によって、南西諸島のそれぞれの島の微細な文化的差異を物語ることができる、「島」の固有性と深く結びついた指標的な植物だからだ。徳之島は、ヤマトと琉球、双方の文化と自然の混融する地域でもあり、「アートプロジェクト」はそのことを鋭敏かつ繊細に提示する場でもあった。

本研究課題の成果としては他に、1970年代半ばに奄美群島と吐噶喇列島に取材した写真家・中平卓馬の作品について論文を書き、文学・環境学会の学会誌『文学と環境』第17号に投稿、採択されたことが挙げられる。

### 函館平野東部の段丘地形—とくにその変位の地形的解釈について

Terrace landforms of the eastern part of Hakodate Plain, Hokkaido: tectonic geomorphological interpretations of their fault-related displacements

吉田 英嗣

YOSHIDA Hidetsugu

日本列島は4つのプレート境界に成立している。九州地方の一部を除き、その大部分が圧縮応力場におかれている。そのような状況をもたらしているのはプレートの沈み込みであり、地殻は変形したり、破壊されたりする。とくに地殻の破断は断層を生じ、活断層は今なお地震を引き起こす。このようにして起こる活断層型地震はプレート境界型地震と比べれば、その規模こそ小さい。しかしながら、兵庫県南部地震（野島断層による）などのように都市の直下で発生することもあり、その際の被害は深刻である。こうした状況下で本研究は、変動地形学の観点から、未知の活構造、とくに活断層の存在可能性を探るべく、函館平野東部に分布する段丘地形を調査し、そこで認められる変位を地形的に解釈することを目的としたものである。

本年度の実施内容と成果の概要は次のとおりである。

最初に、調査地域周辺の既往研究による成果を整理した。函館平野周辺の活構造に関する研究は「函館平野西縁断層帯」に関連して数多い（代表的なものに、太田ほか、1994など）。また、沿岸部に発達する海成段丘に関する研究蓄積も豊富であり、その変動地形学的意義が明確化されている（宮内・八木、1984など）。これらによると、函館平野とその西方の上磯丘陵とは、西上りの逆断層によって「分断」されており、トレンチ調査、反射法地震探査なども含めた地形的な手法により、断層の平面トレースや断層の活動度などが明らかにされている。一方、本研究の調査地域である函館平野東部（亀田山地側）に関しては、複数段に分けられる海成段丘の分布とそれらの形成年代が推測されているにすぎないことがわかった。同時に、函館平野東部では、かつて活断層研究会（1991）によって確実度Ⅲ活断層の存在可能性が示されたが、海成段丘の編年と広域的・長期的な地殻変動に関する議論を除いては、その後の詳細な研究成果に乏しいことが判明した。

現地には2014年の4月と9月の2度赴き、函館市役所都市建設部に提供して頂いた大縮尺図等の資料収集と地形地質調査を実施した。現地調査後、地図類は地理情報システム（GIS）上での取り扱いが可能となるようデジタルデータに変換し、既存の精細標高モデル（国土地理院の基盤地図情報）とともに、地形解析のための素材として用いた。これら大縮尺図を含む地形図の活用と、空中写真の判読等に基づき、調査地域における段丘面区分図、水系図、地形断面図、投影断面図を作成した。現地での地形地質調査では、複数地点での露頭観察、変位地形の確認をおこなった。

前記のとおり函館平野東部には複数段の段丘が発達し、既往研究によって洞爺火山灰に覆われるとされる日吉町面（MIS5e：約12.5万年前）の上位には、さらに2段の明瞭な段丘を認めることができる。これらの段丘の形成年代は直接得られていないが、比較的明瞭な汀線アングルと地形層序から、MIS7（約24万年前）およびMIS9（約34万年前）に形成された海成段丘とみられる。地形の変位はこのMIS9の段丘において認められ、縦断（南西）方向に段丘面を刻む複数の河谷において、系統的な左横ずれを確認できた。これらの横ずれがみられる上流側および下流側の区間は直線的な谷が形成されており、河谷の横ずれは左横ずれの断層変位によるものと解釈可能である。上記のMIS9の段丘を刻む河谷の横ずれがみられる付近（“推定断層”の通る位置）では、南西方向に傾下する段丘面上の数カ所で局所的な逆傾斜がみられた。そして



“推定断層”の北西側延長部では2カ所で地形的鞍部が認められ、MIS9の段丘よりも古い段丘が分離丘陵として残存している。また、“推定断層”の南東側延長部では、海成段丘と亀田山地とが著しい直線性をもって接し、さらに南東では石崎宮の川と白石川の上流区間へと連なる。両河川は接峰面の最大傾斜方向である南西方向に流下する必従河川の性格をもつが、上流部では“推定断層”の走向と調和する西北西方向へと流下している。すなわち、谷口に至ると流路の向きが南南西へとほぼ90°転向し、河系異常を思わせる。また、石崎宮の川の転向部には風隙（谷中分水界）が形成されており、ここでは著しく風化した礫層が見いだされた。このことから、河川争奪が生じたと考えられ、その原因の一つとして断層活動による横ずれ変位の累積を想定できる。以上の調査結果はいずれも、少なくとも中期更新世以降に活動した横ずれ成分の卓越する断層が、函館平野東部に存在することを強く示唆するものである。

初年時の成果として、2015年3月末の日本地理学会春季学術大会にて口頭発表をおこなった。2015年度は、現地での地形地質調査を継続実施するとともに、“推定断層”の活動性を評価し、その現代社会的意義も含めて吟味したい。

### 聖所・神域・神殿におけるクレタ古法の現象化とポリス形成のコスモロジー

Appearance of Cretan Old-Law at Sanctuary, Sacred Area and Temple : Cosmology of Making Polis

古山 夕城

FURUYAMA Yugi

本研究は、ギリシア古代におけるポリスの形成と法の成文化のプロセスがどのように関わったのか、また、新たな支配秩序とコスモロジーがいかなる形をとって生成されたのか、という課題を、ギリシア世界で最初期の法碑文が存在するクレタ島をフィールドにして解明しようとするものである。なおその際、先ポリス期の神聖な空間からポリスのそれへの歴史的転換がどのようなプロセスをたどったのかを可能な限り具体的に復元する試みは、副次的な考察であり考古学的分野に大きく踏み込んだ探求と推定にならざるを得ないが、書かれざる法が法碑文として成文化されるトポスとし

て聖所・神域・神殿が重要な意味を持つという点で、本研究のきわめて重要な位置を占めることをここで指摘しておく。

さて、2014年度は第1年目の基礎研究として、8月にクレタ島中部・東部地域における法碑文の出土地であるドレーロス、ゴルテュン、リットスおよびアルカデスの都市遺跡の調査、ポリス形成に先立つ暗黒期居住地・集落遺跡の聖所遺構の現地踏査、そしてクノッソス考古学博物館収蔵の暗黒期およびアルカイック期の出土遺物と碑文の実地検分を行なった。また、クレタ島西部地域においても、現ハニア市のカンディア遺跡とハニア考古学博物館およびカステリ考古学博物館を訪れ、同時期の状況を確認した。さらに、アテネ考古学博物館、アクロポリス新博物館、イミットス山のゼウス聖所を調査し、クレタとの比較対象となるアッティカの暗黒期からアルカイック期の状況も調査し、そして在アテネ英国研究所、クノッソス英国研究所、米国古典学研究所において関連資料の収集に努めた。

以上の調査に基づけば、クレタにおいて暗黒期集落の聖所遺構で信仰されていたのは、ミノア期の線文字B粘土板文書で知られている状況とはまったく異なり、おそらくもっぱら女性神格であったと考えられる。陶製の両腕を挙げた女性像と多数の女性テラコッタ小像の出土がそれを裏付けている。また、スネークチューブと通称される両側面に蛇行する蛇をあしらった陶製の筒、およびおそらくそのスネークチューブの上部に載せられたカラトスと呼ばれる脚無しの平杯が伴うことから、自然神崇拜と地下神崇拜の儀礼が行われていたものと推測される。

これに対し、最初期の法碑文が出現するトポスとなる聖所・神域・神殿は、暗黒期集落の聖所遺構とは別の場所に設立された聖なる空間であり、遺構の形式は暗黒期のそれを残しつつも、まったく異なる新しい神格の崇拜を示している。すなわち法碑文が刻まれたのは、アポロンの聖所・神域・神殿である。アポロンは男性神であるだけでなくオリンポスの神々の一柱であって、自然神崇拜と地下神崇拜とはかかわりを持たない神である。

したがって考古学資料から推論すれば、クレタにおいては、暗黒期(前1000年頃～750年頃)とアルカイック期(前750年頃から450年頃)とでは、社会構成員の拠り所となる信仰のあり方が大きく変化したことが想定されうる。共同体社会の主たる関心が生存の基盤である共同体そのものを取り巻く外部(自然や死後世界)の脅威であった状況から、問題の所在が共同体内側の成員間や近隣の共同体間という社会的・国家的な

性質になってきたことの表れであろう。

すなわち、新たに設けられたアポロンの聖所や神殿に法碑文が刻まれたことは、共同体の生存と再生産が最大の重要事であった社会とはまったく異なる位相で、新たな課題として秩序や規律の樹立とその維持とが社会の存続にとって極めて重要な要件となったという、根本的な世界観の転換を背景にしていると思われるのである。

こうして明らかになってきたコスモロジーの転換について、第2年目は引き続き中部・東部各地の暗黒期集落遺跡およびアルカイック期以降の都市遺跡の発掘調査によって得られた考古学的資料を十分に蒐集して参考にした上で、法碑文が出現する具体的な契機と法の文字化がもつ歴史的意味を、クレタにおける先ポリス期からポリス期の聖所遺跡を中心にして考察することを本研究の課題としたい。

また、クレタのケーススタディをもとにアッティカにおける法碑文の形状変化についても、同時期の歴史的研究の一環として探求してみたい。アッティカ地域についての考察は副次的研究となるが、ポリス形成と法碑文の現象化とのかかわりに関し、クレタとの比較素材として重要な知見をもたらすと期待されるからである。

### 古墳時代中期常陸南部における国家形成過程理解のための基礎研究

Toward Understanding the State Formation Process in Eastern Peripheral Region of Japan in the Sixth Century

佐々木 憲一

SASAKI Ken'ichi

本研究では、茨城県行方市所在の大日塚古墳の横穴式石室を発掘調査した。本研究を申請した時点では、古墳時代中期（5世紀）の古墳を発掘調査する予定であったが、地権者との交渉が不調に終わり、代わりに地権者の承諾を得ることができた古墳時代後期（6世紀）の大日塚古墳を対象とした。したがって、研究課題名と研究対象古墳の年代に齟齬が生じていることを予め断っておきたい。なお、英文課題名は現実に合わせたものとした。

大日塚古墳を調査対象に選んだのは、常陸南部地域

において横穴式石室が埋葬施設として採用された初めての古墳として知られているからである。古墳時代後期（6世紀）になると、全国各地で横穴式石室が導入されるが、常陸南部地域では6世紀第2四半期になっても、伝統的な竪穴系埋葬施設が採用され続けた。そのようななかで、大日塚古墳は横穴式石室を伴う古墳であり、また埴輪を樹立することから、埴輪生産が終了した6世紀末以前に築造された古墳でもあった。そのため、その築造時期が6世紀のいつ頃なのか、また横穴式石室がどのような構造のものなのかを明らかにすることは、東国古墳時代史理解には大きな貢献となる。

それ以前に、東京国立博物館蔵の重要文化財、全国で唯一の猿の埴輪はこの大日塚古墳で出土したと言われており、古墳は全国的に著名である。そのように重要な古墳であることから、大塚初重（1974）が1965年に等高線間隔1mで測量調査を、そして筆者らが2007年に等高線間隔25cmで再測量調査と横穴式石室の現状（地表より顔を出している部分のみ）の実測調査を行った（佐々木ほか2008）。

今回の発掘調査は、1）横穴式石室内に流入している土砂をすべて除去し、横穴式石室の床面を検出し、石室の高さを突き止めること、2）横穴式石室の現在の開口部の手前約1.5mを発掘し、横穴式石室築造時の入口がどこであったかを確認すること、を目的とした。またできれば土器片を検出し、古墳築造年代推定のための有効なデータを得る目論見もあった。というのは、常陸の埴輪は時間と共に論理的に変化しないので、埴輪のデータを蓄積するだけでは、古墳の年代推定がなかなかできないのである。

調査の結果、まず横穴式石室の高さが2m以上あることがわかった。田中裕（茨城大学教授）の教示に拠れば、「大日塚」という名称が示すように、横穴式石室が大日信仰の対象として、祠として中近世に再利用されたようで、その際に横穴式石室床面は剥がされたようである。したがって、床面を検出することはできなかった。それでも、常陸におけるこの時期の横穴式石室としては大規模で、豪壮なものである。また、石室の入り口を画す「玄門立柱石」と考えられる石を原位置で検出した。現状の横穴式石室を玄室としたとき、その奥行は現状通りの約2.5mである。

その玄門立柱石が原位置と判断できたのは、その羨道側で床石を検出したからである。調査期間が短かったため、幅20cmのサブトレンチ内での検出であるが、その意義は大きい。他の横穴式石室との比較から、その床面のレベルは玄室の床面のレベルと同じ可能

性が高いのである。そして、その高さは海拔 25.3m 程度である。多くの地域では、横穴式石室の床面の高さが古墳の築造面であることが多く、大日塚古墳もそうであるとすると、古墳の裾の海拔高も 25.3m 程度となる。しかし、先の測量調査報告（佐々木ほか 2008）では、古墳の築造面を 26.00m として復元しており、その復原案の修正の必要が出てきた。ただ、その玄門立柱石の前の床面が羨道の床面なのか、複室構造の横穴式石室の前室の床面かは判断できなかった。

その他の大きな成果として、形象埴輪の検出をあげることができる。横穴式石室の現状の入口の前は 4m<sup>2</sup>しか発掘していないが、ほぼ完形の家形埴輪、上半身ほぼ完形の巫女形埴輪 2 体を発見した。そのほか、別個体の家形埴輪片や 2 体の巫女にはつかない人物埴輪の腕 3 本など、形象埴輪の組合せを把握するのに有効なデータを得ることができた。今後分析を進め、これら以外にどのような形象埴輪が大日塚古墳に樹立されていたか、確認したい。というのは、セット関係が明らかになることで、大日塚古墳に影響を与えた古墳がわかる可能性があるのである。例えば、隣接する小美玉市玉里舟塚古墳の形象埴輪の組合せは、継体大王墓と言われる大阪府今城塚古墳の形象埴輪の組合せと一致し、その墳丘が今城塚古墳の 5/2 プランであることと考え併せ、玉里舟塚古墳は今城塚古墳の影響下で築造された可能性を指摘できるのである。

今回の発掘調査は、10m<sup>2</sup>のミニ調査であったが、その成果は多大であった。2015 年度に再度発掘し、横穴式石室が複室構造であったかなど、未解決の課題に迫りたい。

### ドイツ近代文学における幼年時代の記述 (大都市ベルリンの場合)

Die Darstellung der Kindheit in der deutschen Literatur - mit besonderer Rücksicht auf Berlin

岡本 和子

OKAMOTO Kazuko

上記の研究課題を遂行するにあたって、今年度は、これまでにすでに進めてきたベンヤミン研究に加えて、十九世紀の作家カール・グツコウの著作の分析を開始した。グツコウはベンヤミンよりも約七〇歳年長にあたり、彼が幼年時代を過ごした十九世紀初頭のベ

ルリンは、ベンヤミンのベルリンがすでに大都市となっていた二〇世紀初頭のベルリンであるのに対して（『一九〇〇年頃のベルリンの幼年時代』（1932-38 年）、領邦国家プロイセン王国の一辺境都市から、のちのドイツ帝国首都へと変貌してゆく大きなうねりの始まりに位置しており、都市としての発展の入り口にあった。グツコウの『少年時代より』（1852 年）の扉ページには、副題として「1811-1821 年」と記されているが、この十年は、ナポレオン戦争での敗北やそれに続くベルリン占領（1806-09 年）をきっかけとして、まさに社会に大きな変化が訪れていた時期だったのである（なお、この時代のベルリンの文学事情に関しては、論考「異質なものが作り出す磁場—ナポレオン軍による占領前後のベルリン文学風景」を執筆し、竹林舎から 2015 年春に刊行予定の「西洋近代の都市と芸術」シリーズ第 5 巻『ベルリン—砂上のメトロポール』に寄稿した）。

ベンヤミンによる幼年時代の記述をグツコウのそれと照らし合わせることによって、興味深い論点がいくつか浮かび上がってきた。まず、ベンヤミンとグツコウの幼年時代の記述に共通した特徴は、時空間を超えた幼年時代一般よりも、ベルリンという都市の叙述が前面に出ているということである。ベンヤミンは、田園風景のなかで繰り広げられる幼年時代と大都市における幼年時代は根本的に異なるものとしており、一方でグツコウは、ベルリンという人工的に作られた、ドイツのなかでも比較的新しく、当時は魅力に乏しかった都市を文学的叙述の対象とし、ベルリンの復権をはかろうとした。新興都市ベルリンの中心部で生まれ育ったグツコウの作品は、当時の書評でも問題となったほど、ベルリンの建築物や路地についての具体的で詳細な記述に溢れている。グツコウ自身は、ベンヤミンが掲げたような、「二度と取り戻せない個人的な過去への憧憬ではなく、その時代の、その土地の、あるいはその階層の必然的・社会的な回復不可能性を描く」といった認識論的な志向を表明しているわけではない。しかし、両者がベルリンの幼年時代を記述する際に都市の描写に力を込めているということは、幼年時代とベルリンという都市に通底するものがあることを示唆している。子どもから大人への移行期間としての幼年時代と、ベルリンという十九世紀から二十世紀初頭にかけて政治的・社会的に大きな変貌を遂げた都市は、いまだ定まらないものを内部に抱える、ある種の境界的な存在であるのだ。ベルリンが古代に由来しない近代新興都市であったということは、そこを舞台とする叙述の主人公が成熟した大人ではなく子どもであるということと密接に関わっている。

さらに両者の幼年時代の記述に共通しているのが、文字の学習や最初に出会った本についての言及である。しかも両者において、文字の学習は百科事典的な知識の獲得と平行に捉えられている。グツコウはとくに、学校教材として用いられた『ブランデンブルクの子どもの友』（1800年）およびロシウス著の宗教読本『グーマルとリーナ』（1795-1800年）について詳述しているが、これらは十九世紀を通して多くの版を重ねている書物である。前者については、ベルリンの国立図書館に所蔵されていた資料が戦災により消失しており、近隣の図書館にも所蔵されていないため、今後、古書での入手か、ベルリン以外の図書館での資料収集の必要がある。また後者については、それぞれの版に付された序文や簡略化された版の資料収集を行なった（ベルリン国立図書館）。それらの版の比較を通じて、今後、十九世紀中の子どもの本の役割や社会的位置づけの変遷を明らかにし、それをふまえて、ベンヤミンにおける文字の学習や子どもと最初の書物との交わりに関する記述と比較・考察する予定である。

ほかにも、グツコウとベンヤミンの幼年時代の記述は、個々のモチーフにおいて驚くほどの類似性を示している（蝶を追う少年、物語るということ、病気、ドライブフルーツのつまみ食い、夏の別荘等）。しかし、両者の叙述を比較した先行研究はまだなく、またこれまでの調査では、ベンヤミンがグツコウの当作品を読んでいたという事実の確認には至っていない。だが重要なのは、同じモチーフが採用されているながらも、それぞれの著者が生きた時代と家庭環境の違いによる差異が叙述に現われており、それを比較することによって、両者にとっての「子ども」の意味の違いとベルリンの都市像の違いを明らかにすることが可能だろうということである。グツコウがプロイセン王子の厩舎長を父にもち、貧しいプロテスタントの家庭に育ったのに対して、ベンヤミンはすでに執筆時にはヴァイマル共和国を経験しており、後半生は亡命を余儀なくされ、貧しい暮らしを強いられはしたものの、その幼年時代は十九世紀的な裕福なユダヤ家庭のブルジョワ的な生活圏にある。同一のモチーフのそれぞれの叙述を分析することによって、ベルリンという都市像および子ども像の歴史の変転を明らかにできる。来年度はここに、さらに両者のあいだの時代を生きたフォンターネの作品の考察を含めて、総合的な結論を出す予定である。

## 大宝田令の復元と律令制国家の 土地・農業政策

A Reconstruction of the Section on the National Administration of Rice Paddies under the Taiho Code as an Approach to the Ritsuryo State Policy of Land and Agriculture in the Eighth Century

吉村 武彦

YOSHIMURA Takehiko

本研究における2014年度の実施計画を、簡潔に述べれば、

- (1) 北宋天聖令の田令から、唐・開元25年令の田令を復元する。
  - (2) 大宝令復元のため、各条ごとの研究文献目録を作成する。
  - (3) 『令集解』田令から、大宝令注釈書「古記」関係の関連史料を抽出する。
  - (4) 大宝令の復元を行う。
  - (5) 大宝令施行期の班田収授制を研究する。
  - (6) 大宝令制下における、条里制の実施と班田収授制との相互関係を明白にする。
  - (7) 律令制下の農業政策について、律令制国家の政治基調を究明する。
- ということになる。

これらの研究課題を遂行するうえでの基礎作業は、(2)の文献目録の作成と、(3)の「古記」抽出作業である。今年度は、(2)の文献目録については、田令の総説と唐田令研究の重要論文をはじめとして、第1条田長条から第37条役丁条までの従来の研究文献の目録をエクセルで作成することができた。2015年度はこのデータの補訂から始め、来年度中には紙媒体での公刊、ないし日本古代学研究所のホームページで公開するように努めたい。

(3)に関しては、大宝令の注釈書である「古記」の文章から大宝令を復元することになる。この作業は、主として鷹司本『令集解』をもとにして、大宝令の注釈書である『令集解』『古記』の文章を全体から抽出する作業が重要である。今年度は、この作業の第1次分をほぼ集成することができた。まだ、検討中の暫定版の段階であるが、この作業を基礎にして(4)の大宝令への復元に臨んでいくことになる。この(3)は膨大なデータであるが、8世紀前半(701年～757年)

における律令法制は大宝令であり、大宝令時代の法制史料として、養老令条文と比較して提示することになる。

日本の律令法は、中国律令を受容しているので、中国法にみられる農業を奨励する「勸農」思想に基づき、国家による積極的な教化策を継承している。この事実は、行政組織の職務として、田地が存在しない京の官司（左・右京職）を除いて、大宰府条・摂津職条・大國条の条文に「勸課農桑」の用語がみえることで明白である。この「勸課農桑」の語こそが、勸農を表現する律令用語である。この勸農政策によって、一年生栽培の水稲農耕の技術水準を維持・向上していたと思われる。

しかも、その基礎には、『日本書紀』崇神紀に「農は天下の大きな本なり」とみえる政治思想がある。「はつくにしらすスメラミコト（この国を始めて統治した天皇）」と評されているヤマト王権の初代国王・崇神天皇が、農本主義に基づき、池・溝の開発を伴う勸農政策を実施したというのである。つまり、国家的な勸課農桑政策が、ヤマト王権の初源から位置づけられている。

こうした状況から、本研究では日本における研究にとどまらず、中国の研究も参照しなければならない。とりわけ(1)の課題は中国における研究を無視しては不可能である。今年度は、中国社会科学院歴史研究所の黄正建氏、台湾大学名誉教授の高明士氏とも意見交換することができた。また、中国文献では、

- \* 宋家鈺「唐開元田令の復原研究」『天一閣藏明鈔本天聖令考証』下、2006年
- \* 羅彤華「丁女の当戸は給田を受けられたか」『唐研究』14、2008年
- \* 李如鈞「唐宋の土地取引に関する法律変革について—天聖田令から説き起こす—」『天聖令論集』上、2011年

の3本を、研究用として日本語に翻訳した（委託）。中国論文も参照しながら、開元25年令の復元研究を継続していきたい。

(5)(6)(7)については、田令研究にとどまらず、広く律令制国家の土地政策・農業政策の研究が必要であり、『日本書紀』『続日本紀』や『類聚三代格』『延喜式』などの諸史料を通して研究していかねばならない。

今年度については、「律令制国家の勸課農桑」というテーマでまとめることができた。細目を含めて構成を表示すると、次のようになる。

「律令制国家の勸課農桑」

#### (1) 律令制国家と農耕の奨励

律令法の勸課農桑、水稲稲作の特徴と品種、春・夏期の勸農、農繁期と魚酒型労働、農業生産と性・年齢の役割分担

#### (2) 条里制の施行と灌漑技術

農業生産の展開と条里制地割、水稲稲作と灌漑施設、開墾奨励策と開発の実相、技術革新と経営—田中豊益の場合

#### (3) 雑穀栽培と繊維生産

律令法と雑穀栽培、蚕と養蚕、絹・麻の製糸と製織

この論文の作成を通じて、(7)の課題をほぼ明らかにすることができたと思う。(6)に関しても、水稲稲作や灌漑施設などの技術的側面を含めた農業生産については、具体例についても考察することができた。しかし、班田収授については大宝田令の復元を基礎としなければならない。そのため、(5)と(6)の全面的研究は、来年度の研究となる。

全体として研究は進んでいるが、私の研究において田令研究は重要な中核的な柱の一つであるので、大学研究生活の総集編として奮闘したいと思う。なお、本研究課題とも関係する、浄御原令制下の勸農の役割を担った田領については、「浄御原朝庭の制」に関する二・三の考察」（拙編『日本古代の国家と王権・社会』塙書房、2014年5月）を発表し、現段階の知見を公表することができた。

### 国際テロリズムと第一次世界大戦

Transnational Terrorism and the First World War

佐原 徹哉

SAHARA Tetsuya

本研究は第一次世界大戦の勃発に国際テロリズム組織が及ぼした影響を探ることを目的としている。本研究における国際テロ組織とは、特定の政治目的を掲げる団体で、その目的達成の手段として破壊工作・殺人・強盗・誘拐等の物的あるいは人的損害を引き起こす非合法活動を意図的あるいは戦術的に採用しており、かつ、複数の国家に跨って活動を展開するものと定義する。また、政治目的とは、特定の政策の実現、体制変革、国家の分離・独立等の狭義の政治的領域に限定せず、宗教、倫理、イデオロギー等の普及などの文化的

理念的な領域における変革をも含む広い意味でとらえることとする。言い換えれば、本研究は理念や組織文化の異なる諸団体をその行動様式の共通性に着目して比較し、分析する試みである。この視点の導入により、特定のイデオロギーや国家利害に照らして好ましかるざる団体を「テロ組織」と非難しつつ、それらに親和的団体を、「革命勢力」「愛国者」「殉教者」「解放勢力」等として肯定するといった不毛な論争を回避し、より客観的、価値中立的な分析が可能になると期待される。

本研究が、分析対象とした具体的な団体は、内部マケドニア革命機構 (IMRO)、セルビア・チェトニク運動 (SCM)、統一と進歩委員会 (CUP) エンヴェル派、および、アルメニア革命連盟 (ARF) である。始めに、それぞれの組織の沿革を概述したい。IMRO は 19 世紀末に結成されたブルガリア民族主義者の団体でブルガリアに隣接するオスマン帝国領の併合を目指し、それを民族統一として自己正当化していた。SCM は 20 世紀初頭にセルビア民族主義者が結成した団体で IMRO と同様の目的と理念を持つが、1908 年以降はセルビア軍内部の政治組織に変化し、一般には黒手組 (Black Hand, BH) として知られることになった。BH は時にサラエボ事件の黒幕としても語られてきた。CUP は、19 世紀末にオスマン帝国のムスリムエリートを中心に結成された団体で立憲制の実現により帝国の延命をめざし、表向きは諸民族の平等を掲げていた。1908 年革命後、CUP 自体は合法政党となったが内部には複数の派閥があり、エンヴェルをリーダーとする将校団中心の派閥は秘密結社化し、1914 年以降は特務機関 (Teskilati Mahsusa, TM) となった。TM は陸軍内の一部局だったが、固有の政治目的を持ち、国策とは相対的に独立して行動していた。ARF は 19 世紀末にアルメニア人民族主義者が結成した組織で、社会主義の実現と民族独立を目指す分離主義組織である。

四つの組織は目的も理念も異なるが、その行動様式にはいくつかの共通点が指摘できる。いずれの組織もゲリラ戦を主とする武装闘争路線を採用しており、都市部での活動では暗殺・強盗・無差別な民間人殺害・破壊工作を援用していた。組織論の点でも、四つの団体は、ポリシェヴィキに代表されるような少数精鋭主義ではなく、大衆路線を標榜していたが、組織化の方法はフリーメイソン型の秘密結社方式であった。1908 年革命以前のオスマン帝国では結社の自由が存在しなかったため、秘密結社方式は唯一可能な組織形態であったが、革命後も四つの団体は大衆政治団体化と組織原理の民主化を拒み、秘密結社方式を維持し続けた

点も共通している。

本研究が解明を目指す第一の課題は、なぜ四つの組織が類似する戦術と組織論を採用したのかであるが、本年度の研究では、IMRO がゲリラ部隊の暴力を利用して潜在的支持母体である東方正教徒オスマン国民を迫害・脅迫し、恐怖支配を貫徹することで組織員と支持者を拡大する戦術を発明し、それが対オスマン闘争で同盟関係にあった ARF によって模倣されたこと、さらに次のステップとして、IMRO を取り締まる立場にあった CUP の将校団、および、IMRO の攻勢に対峙する立場にあった SCM によっても経験的および IMRO からの転向者の情報によって学習・模倣されたプロセスが概ね明らかとなった。言い換えれば、テロ組織の拡大が類似するテロ組織だけでなく、対テロ諜報機関自体をテロ組織化するという逆説的現象が明らかになったといえる。

第二の課題は、この負のプロセスが国際関係に与えた影響を探ることである。すでに多くのテロリズム研究がテロ組織の拡大には「ホスト国」の存在が重要であることを指摘してきた。テロ組織に資金や武器を提供し、外交的庇護やテロ組織に好意的な世論形成、あるいは単純に避難場所を提供する国家が存在する場合、組織の活動は格段に容易となる。本研究の場合も、IMRO は結成以来ブルガリア政府がこうした援助のすべてを提供していたことが既存の研究によって明らかとなっている。CUP の初期の活動も英仏が亡命活動家を受け入れ、庇護したことで可能となった。こうした視点から、本年度の本研究は、SCM とセルビア政府の関係を残された外交文書の調査を通じて解明する作業を行った。その結果、SCM はセルビア外務省の対トルコ工作チームの全面的な支援によって行われていたこと、1908 年革命後もこの工作は部分的に継続され、1910 年にやはり外務省主導で本格的に再開されたこと、さらには、政府から独立して反トルコ闘争を担ったと考えられてきた BH が、実は CUP エンヴェル派と SCM の残党が対 IMRO 共同作戦を展開するための受け皿として構想され、これをセルビア外務省が全面的に支援していたという従来の通説を覆す発見があった。

次年度は、CUP エンヴェル派に研究の焦点を移し、TM のバルカン工作に関する資料収集と分析を中心に作業を続けていく方針である。

尚、蛇足であるが、本研究を通じて、1910 年代の国際テロと IS に象徴される現代のテロと国際関係の類似性も明らかとなった。とりわけ、IMRO の戦術論・組織論と IS が支配地域で行っている恐怖支配は酷似

しており、長期的には現代と過去のテロ組織の比較研究を行う方法論的素地を構築できる見通しも見えてきたことを報告したい。

## 5. 個人研究第2種実施報告

### 日本近現代文学に描かれたハンセン病の研究

Study of the Hansen's Disease Drawn on Japanese  
Modern-Times Literature

池田 功

IKEDA Isao

2年間の2年目のテーマは、ハンセン病療養所や資料館を訪問し、その調査研究と資料収集を行うこと、及びハンセン病を扱った文学作品・研究書の収集とその分析をすることである。

まず、前者に関してであるが、5月16、17日に群馬県吾妻郡草津町にある国立療養所栗生楽泉園重監房資料館を見学し資料を収集した。この重監房資料館は、この年の4月にオープンしたばかりである。重監房は、かつてハンセン病患者を対象にした懲罰用の建物であった。栗生楽泉園では、1938年（昭和13）～1947年（昭和22）までの9年間に、93名が収監され23名が亡くなっている。ほとんどが寒さのためである。実際の重監房が再現されていて、中に入ることができたが、電気もない灰色の小さな部屋であった。真冬でも毛布一枚しか与えられず、食事も一日二回でご飯とお汁くらいであった。収監日数は、平均して200日くらいであり最長592日である。93名の入所理由がすべてパネルで示されていた。逃走癖、窃盗、精神異常、飲酒喧嘩などである。4人の方の証言映像もあり、それぞれの半生が語られ人権回復を訴えられていた。

ハンセン病がいかに差別と偏見の強い病であったか、そして国の誤った政策のために多くの犠牲者を出したか、それらの歴史を象徴的に示しているものの一つが重監房である。私は、昨年明石海人が隔離療養されていた、岡山県の長島愛生園に行った時に監禁室の跡を見た。しかし、それが一体どのようなものであったのか、簡単に理解することはできなかったが、今回この重監房資料館に行くことにより、それらを肌で感じる事ができた。

次に、7月12日に、山梨県笛吹市にある小川正子記念館に行った。小川正子は、1938年（昭和13）に『小

島の春—ハンセン病治療に、生涯を捧げたある女医の手記』を刊行し大ベストセラーになり、またこの作品は1940年（昭和15）に、豊田四朗監督により映画化され救癪映画のヒューマニズムとして大ヒットした。小川は一躍時の人となったが、1943年（昭和18）結核により41歳で独身のまま亡くなった。

小川は、私が研究対象にしている、海人が療養していた長島愛生園に勤務していたことがあった。そして海人はその歌集『白描』に、「医官小川正子先生病む」という詞書きとともに、「この島の医官が君の少女なす語りごとこそ親しかりしを」、「かりそめに病み給ふにも秋のはやさ庭の菊は香には寂びつつ」という2首の歌を詠んでいる。

ただ、小川は救癪活動という善行とともに強制隔離を強行した女医として、現在は毀誉褒貶に包まれている。そこで小川の出身の郷土ではどのような展示がなされているのか興味深かった。記念館の展示はハンセン病をほとんど知らない人に対して、病のことやその歴史や療養所の存在やそれに尽力した人たちのことが中心に展示されていた。小川の展示も当然そのような視点からの展示であり、郷土の尊敬されるべき人物としてのものであった。ただ、私がびっくりしたのは、小川は41歳で結核で亡くなったのであるが、その病氣療養中の家が移築され、さらに等身大の人形まで置かれていたことであった。また『小川正子の生涯』の書籍を買い求め、小川の複雑な人生も知ることができた。

次に、ハンセン病を扱った文学作品及び研究書の収集とその分析の方である。私は海人の短歌にとりわけ関心を持つようになった。もちろん昨年実際に海人がいた長島愛生園に行ったということも大きいのであるが、その短歌に死生や苦悩の点で訴えかけてくるものがあつたからである。その中でもとりわけ海人の第一歌集『白描』に関心を持った。この『白描』は、第一部「白描」と第二部「翳」で構成されている。前者は公の世界の短歌であり、後者は私的な世界の短歌を集めていることは海人自身が指摘し、何人もの研究者によって具体的に指摘されている。私もそこに注目し、さらにこの相違は色彩によっても指摘できるのではないかと思った。論文では、そのことをもう少し具体的に分析してみたいと思う。



さらに注目したいと思ったことがある。それはハンセン病文学という、北條民雄『いのちの初夜』の小説が大変有名である。そこで北條の『いのちの初夜』やその他の小説の色彩語を少し調べてみた。この色彩語の使用頻度や好む色彩語の点などにおいて、海人の短歌と大きな相違はないと思われる。ところがよく調べてみると、相違点があるのである。それは、北條はハンセン病者の一番の特徴的な肌の色を、「赤黒」「暗紫色」「赤班紋」などというように、直接的に赤裸々な感じで表現するのである。しかし、海人の短歌にはそのような表現は見あたらないということである。これは、北條と海人の相違なのか、あるいは小説と短歌という相違であるのか。もう少し多くのハンセン病文学作品を調査分析し、論文として成果を示したいと思う。

### シェリング『自由論』の成立

Schelling on Human Freedom and Evil

柴崎 文一

SHIBASAKI Fumikazu

悪の探究は、シェリング Friedrich Wilhelm Joseph von Schelling にとって、17歳で発表した処女作以来の根本課題であった。この処女作から17年後の34歳の時に発表された『自由論』„Philosophische Untersuchungen über das Wesen der menschlichen Freiheit und die damit zusammenhängenden Gegenstände“ (1809) は、その表題が示す通り、人間的な自由の本質に関する探究であると共に、自由の行使によって現実世界に生じる悪の源泉を、人間の存在はおろか、人間を創造した神の存在根拠にまで遡り、明示しようとした著作である。

シェリングは『自由論』において、神の実存 Existenz の根底 Grund には、「無底」Ungrund としか呼べない本質 ein Wesen があり、この無底から、神が実存することへの「根底の意志」Wille des Grundes と、現実世界を創造し、この世界で善を実現しようとする「愛の意志」Wille der Liebe が生まれ、さらに、この愛の意志が示されるための契機として、悪が発現することを説く。しかしシェリングは、『自由論』において、こうした革新的とも言うべき絶対者観と、それに基づく悪の源泉に関する彼の見解を、冒

頭から直截述べるのではなく、ギリシア哲学から彼自身の哲学体系に至る、汎神論と悪の源泉に関する従来の哲学説を、執拗なまでの入念さをもって検討した後に、提示している。

『自由論』は、最初に「まえがき」とされる一文が置かれた後、序論にあたる部分の10段落と、本論にあたる部分の39段落によって構成されている。近年刊行されたシェリングの『暦』Jahreskalender から、『自由論』の執筆では、序論に最も多くの時間が費やされたことが知られている。これは、『自由論』で新たに示された絶対者観へと至る道程の険しさを示すと同時に、この時期のシェリング哲学における思想的な特徴を理解する上でも、序論が重要な意味を持っていることを示唆している、と言ってよいだろう。以上の観点から、本研究では、序論の内容を詳細に検討することを通して、『自由論』の成立契機と根本課題の解明を試みた。

『自由論』は、しばしば、シュレーゲル Karl Wilhelm Friedrich von Schlegel の批判に応えることを目的として著された論考であるとされるが (Fuhrmans 1964, 139-141)、こうした外的要因以上に、「必然性と自由の矛盾なくしては、ただ哲学ばかりではなく、精神の如何なる高次の意欲も、みな死に絶えてしまうだろう。……こうした必然的課題を解決することなくしては、自由の概念そのものが不安定なものとなり、全く価値の無いものになってしまう」(SW, Bd. 7, 338) というシェリング自身の言葉が示すように、世界を絶対者の自己実現による必然的な体系として見るシェリング哲学にとって、このような世界において人間的な自由が如何に基礎づけられるのかの問題は、解決すべき不可避の課題でもあったことは明らかである。また、より具体的には、『自由論』自体に明記されているように (SW, Bd. 7, 333 f.)、『哲学と宗教』„Philosophie und Religion“ (1804) において残された悪の源泉に関する問題を解決するためにも、彼は、人間的自由と悪の関係に関する問題に、真正面から対峙する必要があったのである。

『哲学と宗教』においてシェリングは、人間の魂を含めた有限者の「墮落」Abfall について言及し、その際に「自由」の問題について触れていた。シェリングは、有限者の墮落の根拠に、「可能性の根拠」と「現実性の根拠」を分ける。そして、現実性の根拠は、あくまでも墮落した有限者自身の「自由」にあるとしながらも、可能性の根拠は、絶対者の内にあるとするのである。しかしそれは、墮落の根拠が、根源的には絶対者の内にあることを意味するものに他ならない。

従ってシェリングの「墮落論」は、絶対者、即ち神こそが有限者の墮落の根源的な根拠であり、それ故にまた、有限者の墮落によってもたらされる現実世界の様々な「悪」の究極的な源泉も、神である、ということの意味することになる。しかし、神は純粋な善である（詩篇 119:68）、というキリスト教的宗教観は、シェリングにおいても暗黙裡の大前提であることは言うまでもない。それ故、有限者の墮落に関する考察は、それが如何に「可能性」におけるものではあっても、墮落の根源的な根拠、即ち「悪」の原理的な根拠が、純粋な善としての神の内にあることになるのか、という難問と対峙することになる。『哲学と宗教』で十分に考察されなかった問題とは、まさにこの問題であり、これが『自由論』において、「悪」の源泉をめぐる問題として、改めて詳細に論じられることになるのである。

既に触れたように、『自由論』の成立には、以上のようなシェリング哲学自体の展開における内的必然性と共に、シュレーゲルからなされた批判も重要な契機として働いていたことが、指摘されている。事実、『自由論』には五箇所シェレーゲルへの言及が見られる（SW, Bd. 7, 338, 348, 352, 393, 409）。ただしこれらの箇所を見る限り、シュレーゲルからの批判の具体的な内容や、それに対するシェリングの反論の焦点がどこにあるのか、ということはずしも判然としない。そこで本研究では、この時期のシュレーゲルが著した作品やノートの内容を検討することによって、彼のシェリング批判における本質的な論点を明示することを試みた。

汎神論は当時、「宿命論」と結びつく悪しき思想だと見られることがあった。何故なら、汎神論においては、人間の自由は認められず、あらゆる人間的な行為は、絶対者の意志、即ち「宿命」によって規定されており、このような見方からは、人間が自己の行為に責任を負う根拠を、示すことができない、と考えられたからである（Köppen 1803, 192）。

こうした批判に対してシェリングは、彼の体系は、宿命論と結びつくような汎神論ではないが、あらゆる事象を絶対者との関係において捉えようとする哲学的な立場が、「汎神論」と呼ばれるのであれば、彼の立場を汎神論と名づけることに異論はないとする立場をとった。しかしシェリングは、『自由論』の序論において、プロティノスからスピノザを経て、彼自身の体系に至る、汎神論の系譜をつぶさに検証することによって、伝統的な汎神論の立場からは——従来の自己の立場を含めて——、悪の源泉をめぐる問題に、明確

な答えを与えることはできないということ、執拗なまでの徹底さをもって示している。そしてシェリングは、第 11 段落以降の本論において、悪の源泉を神に帰せしめないために、神の実存にも先立つ「無底」からの神の立ち現れと、世界の創造を説く、新たな視点から、悪の源泉に関する独自の理論を展開して行くことになるが、本研究は、以上のように序論の内容を詳細に検討することによって、こうした「無底」の思想が成立する本質的契機の解明を試みたものである。

#### 参考文献

- Fuhrmans, Horst (1964) : „Einleitung und Anmerkungen“ *Philosophische Untersuchungen über das Wesen der menschlichen Freiheit und die damit zusammenhängenden Gegenstände von Schelling*. Reclam, Stuttgart 1964.
- Köppen, Friedrich (1803) : *Schellings Lehre oder das Ganze der Philosophie des absoluten Nichts*. F. Perthes, Hamburg.
- SW: *Friedrich Wilhelm Joseph von Schellings Sämtliche Werke*. Hrsg. K. F. A. Schelling, Stuttgart 1856-1861.

### 幕末仙台藩におけるロシア学研究の 開始とその展開

Russian Studies of the Sendai Clan in the Edo Era

岩井 憲幸

IWAI Noriyuki

本年度は初め、大阪にある愛日文庫中の資料調査を行なった。この文庫の主要部分は仙台藩の御用商人である片山家の蔵書からなり、和・漢・洋に及ぶ。片山家は仙台藩との結びつきがきわめて強く、大槻玄沢・志村弘強編『環海異聞』（文化 4 年（1807）成立）の善本がわざわざ藩公から下賜されているほどである。北方問題にかかわる資料は、仙台藩ルートで入手した様子がうかがわれ、ひいてはこのコレクション中の資料を通して間接的に仙台藩のロシア研究を垣間見ることが可能と考える。今回、『魯西亜大統略記、赤蝦夷風説考、本多利明赤蝦夷談』、『神昌丸幸太夫を初魯西亜国江飄流之記』および『訂正増採異言』の 4 資料を調査希望としたが、第 1 の書は現在行方不明との

ことで、後3者を閲覧した。ただし、年一度曝書時短時間のみの制約をうけたため、十分な閲覧がかなわなかった。第2・3の書は大黒屋光太夫に関する資料の写しである。第4の書はどうかやら仙台藩からの下賜本の状態で、写本であるが、幕府上呈本が仙台藩によってひそかに写されて残されていたことが知られており、その副本のような印象をうけた。この書の伝本は少なく、愛日文庫本は全14冊で、地図を載せる1冊には山村才助の研究成果である〈地球畧全圖竝別種半球二圖〉が劈頭に彩色されて存する。(これに続く図も彩色あり)。この部分を掲げるものは流布本にはないとされ、しかも愛日本は本文も匡郭と柱のみを版刻した料紙に整然と筆写されており、並の写本ではないことを物語る。時間不足で、詳しい調査は次回を期すこととした。

第2の資料調査は、宮城県図書館所蔵伊達文庫中の露書について行なった。この文庫中に仙台藩校養賢堂がかつて蔵していたロシア語書が伝存するからである。ただし、こちらでも原本閲覧の日時および利用制限があったが、10点中以下の6点が閲覧を許可された。①タチシチェフ仏魯辞書全2冊 (Полной французской и российской лексиконъ, [...] Второе издание [...] исправленное и дополненное [...] И. Татищевымъ. Томъ I А-К, Томъ II L-Z. Въ Санктпетербургѣ, 1798. [...]), ②航海ニ用ユル天文書 (Астрономическія средства кораблевожденія. Составилъ С. Зеленой, Санктпетербургѣ [...] 1861.), ③魯西亜幾何学書 (Начальная геометрія составленная [...] Ө. Веселого. Санктпетербургѣ. 1853.), ④物理学書 (Руководство физики. Составилъ [...] Э. Ленцъ. Часть II. Санктпетербургѣ. [...] 1851), ⑤航海測量書 (Курсъ Навигациі для воспитанниковъ Морскаго Кадетскаго Корпуса. Составилъ [...] П. Вальрондъ. 1861. [...]), ⑥魯国史 (Русская исторія. Н. Устрялова. Изданіе пятое, [...] Часть первая. Древняя исторія. Санктпетербургѣ. [...] 1855.) 養賢堂由来を示す「仙臺府學圖書」の印記を有するものは③④⑤3冊であるが、いずれも実学的書物であり、養賢堂のロシア学も、時勢を反映しているというべきか、こうした方向に向いていることを示唆する。筆者がもっとも関心をもつ

たのは①である。この辞典は稀観書で、日本では他に1セットあるのみ。しかも今日では上・下巻別々に伝存する。伝えられるところでは、養賢堂学頭であった大槻平泉が、当時長崎遊学中の小野寺丹元に命じて購入させたものであるという。しかし、伊達本上巻遊び紙にはインクによる2種の書き込みが存し、その第2には次のような蘭文が6行にわたって書かれている。〈Ter gedachtenis van/ het Opperhoofd/ J: W: F: Van Citters aan/ docter Gentik./ Decima den 26 December/ 1833〉 [医師 Gentik に対し商館長 J.W.F. Citters の記念として。1833年12月26日 出島]。Gentik は元適で、小野寺丹元であり、Citters は Jan Willem Fredrik Citters で、1830年11月1日から1834年11月30日まで長崎商館長であった。1833年は天保4年。贈り物の体裁をとっていると文面では解されようが、恐らく相当の対価を払って購入したものであろう。この辞書の刊年は1798年で、上記蘭文書き込みの上には〈Эдуардъ Августусъ Мангльсъ / Архангельскѣ 22 Іюня 1808 года〉 [Eduard Augustus Mangles, アルハンゲリスクにて、1808年6月22日] と初めの所有者名が書かれているから、この英国人らしき人物に刊行10年後にロシアのアルハンゲリスクで求められたのち、商館長 Citters の手に渡り、刊行25年後小野寺が購入したことになる。なお上述した今日別々に蔵されるタチシチェフの辞書は、文化魯寇事件のあおりをくらって文化8年(1811)クナシリで捕えられたゴロヴニーンが所有していたものである。ゴロヴニーン釈放時の文化10年(1813)に幕府によって譲りうけられ、以後幕府天文台の蔵に帰し、活用されて幕末に至る。この辞書は仏魯辞書ながらアカデミー・フランセーズの辞書を模した当時最新の辞典であった。天文台のものは相当使われた状態を示しているが、伊達文庫本は元の革装を保持し、美麗とさえいえる。どの程度使われたのであろうか。なお上記アルハンゲリスクは対英貿易地としてヨーロッパに開かれていた。小野寺は長崎遊学に際し、通詞の中山作三郎に就いたとされるが、作三郎がロシア語に精通していたとは考えられず、蘭学を介してのロシア学就学とみられるが、いずれにせよ、タチシチェフ辞書の入手にあたり、作三郎が仲介役であったことは容易に想像しうる。また作三郎と小野寺は『魯西亜国史』を共訳したとされる(筆者未見)。以上の調査・検討中から種々の問題点が出来るが、少しずつ解明したいと考える。



## 附

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準
2. 2014 年度人文科学研究所各種募集要領
3. 2015 年度人文科学研究所所員名簿
4. 人文科学研究所叢書一覽
5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覽



# 1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準

## 明治大学研究・知財戦略機構規程（抜粋）

2005年5月18日制定

2005年度規程第1号

### （組織）

第12条 研究企画推進本部に、次の機関を置く。

- (1) 研究企画推進委員会
- (2) 基盤研究部門

### （基盤研究部門）

第14条 基盤研究部門は、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（次条において「3研究所」という。）をもって構成する。

## 基盤研究部門にかかわる研究所要綱

2007年3月7日制定

2006年度例規第27号

### （趣旨）

第1条 この要綱は、明治大学研究・知財戦略機構規程（2005年度規程第1号。以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、研究・知財戦略機構会議の下に置かれる研究企画推進本部の基盤研究部門を構成する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（以下「研究所」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 研究所は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究の基盤を担い、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的とする。

### （所員）

第3条 本大学の専任教授、専任准教授及び専任講師は、第1条に規定するいずれかの研究所の所員となる。

2 研究所は、必要に応じて、第9条に規定する運営委員会の議を経て、所員以外の者を次条に規定する事業に参加させることができる。

### （事業）

第4条 研究所は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研究の助成
- (2) 研究の高度化推進支援
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 紀要、年報、叢書等の刊行
- (5) その他必要な事業

### （運営組織）

第5条 研究所の運営組織は、次のとおりとする。

- (1) 社会科学研究所
 

社会科学研究所長	1名
社会科学研究所運営委員	16名
- (2) 人文科学研究所
 

人文科学研究所長	1名
人文科学研究所運営委員	17名
- (3) 科学技術研究所
 

科学技術研究所長	1名
科学技術研究所運営委員	14名

### （研究所長）

第6条 前条各号に規定する研究所長（以下「研究所長」という。）は、専任教授である所員のうちから、当該研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の推薦により、研究・知財戦略機構長の承認を経て理事会が任命する。

2 研究所長は、研究・知財戦略機構長の統督の下に、当該研究所の業務を統括し、研究所を代表する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 研究所長は、必要に応じて所員総会を開催することができる。

### （運営委員）

第7条 第5条各号に規定する研究所運営委員（以下「運営委員」という。）は、当該研究所の運営委員選出に関する内規の定めるところにより、専任教授、専任准教授及び専任講師である所員のうちから選出

し、研究・知財戦略機構長が委嘱する。

(任期)

第8条 研究所長及び運営委員の任期は、2年とする。  
ただし、補欠の研究所長及び運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 研究所長及び運営委員は、再任されることができない。

(運営委員会)

第9条 次に掲げる事項について審議するため、各研究所に運営委員会を置く。

(1) 第4条に規定する事業及びその事業計画に関する事項

(2) 研究所長候補者の推薦に関する事項

(3) その他各研究所の運営に関する事項

2 運営委員会は、研究所長及び運営委員をもって構成する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

5 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(基盤研究部門連絡会)

第10条 各研究所間の連絡及び調整を行うため、基盤研究部門連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会に関し必要な事項は、各研究所長の同意を得て、規程第15条に規定する基盤研究部門長が定める。

(申請)

第11条 第4条第1号に規定する研究を担当しようとする者は、所定の研究申請書に必要事項を記入し、定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

(研究員)

第12条 前条の規定により、研究申請書を提出し、研究を認められた者（以下「研究員」という。）は、研究費の助成を受けることができる。

2 研究員は、当該年度の研究実施計画書を定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

3 研究員は、研究費の使用状況報告書を当該年度末日までに、研究所長に提出しなければならない。

4 研究員は、研究終了後、研究成果を研究所長に報告しなければならない。

5 研究員は、前2項に規定する義務を果たすまでは、新たに研究員になることができない。

(報告)

第13条 研究所長は、研究員の研究事項及び研究費について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第14条 研究所は、所員の研究成果を公表するため、紀要、年報、叢書等を刊行する。

2 研究所は、別に定めるところにより、各運営委員会の承認を得て、所員以外の者の紀要への投稿を認めることができる。

(事業報告)

第15条 研究所長は、毎年度第4条に規定する事業について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(図書・資料・機器備品)

第16条 所員が研究のために収集した図書、資料及び機器備品は、すべて大学に帰属するものとする。

(事務)

第17条 研究所にかかわる事務は、研究推進部が行う。

(経費)

第18条 研究所の経費は、次の収入をもって支弁する。

(1) 大学予算によって定められた経費

(2) その他の収入

(要綱の改廃)

第19条 この要綱を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、研究・知財戦略機構会議の議を経て定める。

附 則（2006年度例規第27号）

(施行期日)

1 この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の研究所規程により研究所長、運営委員及び研究員となっている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1517号)

附 則（2007年度例規第9号）

この要綱は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

(通達第1563号)（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）



## 附 則（2009年度例規第9号）

この要綱は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。  
（通達第1808号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

## 附 則（2009年度例規第33号）

この要綱は、2010年（平成22年）2月3日から施行する。  
（通達第1861号）（注 紀要への投稿を所員以外の者にも認めることに伴う改正）

明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・  
科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程

昭和59年10月22日制定

昭和59年規程第90号

## （趣 旨）

第1条 この規程は、明治大学（以下「本学」という。）が設置する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（以下「研究所」と総称する。）が、学術の発展に寄与するため、所員による研究の成果を学術研究叢書（以下「叢書」という。）として出版することに関し、必要な事項を定めるものとする。  
（出版の可否）

第2条 叢書の出版については、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

## （出版契約）

第3条 叢書の出版に際しては、著作者及び出版社の間で出版契約（再版契約を含む。）を行う。

2 契約に当たっては、研究所の叢書であること及びそれに伴う諸条件を契約書に明記し、当該研究所長を経て、理事長の承認を得なければならない。

## （企画・編集権）

第4条 叢書の出版に関する企画・編集権は、研究所が有する。

## （著作権）

第5条 叢書の著作権は、著作者に帰属する。

## （著作権使用料）

第6条 叢書の初版に係る著作権使用料は、本学に帰属する。

2 叢書の再版（増刷を含む。以下同じ。）に係る著作権使用料は、著作者に帰属する。

## （資料費）

第7条 本学は、叢書の著作者に、所定の資料費を支払う。

## （経費の支弁）

第8条 叢書の出版に必要なときは、担当理事の許可

を得て、叢書の著作権使用料収入の範囲内で、所要の経費を支弁することができる。

## （事 務）

第9条 叢書の出版に関する事務は、研究推進部が行う。

## （その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、叢書の出版に関して必要な事項は、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

## 附 則

この規程は、昭和59年10月22日から施行する。

（通達第449号）

附 則（1992年規程第13号）

## （施行期日）

1 この規程は、1993年（平成5年）4月1日から施行する。

（叢書の再版に係る著作権使用料に関する規定の適用）

2 改正後の第6条第2項の規定は、この規程の施行日（以下「施行日」という。）前に出版契約が行われた叢書が施行日以後に再版される場合における当該再版に係る著作権使用料についても、適用があるものとする。

（通達第709号）（注 著作権使用料の取扱いを著作権法に基づいたものにするための当該条項の新設及び字句の改正）

附 則（2007年度規程第21号）

この規程は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

（通達第1562号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附 則 (2009 年度規程第 7 号)

この規程は、2009 年 (平成 21 年) 6 月 10 日から施行し、改正後の規定は、同年 4 月 22 日から適用

する。

(通達第 1807 号) (注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

## 人文科学研究所運営委員選出に関する内規

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱 (2007 年 3 月 7 日制定、2006 年度例規第 27 号) 第 7 条の規定に基づき、人文科学研究所運営委員 (以下「運営委員」という。) の選出について、必要な事項を定めるものとする。

(選出方法)

第 2 条 運営委員の選出は、選挙によるものと人文科学研究所長指名によるものとする。

(被選任資格者名簿)

第 3 条 運営委員会は、選挙年度の 10 月 1 日現在をもって、被選任資格者名簿を作成する。

2 以下の者は、被選任資格者となることができない。

- (1) 所長または運営委員に在任予定の者
- (2) 任期前あるいは任期中に退職を予定している者
- (3) 任期中に特別研究者または在外研究者を予定している者

(選出区分)

第 4 条 運営委員の選出区分は、第 4 条第 1 号から第 7 号に定める区分および第 5 条に定める区分とする。

(選挙による選出区分および選出員数)

第 5 条 運営委員は、次の各号に掲げる選出区分に応じて、当該各号に掲げる人数を選出する。

- |  |     |
|--|-----|
| 1 日本文学および文芸学の分野                        | 2 名 |
| 2 英米文学の分野                              | 3 名 |
| 3 独文学、仏文学、中国文学、露文学、スペイン文学および演劇学の分野     | 3 名 |
| 4 日本史学、東洋史学および西洋史学の分野                  | 1 名 |
| 5 考古学および地理学の分野                         | 1 名 |
| 6 教育学、哲学、倫理学、博物館学、図書館学、美術、心理学および社会学の分野 | 3 名 |
| 7 保健体育学の分野                             | 1 名 |

(所長指名による選出区分および選出員数)

第 6 条 所長指名による運営委員の選出は、運営委員が第 4 条第 1 号から第 7 号に規定された定員の 2 倍の人数を限度として推薦し、その中から所長が 3 名を指名し、運営委員会の承認を得るものとする。

(選挙による選出区分の選挙方法)

第 7 条 選挙は、単記無記名投票とし、第 4 条の規定

に従い、得票数上位の者をもって当選者とする。この場合において、得票数が同数の場合は、年長者を当選者とする。

2 得票数が第 2 位の者を次点とする。得票数が同数の場合は 2 番目の年少者を次点とする。

3 第 4 条第 1 号から第 3 号及び第 6 号までの運営委員については、前任者の任期に応じ、毎年度改選するものとする。

4 選挙の管理については、運営委員会がこれを行う。

(欠員の補充)

第 8 条 欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て、当該選出区分のうちから前条第 2 項で定める次点の者を補充することができる。

附 則

1. 本内規は、昭和 36 年 5 月 25 日から施行する。
2. 改正内規は、昭和 59 年 9 月 30 日から施行する。
3. 改正内規は、昭和 61 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、1996 年 (平成 8 年) 5 月 8 日から施行する。

(被選任資格者名簿の作成に関する特例)

2 この内規の施行後、最初に行われる改正後の第 2 条第 1 号から第 3 号までの運営委員を増員するための選挙に係る被選任資格者名簿の作成については、改正後の第 4 条中「選挙年度の 10 月 1 日」とあるのは、「1996 年 (平成 8 年) 4 月 1 日」とする。

(委員の任期に関する特例)

3 この内規の施行後、前項の規定により最初に選出される運営委員の任期については、研究所規程第 8 条第 1 項の本文の規定にかかわらず 1998 年 (平成 10 年) 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、2004 年 (平成 16 年) 1 月 21 日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この内規の施行後、改正後の第 5 条の規定により最初に増員される人文科学研究所運営委員の任期

は、研究所規程第8条第1項の本文の規定にかかわらず2006年（平成18年）3月31日までとする。

附則

（施行期日）

- 1 この内規は、2007年4月1日から施行する。  
（研究所規程の廃止、基盤研究部門に関わる研究所要綱の制定による変更）

附則

（施行期日）

- 1 この内規は、2013年11月12日から施行する。  
（選出員数の変更）

附則

（施行期日）

- 1 この内規は、2014年10月21日から施行する。  
（被選任資格者の資格、得票数同数の場合の選出方法、次点の決定及び欠員の補充の変更）

## 人文科学研究所各種小委員会内規

人文科学研究所の充実をはかり、各種事業の推進を円滑にするため、次のとおり小委員会を設ける。

小委員会は、運営委員若干名により構成し、運営委員会の諮問を受けて審議し、運営委員会に答申するものとする。なお、小委員会には、運営委員会の議を経て、所員若干名を加えることができる。

### 1. 将来計画委員会

運営委員全員を将来計画委員とし、研究所の改善に関する長期計画を、立案・審議する。

### 2. 出版刊行委員会

研究所の機関誌およびその他の刊行物につき、次の事項を審議し、刊行する。

- (1) 紀要の刊行
- (2) 年報の刊行
- (3) 叢書の刊行
- (4) 所報の発行
- (5) その他

### 3. 公開文化講座開催委員会

公開文化講座の開催につき、次の事項を審議する。

- (1) 総合テーマの選定
- (2) 開催日時および講師司会者の選定
- (3) 講演集の刊行
- (4) その他

### 4. 選書委員会

研究所の図書資料の充実につき、次の事項を審議する。

- (1) 基礎資料の選定、購入計画
- (2) 図書・資料の整理
- (3) 目録の作成
- (4) その他

### 5. 制度検討委員会

研究所の諸規程および各種研究制度の改善につき、次の事項を審議する。

- (1) 研究所規程の検討
- (2) 内規の検討および案文の作成
- (3) 研究制度の検討
- (4) その他

附則

1. この内規は、昭和57年12月1日から施行する。
2. 昭和60年5月改正内規は、昭和60年5月10日から施行する。

（注 出版刊行委員会、将来計画委員会の新設、および叢書刊行委員会、所報発行委員会の解消）

3. この内規は、1992年（平成4年）4月1日から施行する。  
（注 小委員会構成員の変更、不要条項の削除、字句の修正と条数の異動）

## 人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規

（趣旨）

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱（以下「要綱」という。）第4条第1号に定める各種研究の助成のうち、人文科学研究所が実施する個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（研究種目）

第2条 個人研究とは、特定の研究課題について、人

文科学研究所（以下「本研究所」という。）の所員が単独で実施する研究をいう。

(2)個人研究は次の2種類とする。

- |     |    |        |       |
|-----|----|--------|-------|
| 第1種 | 2年 | 70万円以内 | （各年度） |
| 第2種 | 2年 | 20万円以内 | （各年度） |

2. 共同研究とは、共通の課題について、2名以上の所員が共同して実施する研究をいう。

(2)共同研究の期間は、2年とし、助成額は各年度

100万円以内とする。

3. 総合研究とは、第1種は3専攻分野以上、4名以上の所員、第2種は2専攻分野以上、3名以上の所員をもって一定期間研究し、研究所の業績として位置づけられ、かつ当該研究分野に新しい知見を加える研究をいう。

(2) 総合研究は次の2種類とする。

第1種 3年 300万円以内(各年度)

第2種 3年 200万円以内(各年度)

(3) 総合研究の研究員の構成が1専攻分野の所員によるものであっても、総合研究の趣旨に添う場合は、人文科学研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て認められることがある。

(4) 総合研究は、その研究内容に応じて、社会科学研究所および科学技術研究所の所員を研究員として参加させることができる。

(5) 総合研究の遂行上、本学に共同研究者を得がたい場合は、「要項」第3条第2項の定めにより所員以外の者を運営委員会の議を経て、研究担当者として認めることがある。

(6) 総合研究の課題は、所員の選定したもののほか、運営委員会が企画・設定したものとする。

(7) 総合研究には、研究代表者として所員1名を置かなければならない。研究代表者は、当該総合研究を総括する。

(8) 役職等のため、責任担当時間を軽減されている者は、研究代表者となることができない。

#### (募集)

第3条 研究所長は、運営委員会の議を経て、個人研究、共同研究及び総合研究を募集しなければならない。

#### (申請)

第4条 所員は、運営委員会が定めた募集要領により、個人研究、共同研究及び総合研究を申請しようとする場合は、所定の申請書により申請しなければならない。

2 所員は、個人研究、共同研究及び総合研究に重複して申請することはできない。

3 研究遂行のため、海外調査出張を行う場合は、予め申請書に記載しなければならない。

4 前項の海外調査出張の旅費等の取り扱いについては、別に定める。

5 長期在外研究に従事する者は、当該の在外研究期間中は、研究員となることができない。

#### (交替の禁止)

第5条 研究員(所員以外の研究員を含む)は、当該

研究期間中交替することはできない。但し、運営委員会が特に交替を認めた場合は、この限りではない。

#### (審査)

第6条 申請された個人研究及び共同研究の審査は、これを運営委員会が行う。

2 総合研究の審査は、研究所長及び研究所長が指名する本研究所運営委員若干名の審査委員をもって組織する審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、これを行う。

3 当該総合研究に直接利害関係を有する審査委員は、その審査に加わることができない。

4 審査委員会は、研究代表者又は研究代表者が指名する者の出席を求め、研究の目的、実施計画等について聴取することができる。

#### (採否)

第7条 運営委員会は、審査により個人研究及び共同研究の採否を決定する。

2 総合研究については、運営委員会が審査委員会の審査結果を審議し、採否を決定する。

3 研究所長は、個人研究、共同研究及び総合研究を申請した所員に文書で採否を通知する。

#### (研究費の助成)

第8条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の採用を決定した課題について、別に定める助成基準により、助成額を決定する。

#### (研究実施状況の報告)

第9条 個人研究、共同研究及び総合研究を実施する研究員は、毎年度末に研究の実施状況を、400字詰原稿用紙(以下「原稿用紙」という。)で、個人研究は5枚前後、共同研究及び総合研究は10枚前後にとりまとめ研究所長に提出しなければならない。

2 個人研究、共同研究及び総合研究の実施状況は、年報に掲載する。

#### (研究成果概要)

第10条 研究員は、研究期間終了後直ちに、研究成果概要を所定の用紙により研究所長に提出しなければならない。

#### (研究成果の公表)

第11条 研究成果の公表を書籍又は学術雑誌等で行なう場合は、必ず本研究費助成の研究成果であることを本文中に明記しなければならない。

2 研究成果の公表を口頭発表で行なう場合は、必ず本研究費助成の研究成果であることを発表時に表明しなければならない。

#### (研究成果の提出)

第12条 個人研究の研究成果は、研究終了年の9月

末までに、第1種は原稿用紙100枚前後、第2種は40枚前後にとりまとめ、研究所長に提出しなければならない。

2 共同研究の研究成果は、研究終了年の9月末までに、原稿用紙120枚前後にとりまとめ、研究所長に提出しなければならない。

3 総合研究の研究成果は、研究期間終了後2年以内に、第1種は原稿用紙600枚前後、第2種は500枚前後にとりまとめ、研究所長に提出し、3年以内に本研究所の叢書として刊行しなければならない。

(研究成果の評価)

第13条 研究所長は研究員から提出された研究成果について評価を行なわなければならない。

2 運営委員会が必要と認めた場合は、研究成果の評価について、当該研究分野の専門家の意見を聞くことができる。

3 研究所長は、研究員から提出された研究成果の評価を文書で研究員に通知する。

4 研究所長は、研究成果として相応しくないと評価した場合、研究員に対して、改めて研究成果の再提出を求めることができる。

5 研究成果の再提出を求められた研究員は、運営委員会が決定した期間の内に研究成果を研究所長に提出しなければならない。

(研究成果の発表)

第14条 研究員は、評価を受けて研究成果として認められた研究成果を発表しなければならない。

2 個人研究・共同研究の研究成果は、これを本研究所の紀要又は欧文紀要に掲載する。

3 総合研究の研究成果は、これを本研究所の叢書として刊行する。

(研究成果の活用)

第15条 研究員は、研究成果を講演会・シンポジウムの開催、又は教育・研究に積極的に活用しなければならない。

(研究費の返還)

第16条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

(内規の改廃)

第17条 この内規の改廃は、運営委員会の議決によらなければならない。

(附則)

1 この内規は、2003年4月1日から施行する。

2 旧内規により現に研究員となっている者の取扱いは従前による。

(附則)

この内規は、2007年4月1日より施行する。

(研究所規程の廃止、基盤研究部門にかかわる研究所要綱の制定)

(附則)

1 この内規は、2013年4月1日から施行する。

2 改正後の第14条の規定は、2013年度以降に採択された研究から適用する。

(代替論文の廃止に伴う改正)

## 人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び成果報告一覧

2004年4月1日改正

研究種目	研究期間	助成額	研究組織	研究実施報告		研究成果報告			
				原稿枚数	提出期限	掲載誌	提出期限	原稿枚数	掲載誌
個人研究	第1種	70万円以内 (各年度)	単独	5枚前後	毎年度末	年報	研究終了年の 9月末日	100枚前後	紀要
	第2種	20万円以内 (各年度)	単独					40枚前後	
共同研究	第1種	100万円以内 (各年度)	2名以上	10枚前後	毎年度末	年報	研究終了年の 9月末日	120枚前後	紀要
	第2種	300万円以内 (各年度)	3専攻分野以上 に渡り4名以上	10枚前後	毎年度末	年報	研究期間終了 後, 2年以内	600枚前後 500枚前後	
総合研究	第1種	200万円以内 (各年度)	2専攻分野以上 に渡り3名以上					50枚前後	紀要
	第2種	100万円～ 120万円	単独					40枚前後	
	第3種	70万円未満	単独					30枚前後	
特別研究	第1種	70万円～ 100万円未満	単独	—	—	—	研究終了年の 9月末日		紀要
	第2種	70万円未満	単独						
	第3種	70万円未満	単独						

注(1) 原稿枚数は、400字詰め原稿用紙に換算した枚数を示す。

(2) 図、表、レジュメ等も原稿枚数に含む。

(3) 特別研究第1種において、6ヶ月以上の移住をともなう学外研究機関の利用、海外渡航、野外調査等を必要とするものについては、150万円を限度として助成することができる。

## 研究所客員研究所員に関する内規

1. 明治大学研究所規程第3条第2項に定める客員研究所員についてはこの内規による。
2. 研究所における総合研究の推進上必要あるときは、学外の研究者を客員研究所員として当該研究に参加させることができる。
3. 資格条件は、学術・研究・教育機関において現に専任者として勤務している者およびこれに準ずる者で、各研究所運営委員会が審査し、その推薦にもとづいて学長が委嘱する。

### 付 則

1. 本内規は、昭和42年5月1日から施行する。
2. 昭和49年改正内規は昭和49年2月18日から施行する。(明治大学外国人研究者取り扱いに関する規程昭和49年1月12日施行にともない外国人に関する適用削除)
3. 昭和61年改正内規は昭和61年12月15日から施行する。
4. 2002年改正内規は2002年12月16日から施行する。(研究所規程改正)

## 明治大学特別研究者制度規程

昭和59年11月12日制定

昭和59年規程第91号

### (目的・趣旨)

第1条 明治大学(以下「本大学」という。)は、専任教員の研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図るため、明治大学特別研究者(以下「特別研究者」という。)の制度を設ける。

### (特別研究者)

第2条 特別研究者は、授業その他の校務を免除され、一定期間研究に専念する。

### (資 格)

第3条 特別研究者になれる者は、専任教員として就任した年度から継続して5年以上勤務した者とする。

2 第2回目以降の資格については、この規程により特別研究者となった年度の翌年度から起算し、継続して6年以上勤務した者とする。

### (研究期間)

第4条 研究期間は、1年以内とし、毎年度4月1日から開始する。

2 研究期間は、その長短にかかわらず、1回分として取り扱う。

### (割当数)

第5条 特別研究者の割当数は、別表のとおりとする。

2 ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科及び会計専門職研究科においては、3研究科合わせたの割当数とし、これに係る調整は、専門職大学院長が行う。

3 別表中の調整分については、学長が学部長会の意

見を聴いて調整し、割り当てる。

### (申 請)

第6条 特別研究者に応募しようとする者は、所属する学部長、法科大学院長又は専門職大学院研究科長(以下「所属長」という。)に所定の申請書を提出する。

### (決 定)

第7条 特別研究者は、当該教授会で候補者を選び、学部長会を経て、学長が理事会へ推薦する。

### (研究成果の報告)

第8条 特別研究者は、研究期間終了後、速やかに所定の研究報告書を、所属長を経て、学長に提出しなければならない。

### (研究期間終了後の勤務)

第8条の2 特別研究者となった者は、研究期間終了後、最低3年間、本大学の専任教員として勤務しなければならない。

### (事務所管)

第9条 特別研究者に関する事務は、研究推進部が行う。

### 附 則

- 1 この規程は、昭和59年11月12日から施行する。
- 2 明治大学特別研究員暫定取り扱い要領(例規第69号)は、廃止する。
- 3 この規程施行前に明治大学特別研究員暫定取り扱い要領で特別研究員となった者(昭和60年度特別研究員を含む。)は、この規程による特別研究者と

みなす。

- 4 昭和59年11月12日改正前の研究所規程第7条の国内研究員又は同規程第8条の特別研究員となった者は、この規程による特別研究者として、1回取り扱われたものとみなす。

(通達第451号)

附 則 (昭和62年規程第1号)

この規程は、昭和62年5月1日から施行する。

(通達第560号) (注 事務組織暫定規程の施行に伴う改正)

附 則 (昭和63年規程第7号)

この規程は、昭和63年11月28日から施行する。

(通達第608号) (注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (昭和63年規程第12号)

この規程は、1989年(平成元年)4月1日から施行する。

(通達第617号) (注 理工学部設置に伴う別表の工学部の名称の改正及び年度表記を西暦に改める)

附 則 (1991年規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。

(割当数に関する経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に改正前の別表の規定による学部・短期大学の割当数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通達第678号) (注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (1995年度規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、1995年(平成7年)7月18日から施行する。

(研究期間終了後の勤務に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の第8条の2の規定は、1998年度(平成10年度)以後の年度の特別研究者から適用し、1995年度(平成7年度)から1997年度(平成9年度)までの特別研究者については、なお従前の例による。

(割当数に関する経過措置)

- 3 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

(通達第811号) (注 特別研究者の研究終了後の勤務を義務付け、及び割当数を1998年度から2001年度までの4年間現行どおりとするための当該条項及

び別表の改正)

附 則 (1999年度規程第11号)

(施行期日)

- 1 この規程は、1999年(平成11年)10月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

(通達第1020号) (注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (2004年度規程第16号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2005年(平成17年)1月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1331号) (注 情報コミュニケーション学部、大学院ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法科大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (2007年度規程第21号)

この規程は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1562号) (注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2008年度規程第33号)

(施行期日)

- 1 この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規定の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1737号) (注 国際日本学部及び専門職大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号) (注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)



別表 学部・研究科の割当数

学部	年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	4年間計
法 学 部		3	2	3	3	11
商 学 部		3	3	3	4	13
政 治 経 済 学 部		3	4	3	3	13
文 学 部		3	4	4	3	14
理 工 学 部		5	5	5	5	20
農 学 部		3	2	2	3	10
経 営 学 部		2	2	2	2	8
情報コミュニケーション学部		1	1	1	1	4
国際日本学部		1	1	1	1	4
法科大学院法務研究科		1	1	1	1	4
ガバナンス研究科						
グローバル・ビジネス研究科	1	1	1	1	1	4
会計専門職研究科						
調 整 分		2	2	2	2	8
計		28	28	28	29	113

(注) 別表記載の割り当て数については、おおむね4年ごとに調整する。

## 特別研究者に対する研究費助成に関する基準

### (趣 旨)

第1条 この基準は、基盤研究部門にかかわる研究所要綱第4条第1号に基づき、特別研究者に対する研究費助成に関する必要事項を定めるものとする。

### (助成基準)

第2条 特別研究者に対する助成は、次の基準による。

#### 1. 特別研究 第1種

100万円以上120万円までとする。

ただし、①6ヶ月以上の移住をともなう学外研究機関の利用、②海外渡航、③野外調査等を必要とするものについては、150万円を限度として助成することができる。

#### 2. 特別研究 第2種

70万円以上100万円未満とする。

#### 3. 特別研究 第3種

70万円未満とする。

### (申 請)

第3条 特別研究費の申請は、原則として、特別研究実施前年度の所定の期日までに所定の申請書を所属する研究所へ提出する。

### (調 整)

第4条 特別研究の申請件数及び申請額が三研究所間で不均衡を生じた場合は、三研究所長が調整を図るものとする。

### (決 定)

第5条 特別研究申請の採否および研究費交付額は、各研究所運営委員会が定める運用上の細則に基づき、審議決定する。

### (基準の改廃)

第6条 この基準の改廃は、各研究所運営委員会の議を経なければならない。

#### 附 則

この基準は、昭和62年6月17日から施行する。

#### 附 則

この基準は、2009年(平成21年)7月22日から施行する。(注:海外渡航費の比率を研究費の40パーセントを上限とすることに伴う改正)

#### 附 則

この基準は、2013年(平成25年)5月1日から施行する。(注:海外渡航費の上限を撤廃することに伴う改正)

## 人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則

### (趣 旨)

1. この細則は、特別研究者が「特別研究者に対する研究費助成に関する基準」(以下「助成基準」という。)に基づき、人文科学研究所から研究費の助成を受ける場合についての必要事項を定める。

### (研究種目)

2. 特別研究者は、次の研究種目を申請することができる。

(1) 総合研究

(2) 共同研究

(3) 特別研究

### (申請の時期)

3. 総合研究および共同研究については、それぞれ所定の募集時期に申請するものとする。

(2) 特別研究については、各学部教授会において特別研究者候補者として決定された日から、助成基

準に定める締切日（実施前年度の所定の期日）までの間に、所定の手続きにより申請しなければならない。

（申請の制限）

4. 特別研究は、総合研究および共同研究と重複して申請することはできない。

（特別研究の申請基準）

5. 特別研究の申請区分および申請金額は、次の基準による。

- (1) 第1種 申請額 100万円～120万円  
海外出張、または大規模な野外調査等を必要とする特定の研究課題について研究を行う場合、150万円を限度として申請することができる。
- (2) 第2種 申請額 70万円～100万円未満
- (3) 第3種 申請額 70万円未満

（特別研究の募集人員）

6. 特別研究の募集人員は次のとおりとする。

- (1) 第1種 2～3名程度
- (2) 第2種 1～2名程度
- (3) 第3種 若干名

（特別研究の採否）

7. 特別研究の申請に関する種目の調整、採否および交付額については、運営委員会が審議決定する。なお、必要に応じて申請者に研究計画の説明を求めることがある。

（特別研究費による海外研究調査出張）

8. 特別研究費による海外出張については、第1種、第2種、第3種のいずれも、これに充当することができる。海外出張の取り扱いについては、別に定める。

（研究成果の報告）

9. 研究成果の報告については、研究期間終了年の9月末日までに提出するものとする。

(2) 研究成果の報告は、次のとおりとし、紀要に掲載する。

- |     |           |       |
|-----|-----------|-------|
| 第1種 | 400字詰原稿用紙 | 50枚前後 |
| 第2種 | 400字詰原稿用紙 | 40枚前後 |
| 第3種 | 400字詰原稿用紙 | 30枚前後 |

（附 則）

1. この細則は、昭和60年2月13日から施行する。
2. この細則は、毎年度特別研究者募集以前に、運営委員会において検討する。

（附 則）

1. この細則は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。（所報第20号）

（注 第5条の「遠隔地への」を削除）

（附 則）

1. この細則は1992年（平成4年）4月1日から施行する。

（注 研究成果の原稿枚数、提出期限および掲載誌の変更）

（附 則）

1. この細則は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。

（注 研究種目の改正により、重点共同研究を削除）

（附 則）

1. この細則は、2013年（平成25年）5月1日から施行する。

（注 研究所研究費の海外出張に関する内規の廃止により、海外主張に関わる条文を削除）

## 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程

2006年3月30日制定

2005年度規程第29号

（趣 旨）

第1条 この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の促進を図ることを目的として、研究を遂行する上で必要となる研究推進員及び研究支援者の採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、科学研究費補助金による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びにその他本大学が認めた研究に適用する。

（定 義）

第2条 この規程において「研究推進員」とは、一定の期間、研究スタッフとして本大学が認めた研究の遂行業務に従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 共同研究員
- (2) ポスト・ドクター
- (3) 客員研究員

2 この規程において「研究支援者」とは、本大学の専任教員が研究代表者となる研究の遂行業務に一定

の期間、研究スタッフの補助者として従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) リサーチ・アシスタント（プロジェクト型）（以下「RA」という。）
- (2) 研究技術員
- (3) 補助研究員

#### （研究推進員の資格）

第3条 共同研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者であって、採用時において35歳以上のもの又は当該研究を遂行する上で必要な高度かつ専門的な知識と能力を有する者とする。

2 ポスト・ドクターとなることができる者は、博士課程修了者のうち、博士の学位を取得している者（社会科学及び人文科学の分野にあっては、博士の学位を取得している者に相当する能力を有する者を含む。）であって、当該研究にかかわる一定の職務を分担して研究に従事し、採用時において35歳未満のものとする。

3 客員研究員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該研究の参加において雇用契約を要しないものとする。

- (1) 博士の学位を取得している者又はこれと同等以上の研究業績を有する者
- (2) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「学術振興会特別研究員」という。）等本大学が学外諸機関から受け入れる研究員

4 前項第2号のうち、学術振興会特別研究員として本大学の客員研究員となることができる者は、特別研究員PD及び特別研究員SPDに限る。

#### （研究支援者の資格）

第4条 RAとなることができる者は、明治大学RA・TA及び教育補助講師採用規程に定める資格を有する者とする。

2 研究技術員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、大型機器、特殊機器等の操作等にかかわる特殊技術又は熟練した技術を必要とする業務に従事する者であって、採用時において35歳以上のものとする。

3 補助研究員となることができる者は、当該研究を補助する上で必要な能力を有する者とする。

#### （採用等手続）

第5条 研究代表者は、研究推進員又は研究支援者の採用を希望するときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を当該研究を所管する部署を通じて研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に提出し、採用申請を行う。

- (1) 採用申請書
- (2) 履歴書
- (3) 推薦書
- (4) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、客員研究員の受入申請を行うときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を提出する。

- (1) 受入申請書
- (2) その他必要な書類

3 前2項の申請にかかわる採用等は、研究・知財戦略機構会議の議を経て、機構長が学部長会に付議し、その承認を得るものとする。

#### （雇用契約、採用期間等）

第6条 研究推進員（客員研究員を除く。）及び研究支援者は、学校法人明治大学（以下「法人」という。）と雇用契約を締結し、採用期間は、1年以内の範囲で契約に定めるものとする。

2 雇用契約は、年度ごとに行う。

3 雇用契約は、当該研究の終了までを限度として、更新をすることができる。ただし、ポスト・ドクター及びRAの更新は、最初の採用日から起算して5年以内を限度とする。

#### （受入期間）

第7条 客員研究員に係る受入期間は、当該研究の実施期間の範囲内で、個々に定める期間とする。

#### （給与等）

第8条 研究推進員（客員研究員を除く。次項において同じ。）及び研究支援者の給与、通勤手当（以下「給与等」という。）及び勤務時間は、それぞれの雇用契約において定める。

2 研究推進員及び研究支援者への給与等の支払は、法人が行うものとし、当該給与等の支払額及び各種保険料（法人負担分）は、当該研究に対し交付される研究費をもって充当しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に規定するポスト・ドクターのうち、学長が示す教員人事基本方針に基づき、学部長会及び理事会が承認したポスト・ドクターについては、法人が給与等を支給する。

4 前項に規定するポスト・ドクターの給与等については、別に定める。

#### （身分の喪失）

第9条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、研究推進員又は研究支援者の身分を失うものとする。

- (1) 採用期間又は受入期間が満了したとき。

- (2) 雇用契約を締結した者が退職を申し出て、雇用契約を解除したとき。
- (3) 客員研究員である者が当該研究の参加中止を申し出て、研究代表者がこれを了承したとき。
- (4) 当該研究が終了又は中止したとき。
- (5) 心身の故障により、職務遂行が困難であり、又は不適當であると認められるとき。
- (6) 勤務状態が著しく不良で、職務遂行に適さないと認められるとき。
- (7) 本大学に重大な損害を与え、又は名誉を汚す行為のあったとき。

## (所 属)

第10条 研究推進員及び研究支援者の所属は、研究・知財戦略機構とする。

## (呼 称)

第11条 研究推進員及び研究支援者の呼称は、第2条に掲げる当該の名称に明治大学を付したものとす。ただし、必要に応じて、当該研究の名称又はその略称を括弧書きで付することができる。

## (証明書の発行)

第12条 研究推進員及び研究支援者には、身分証及び採用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。

## (本大学の施設の利用)

第13条 研究推進員及び研究支援者は、必要に応じて、本大学の教育研究施設・設備を利用することができる。この場合において、研究推進員及び研究支援者は、当該施設・設備に係る管理者に対し、校規に準じて許可を得るものとする。

## (知的財産権)

第14条 研究推進員及び研究支援者との研究により生じた知的財産権については、明治大学発明等に関する規程に定める。

## (実施細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究推進員及び研究支援者の取扱い及びこの規程の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定めることができる。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

## (要綱の廃止)

2 明治大学研究支援者に関する要綱(2003年度例規第7号)は、廃止する。

(通達第1448号)

## 研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準

昭和59年1月19日

理 事 会 承 認

## (趣 旨)

1. この基準は、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所が主催する公開講演会、公開講座及び国際シンポジウム等(以下「講演会等」という。)の講師、司会者及び通訳に対する謝礼金及び旅費の支給について、暫定的に定める。

## (謝礼金及び旅費の支給)

2. 謝礼金及び旅費は、直接本人に支給する。ただし、本学の専任教職員には、この基準による旅費を支給しない。

## (謝礼金及び旅費の種類)

3. 謝礼金及び旅費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 謝礼金は、講演料、司会者謝礼及び通訳謝礼の3種とする。
- (2) 旅費は、交通費及び滞在費の2種とする。

## (支給額)

4. 謝礼金及び旅費の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 謝礼金

謝礼金は、通訳謝礼を除き、税込額とし、その額は、次のとおりとする。ただし、講演料及び通訳謝礼の支給額については、各研究所長が基準内でその都度決定する。

ア 講演料(2時間を基準とし、半日以内)

(ア) 本学専任教職員 40,000円以内

(イ) (ア)以外の者 70,000円以内

ただし講演会が半日を越えて行われる場合は、100,000円以内とする。

イ 司会者謝礼

(ア) 半日以内の場合 6,000円

(イ) 半日を越える場合 10,000円

ウ 通訳謝礼(2時間を基準とし、半日以内)

(ア) 本学専任教職員 40,000円以内

(イ) (ア)以外の者 50,000円以内

ただし、講演会等が半日を越えて行われる場合は、80,000円以内とする。

(2) 旅 費

旅費は次のとおりとする。

ア 交通費

- (ア) 外国人講師 居住地から東京までの往復航空運賃（原則としてエコノミークラス）
- (イ) 日本人講師 東京から101km以上の者について、学校法人明治大学専任教職員旅費規程に準ずる。

イ 滞在費

- (ア) 外国人講師 1泊20,000円以内で5泊を限度とする。
- (イ) 日本人講師 特に必要な場合に限り、15,000円以内とする。

附則

この基準は、昭和59年4月1日から施行する。

## 人文科学研究所の査読に関する内規

### (査読制度の目的)

第1条 明治大学人文科学研究所が刊行する紀要及び叢書が人文科学の発展に寄与しうるように、その質的な向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

### (査読の対象)

第2条 人文科学研究所が刊行する紀要に掲載の論文及び叢書は、査読の対象とする。

### (査読者)

第3条 人文科学研究所運営委員会（以下、運営委員会という。）は、査読対象論文と同一のもしくは近接する研究領域を専攻する所員から叢書論文の場合は3名、その他の論文の場合は1ないし2名を選任し、査読を委嘱するものとする。ただし、所員から査読者が得られないときは、所員以外の研究者（学外者を含む）を選任・委嘱することができる。

2 査読者は匿名とし、公表しない。

### (査読基準)

第4条 査読者は提出された原稿の内容と形式から次のような判定を行う。

- A：適当である。
- B：一部修正のうえ再提出を要する。
- C：大幅に修正のうえ再提出を要する。
- D：不適當である。

2 BもしくはC判定の通知を受けた執筆者は、3週間以内に修正を行うこととする。

3 日本語以外の原稿で、かつ、執筆者が当該言語を母国語としない場合は、当該言語を母国語とする者によって文章の校閲を受けていることとする。査読者はその校閲の状況も判定要素とする。

### (査読結果の報告)

第5条 査読者は運営委員会に文書をもって査読結果を報告する。

2 査読者は、DもしくはCまたはBと判定する場合は、運営委員会にその理由を付して報告する。

### (採否)

第6条 運営委員会は査読者の報告を受けて審議を行い、採否を決定する。

2 人文科学研究所長は、運営委員会の議を経てのち、判定結果を速やかに執筆者に通知する。

3 BもしくはC判定の執筆者が修正原稿を提出した場合は、運営委員会は修正内容を確認し判定を行う。

4 査読者の評価中、Dが一つでも含まれていれば不採用とする。

5 その他の場合は、運営委員会において適宜判断するものとする。

### (異議申立・再査読)

第7条 論文等が不採用とされた執筆者は、査読結果に不服がある場合は、運営委員会に理由書を付して再査読を要求することができる。

2 運営委員会は上の要求を適切と認めた場合、速やかに前回とは異なる査読者を選定し、再査読を実施する。

3 再査読の手続きとその結果報告は、査読手続きに準じて行われる。

### 附則

1 本内規の施行期日は2007年4月1日とし、同日以降に刊行される紀要に掲載する論文及び叢書から適用する。

## 人文科学研究所叢書応募要領

## 1. 目的

叢書刊行の主旨は、学術的水準が高いにも関わらず、研究分野や研究歴等の関係で出版の機会を得にくい業績に対し、その機会を与えようとするものである。

## 2. 資格

人文科学研究所の所員とする。

## 3. 原稿

以下のいずれかに該当する原稿とする。

- (1) 未発表の書き下ろし原稿
- (2) 原稿の一部あるいは大部分が既発表の論文であっても、叢書の原稿として全体が体系的に再構成されたもの

## 4. 原稿枚数

400字詰原稿用紙500枚(20万字)前後を一応の目安とする。

## 5. 提出原稿

提出原稿は、完全清書原稿あるいはプリントアウト完全原稿とする。

## 6. 提出・受理

提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定する。

## 7. 採否

運営委員会により受理された原稿は、運営委員会が委嘱する3名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

## 附則

1. この要領は2007年4月1日より施行する。

## 附則

1. この要領は2013年8月1日より施行する。  
(原稿の条件の改正)

## 人文科学研究所紀要応募要領

## 1. 資格

人文科学研究所の所員とする。

ただし、大学院博士後期課程の学生は、指導教授の推薦を得て応募することができる。

## 2. 募集件数

そのつど運営委員会が決定する。

## 3. 枚数

日本文の場合は400字詰原稿用紙150枚(6万字)、欧文の場合はA4判用紙にダブルスペースで50枚(1行66字、1ページ28行以内)を限度とする。

ただし、図版・写真・表紙等は、原稿枚数に含む。

## 4. 体裁

「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。

## 5. 凸版原図

版下図は著者において作成する。

## 6. 校正

原則として2校までとし、校正に際しては大幅な書き直しは認めない。

## 7. アート紙の使用

予算との勘案で自己負担とする場合がある。

## 8. レジュメ

日本文の場合は、規定枚数とは別に、欧文レジュ

メ(約500語)を付する。

## 9. 採否

運営委員会が必要と認めた場合は、運営委員会が委嘱する1~2名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

## 10. 抜刷

50部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。

## 附則

1. この要領は、1991年(平成3年)4月1日から施行する。(所報20号)

(応募資格の変更)

2. この要領は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。

(欧文原稿の作成要領の新設、校正回数の変更、字句の修正、条数の移動)

3. この要領は、1993年(平成5年)4月1日から施行する。

(査読の新設)

4. この要領は、2007年4月1日から施行する。(査読者の人数の変更)

## 人文科学研究所紀要研究成果執筆要領

1. 原稿は、邦文または欧文とする。
2. 邦文の原稿は、原則として横書きとし、新かなづかい、当用漢字を用いることとする。ただし、特殊な用語、引用の場合はその限りではない。
3. 欧文の原稿は、A 4判の用紙にダブル・スペースでタイプすることとする（1行66字、1ページ28行以内）。なお、欧文原稿の枚数は各研究（個人研究、共同研究、重点研究、特別研究）毎に定められている邦文原稿枚数の1/6前後とする。ただし、図版・写真・表紙等は、原稿枚数に含むものとする。
4. 原稿が邦文の場合は、規程枚数とは別に、500語前後の欧文レジюмеを付するものとする。
5. 原稿には、論文題目と著者名を記載した表紙をつけることとし、邦文には欧文を併記するものとする。
6. 凸版の原図は、版下図を著者が作成するものとする。  
ただし、文字・数字および記号等は写植を依頼することができる。
7. 図・表および写真は、B5判以内の大きさを原則とし、それぞれ縮小寸法を指定しなければならない。
- また挿入位置を朱書きで明記することとする。
8. 数量の単位は、原則として国際単位系とし、術語の略・記号等は所属する学会の慣例に従うこととする。
9. 注は、本文中に注番号を表示し、所属する学会の執筆要領に準じて本文の末尾に文献・注釈欄を設けるものとする。脚注はやむをえない注釈を除き原則として避けるものとする。
10. 校正は、原則として二校まで著者が行うものとする。校正時の論文・図版の改定は原則としてこれを認めない。
11. 運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行う。

## 附 則

1. この要領は1992年4月1日から施行する。
2. この要領は1994年4月1日から施行する。（注字句の修正）
3. この要領は2007年4月1日から施行する。（査読者の人数の変更）

## 人文科学研究所欧文紀要（The Journal of Humanities）応募要領

1. 資 格  
人文科学研究所所員とする。
2. 原 稿  
外国語とする。（原稿提出前に使用言語を母国語とする人の校閲を受けることが望ましい。）
3. 枚 数  
A 4判用紙にダブルスペースで50枚（1行66字、1ページ28行以内）を限度とする。  
ただし、注・文献書誌等すべて原稿枚数に含む。
4. 体 裁  
「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。なお、5～8語のキーワードを文末に記載すること。
5. 採 否  
運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。
6. 抜 刷  
50部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。
7. その他  
人文科学研究所紀要応募要領に準ずる。

## 附 則

1. この要領は、1995年10月7日から施行する。
2. この要領は、2007年4月1日から施行する。（査読者の人数の変更）

## 2. 2014 年度募集人文科学研究所各種募集要項

### 2014 年度人文科学研究所紀要原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所紀要の原稿を下記の要領で募集します。お知らせいたします。

記

1. 募集論文数 5編
2. 提出書類
  - (1) 人文科学研究所紀要論文申込書  
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
  - (2) 論文概要
    - ①日本文 1,000 字程度  
(400 字詰原稿用紙 2～3 枚程度)
    - ②欧文 500 語程度  
※ネイティブスピーカーの校閲を受けてください。
3. 完成原稿 40,000 字程度  
(400 字詰原稿用紙 100 枚程度)  
※原稿をパソコン等で作成した場合は、電子ファイ

ルを下記メールアドレス宛に提出してください。

3. 提出締切日  
2014 年 9 月 30 日（火）午後 5 時
  4. 提出先  
研究知財事務局 人文科学研究所担当  
(駿河台キャンパス グローバルフロント 6 階)  
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp  
TEL (内) 駿河台 4135 FAX (内) 駿河台 4283
  5. 受理及び採否  
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。  
※御不明な点は、研究知財事務局（人文科学研究所担当）までお問合せください。
- 以上

### 2014 年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所欧文紀要 The Journal of Humanities の原稿を下記の要領で募集します。お知らせいたします。

記

1. 募集論文数 5編
  2. 提出書類
    - (1) 人文科学研究所欧文紀要論文申込書  
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
    - (2) 論文概要  
(日本語による題名及び 1,000 字程度の概要)
    - (3) 完成原稿  
A4 判用紙に 1 行おきで 50 枚以内  
1 行 66 文字 (MS ワード全角 33 文字設定)  
1 ページ 28 行以内  
※原稿をパソコン等で作成した場合は、電子ファイ
- ルを下記メールアドレス宛に提出してください。

3. 提出締切日  
2014 年 9 月 30 日（火）午後 5 時
  4. 提出先  
研究知財事務局 人文科学研究所担当  
(駿河台キャンパス グローバルフロント 6 階)  
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp  
TEL (内) 駿河台 4135 FAX (内) 駿河台 4283
  5. 受理及び採否  
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。  
※御不明な点は、研究知財事務局（人文科学研究所担当）までお問合せください。
- 以上



## 2015年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について（お知らせ）

このことについて、下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

## I. 研究種目・募集件数および研究費の予定額

## 1. 総合研究

- (1) 募集件数 第1種または第2種  
いずれか最大 1件
- (2) 研究期間 2014年度～2016年度年度(3年間)
- (3) 研究費 第1種 300万円以内(単年度)  
第2種 200万円以内(単年度)

## 2. 共同研究

- (1) 募集件数 最大1件
- (2) 研究期間 2015年度～2016年度(2年間)
- (3) 研究費 100万円以内(単年度)

## 3. 個人研究

- (1) 募集件数 第1種及び第2種  
合計で10件程度
- (2) 研究期間 2015年度～2016年度(2年間)
- (3) 研究費 第1種70万円以内(単年度)  
第2種20万円以内(単年度)

II. 申請書提出期限 2014年9月30日(火) 16:00

押印した原本を提出のこと。

申請書は、下記のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.meiji.ac.jp/jinbun/shoin/oshirase03.html>

## III. 採 否

運営委員会において審査の後、12月上旬通知(予定)

## IV. 申請書提出先

研究知財事務室 人文科学研究所担当  
駿河台キャンパス グローバルフロント6階  
TEL(内) 駿河台4135

## ◎お願いと御注意

- (1) 応募にあたっては、申請書に添付の「人文科学研究所個人研究、共同研究および総合研究の取り扱いに関する内規」等を御参照ください。
- (2) 内規の以下の箇所が改正されておりますので、ご注意ください。

## ア 代替論文の廃止

研究成果の発表に係る規定中「研究成果は運営委員会の承認を得て、書籍・学会誌及びそれに準ずるものに発表した論文で代えることができる。」が削除されています。(2013年度以降採択分から適用)

## イ 「研究所研究費の海外調査出張に関する内規」廃止及びこれに伴う関連規定の改正

海外研究出張費が合計額の40%を超える場合に添付を義務付けていた理由書は不要となりました。

- (3) 研究費(総合、共同、個人、特別の各研究費)の重複申請はできません。
- (4) 2013年度研究員の方は、研究成果報告書提出締切日が2014年9月30日(火)となっております。これをご提出いただいた方は、2015年度研究費に応募することができます。
- (5) 長期在外研究に従事する所員は、在外研究中及び在職期間中は研究員になることができません。
- (6) 研究期間途中で退職される予定の方は申請することができません。
- (7) 審査の一環として、応募者に対して運営委員会によるヒアリングを実施させて頂く場合がありますので、予め御承知置きください。
- (8) 現在、人文科学研究所の研究費を受けており、今年度が研究最終年度にあたる者が、新たに研究費を申請し採択された場合は、当該研究の成果が運営委員会において受理(査読終了)された後、研究費を執行することができます。
- (9) この募集は2015年度予算成立前の募集であり、当該予算は2015年2月上旬確定の予定です。決定した予算額あるいは採択数により、研究費が減額になることがあります。

以 上

## 2015年度人文科学研究所叢書の原稿募集について（お知らせ）

2015年度人文科学研究所叢書の原稿を、下記の要領で募集します。

記

1. 募集論文数 4編

2. 申請書類

(1) 人文科学研究所叢書論文申込書

(2) 概要

400字詰原稿用紙10枚程度（4000字程度）

3. 申請書類提出期限

10月31日（金）午後4時まで

4. 提出先

研究知財事務室

（駿河台キャンパス グローバルフロント6

階）

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

5. 原稿について

(1) 原稿枚数：400字詰原稿用紙500枚前後  
（200,000字程度）

(2) 提出期限：2015年3月31日（火）午後5時

※ 詳細は、裏面の応募要領をご覧ください。

6. 原稿の受理

提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定します。

7. 採否

運営委員会により受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。

8. 問い合わせ先

研究知財事務室 人文科学研究所担当

駿河台キャンパス グローバルフロント6階

TEL（内）4362 / FAX（内）4283

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

以上

### 3 2015 年度人文科学研究所所員名簿

第一区分

「日本文学及び文芸学の分野 37 名」

(各分野内は学部順。同学部内は氏名五十音順。)

(日本文学 29 名)

(2015 年 5 月 1 日現在)

法 学 部	伊 藤 劍	文 学 部	杉 田 昌 彦
法 学 部	神 田 正 行	文 学 部	牧 野 淳 司
法 学 部	小 財 陽 平	文 学 部	宮 越 勉
法 学 部	田 島 優	文 学 部	山 崎 健 司
商 学 部	石 出 靖 雄	文 学 部	湯 浅 幸 代
商 学 部	佐 藤 政 光	農 学 部	松 下 浩 幸
商 学 部	永 井 善 久	経 営 学 部	居 駒 永 幸
商 学 部	中 村 成 里	経 営 学 部	戸 村 佳 代
商 学 部	西 山 春 文	経 営 学 部	畑 中 基 紀
政 治 経 済 学 部	池 田 功	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	内 藤 ま り こ
政 治 経 済 学 部	植 田 麦	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	細 野 は る み
政 治 経 済 学 部	富 澤 成 實	国 際 日 本 学 部	田 中 牧 郎
文 学 部	生 方 智 子	国 際 日 本 学 部	吉 田 悦 志
文 学 部	小 野 正 弘	国 際 日 本 学 部	渡 浩 一
文 学 部	神 鷹 徳 治		

(文芸学 8 名)

文 学 部	市 川 孝 一	文 学 部	佐 藤 義 雄
文 学 部	伊 藤 氏 貴	文 学 部	柳 町 時 敏
文 学 部	内 村 和 至	国 際 日 本 学 部	蟹 瀬 誠 一
文 学 部	相 良 剛	国 際 日 本 学 部	張 競

第二区分

「英米文学の分野 56 名」

(英米文学 56 名)

法 学 部	金 山 秋 男	文 学 部	サトウ,ゲイルK
法 学 部	斎 藤 英 治	文 学 部	清 水 あ つ 子
法 学 部	鈴 木 哲 也	文 学 部	立 野 正 裕
法 学 部	辻 岡 宏 子	文 学 部	塚 田 麻 里 子
法 学 部	中 村 和 恵	文 学 部	野 田 学
法 学 部	西 垣 学	文 学 部	ホルト,ジェニファー
法 学 部	マクサマック,マイケルW.	理 工 学 部	井 上 善 幸
法 学 部	実 村 文	理 工 学 部	大 矢 健
法 学 部	矢 ヶ 崎 淳 子	理 工 学 部	管 啓 次 郎
商 学 部	石 黒 太 郎	理 工 学 部	波 戸 岡 景 太
商 学 部	泉 順 子	理 工 学 部	浜 口 稔
商 学 部	小 宮 彩 加	理 工 学 部	山 本 洋 平
商 学 部	今 野 史 昭	農 学 部	下 谷 和 幸

商学部	ジェームズ,アンドリュース	農学部	下永裕基
商学部	杉崎信吾	農学部	田宮正晴
商学部	中島渉	農学部	樋渡さゆり
商学部	福田逸	経営学部	井洋次郎
政治経済学部	虎岩直子	経営学部	宇野毅
政治経済学部	中村幸一	経営学部	織世万里江
政治経済学部	永江敦	経営学部	辻昌宏
政治経済学部	ピーターセン,マークF.	経営学部	山下佳江
政治経済学部	マーク,ケヴィンL.	情報コミュニケーション学部	石川邦芳
政治経済学部	森本陽子	情報コミュニケーション学部	ハウス,ジェームスC.
文学部	石井透	国際日本学部	大須賀直子
文学部	大山るみこ	国際日本学部	尾関直子
文学部	梶原照子	国際日本学部	旦敬介
文学部	久保田俊彦	総合数理学部	河野円
文学部	越川芳明	総合数理学部	柴崎礼士郎

## 第三区分

「独文学, 仏文学, 中国文学, 露文学, スペイン文学及び演劇学の分野 64名」

(独文学 23名)

法学部	伊藤真弓	文学部	櫻井泰
法学部	シェアマン,スザンネ	文学部	富重与志生
法学部	須永恆雄	文学部	福間具子
法学部	田島正行	文学部	マンデルツ,ミヤエルM.
法学部	山田哲平	理工学部	菊池良生
商学部	コヴァリク,ユタ	理工学部	松澤淳
商学部	広沢絵里子	農学部	辻朋季
商学部	渡辺徳美	経営学部	小林信行
政治経済学部	田村久男	経営学部	瀧井美保子
政治経済学部	永川聡	情報コミュニケーション学部	関口裕昭
文学部	井戸田総一郎	国際日本学部	瀬川裕司
文学部	岡本和子		

(仏文学 21名)

法学部	乾昌幸	文学部	玉井崇夫
法学部	岩野卓司	文学部	田母神顯二郎
法学部	渡辺響子	文学部	根本美作子
商学部	小川,ジュヌヴィエヴF.	文学部	萩原芳子
商学部	高遠弘美	理工学部	清岡智比古
商学部	久松健一	農学部	高瀬智子
政治経済学部	飯田年穂	経営学部	折方のぞみ
政治経済学部	瀬倉正克	経営学部	川竹英克
文学部	合田正人	情報コミュニケーション学部	高間京子
文学部	小島久和	国際日本学部	鹿島茂
文学部	杉山利恵子		

(中国文学 10名)

法 学 部	加 藤 徹	文 学 部	垣 内 景 子
法 学 部	川 野 明 正	文 学 部	志 野 好 伸
商 学 部	福 本 勝 清	理 工 学 部	清 水 則 夫
政 治 経 済 学 部	本 間 次 彦	経 営 学 部	福 満 正 博
政 治 経 済 学 部	丸 川 哲 史	経 営 学 部	守 屋 宏 則

(露文学 1名)

文 学 部	岩 井 憲 幸
-------	---------

(スペイン文学 3名)

法 学 部	大 楠 栄 三	政 治 経 済 学 部	仮 屋 浩 子
政 治 経 済 学 部	内 田 兆 史		

(演劇学 6名)

文 学 部	伊 藤 真 紀	文 学 部	神 山 彰
文 学 部	井 上 優	文 学 部	武 田 清 健
文 学 部	大 林 のり子	国 際 日 本 学 部	萩 原 健

第四区分

「日本史学, 東洋史学及び西洋史学の分野 30名」

(日本史学 9名)

商 学 部	清 水 克 行	文 学 部	松 山 惠
文 学 部	上 杉 和 彦	文 学 部	山 田 朗
文 学 部	落 合 弘 樹	文 学 部	吉 村 武 彦
文 学 部	高 村 武 幸	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	須 田 努
文 学 部	野 尻 泰 弘		

(東洋史学 8名)

商 学 部	鳥 居 高	文 学 部	櫻 井 智 美
政 治 経 済 学 部	羽 根 次 郎	文 学 部	高 田 幸 男
政 治 経 済 学 部	山 岸 智 子	文 学 部	寺 内 威 太 郎
文 学 部	江 川 ひかり	理 工 学 部	林 ひふみ

(西洋史学 13名)

商 学 部	北 田 葉 子	文 学 部	豊 川 浩 一
政 治 経 済 学 部	兼 子 歩	文 学 部	林 義 勝
政 治 経 済 学 部	佐 原 徹 哉	文 学 部	古 山 夕 城
政 治 経 済 学 部	廣 部 泉	文 学 部	水 野 博 子
政 治 経 済 学 部	前 田 更 子	経 営 学 部	薩 摩 秀 登
文 学 部	青 谷 秀 紀	国 際 日 本 学 部	溝 辺 泰 雄
文 学 部	佐 藤 清 隆		

## 第五区分

「考古学及び地理学の分野 17名」

(考古学 6名)

文 学 部	阿 部 芳 郎	文 学 部	井 関 陸 美
文 学 部	安 蒜 政 雄	文 学 部	佐々木 憲 一
文 学 部	石 川 日出志	文 学 部	藤 山 龍 造

(地理学 11名)

商 学 部	中 川 秀 一	文 学 部	藤 田 直 晴
政 治 経 済 学 部	飯 嶋 曜 子	文 学 部	松 橋 公 治
政 治 経 済 学 部	石 山 徳 子	文 学 部	吉 田 英 嗣
文 学 部	梅 本 亨	経 営 学 部	中 澤 高 志
文 学 部	大 城 直 樹	国 際 日 本 学 部	佐 藤 郁
文 学 部	川 口 太 郎		

## 第六区分

「教育学, 哲学, 倫理学, 博物館学, 図書館学, 美術, 心理学及び社会学の分野 69名」

(教育学 21名)

商 学 部	ルブレク,ブライアング	経 営 学 部	キアーン,パトリック ジェムズ
文 学 部	伊 藤 直 樹	情 報 コミュニケーション学部	小 田 光 康
文 学 部	伊 藤 貴 昭	情 報 コミュニケーション学部	古 屋 野 素 材
文 学 部	小 林 繁	国 際 日 本 学 部	アレン, キャサリン O.
文 学 部	齋 藤 孝	国 際 日 本 学 部	小 林 明
文 学 部	佐 藤 英 二	国 際 日 本 学 部	小 森 和 子
文 学 部	高 野 和 子	国 際 日 本 学 部	姫 野 伴 子
文 学 部	林 幸 克	国 際 日 本 学 部	廣 森 友 人
文 学 部	平 川 景 子	国 際 日 本 学 部	横 田 雅 弘
文 学 部	別 府 昭 郎	総 合 数 理 学 部	エルウッド, ジェームズ
文 学 部	山 下 達 也		

(哲学 9名)

法 学 部	櫻 井 直 文	農 学 部	長 田 蔵 人
商 学 部	清 水 真 木	理 工 学 部	鞍 田 崇
政 治 経 済 学 部	柴 崎 文 一	国 際 日 本 学 部	美 濃 部 仁
文 学 部	池 田 喬	国 際 日 本 学 部	ワイルド, ライアン
経 営 学 部	八 田 隆 司		

(倫理学 1名)

法 学 部	山 泉 進
-------	-------

(博物館学 2名)

文 学 部	矢 島 國 雄	文 学 部	吉 田 優
-------	---------	-------	-------

(図書館学 3名)

文 学 部	青 柳 英 治	文 学 部	三 浦 太 郎
文 学 部	齋 藤 泰 則		

(美術 5名)

商 学 部	瀧 口 美 香	国 際 日 本 学 部	宮 本 大 人
理 工 学 部	倉 石 信 乃	国 際 日 本 学 部	森 川 嘉 一 郎
情報コミュニケーション学部	波 照 間 永 子		

(心理学 12名)

法 学 部	堀 田 秀 吾	文 学 部	竹 松 志 乃
商 学 部	佐々木 美 加	文 学 部	濱 田 祥 子
文 学 部	岡 安 孝 弘	文 学 部	諸 富 祥 彦
文 学 部	加 藤 尚 子	情報コミュニケーション学部	岩 渕 輝
文 学 部	高 瀬 由 嗣	情報コミュニケーション学部	根 橋 玲 子
文 学 部	高 良 聖	情報コミュニケーション学部	蛭 川 立

(社会学 16名)

商 学 部	藤 田 結 子	情報コミュニケーション学部	高 橋 華 生 子
文 学 部	大 畑 裕 嗣	情報コミュニケーション学部	竹 中 克 久
文 学 部	昔 農 英 明	情報コミュニケーション学部	田 中 洋 美
文 学 部	寺 田 良 一	情報コミュニケーション学部	中 里 裕 美
文 学 部	内 藤 朝 雄	情報コミュニケーション学部	南 後 由 和
文 学 部	平 山 満 紀	情報コミュニケーション学部	宮 本 真 也
情報コミュニケーション学部	江 下 雅 之	国 際 日 本 学 部	藤 本 由 香 里
情報コミュニケーション学部	鈴 木 健	国 際 日 本 学 部	眞 嶋 亜 有

第七区分

「保健体育学の分野 22名」

(保健体育学 22名)

法 学 部	釜 崎 太	文 学 部	田 村 道 子
法 学 部	多 田 聡	文 学 部	水 村 信 二
法 学 部	山 口 政 信	理 工 学 部	梶 原 道 明
商 学 部	川 口 啓 太	理 工 学 部	金 子 公 宏
商 学 部	桑 森 真 介	農 学 部	加 納 明 彦
商 学 部	寺 島 善 一	農 学 部	多 賀 恒 雄
政 治 経 済 学 部	岩 波 力	経 営 学 部	一 之 瀬 真 志
政 治 経 済 学 部	春 日 井 淳 夫	経 営 学 部	鈴 井 正 敏
政 治 経 済 学 部	後 藤 光 将	経 営 学 部	田 中 充 洋
政 治 経 済 学 部	高 峰 修	経 営 学 部	星 野 敏 男
文 学 部	田 中 伸 明	国 際 日 本 学 部	長 尾 進

## 4 人文科学研究所叢書一覧

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
巫女と仏教史	萩原龍夫 著	吉川弘文館	'83. 6. 1	
狩猟伝承研究・総括編	千葉徳爾 著	風間書房	'86. 3.25	
西ドイツ農村の構造変化	石井素介 著	大明堂	'86. 5.28	
ダン, エンブレム, マニエリスム	大熊榮 著	白鳳社	'86. 5.15	
東京の地域研究	江波戸昭 著	大明社	'87. 3.27	
中国古代の身分制—良と賤	堀敏一 著	汲古書院	'87. 8. 1	
思いやりの動機と達成動機	岸本弘 著	学文社	'87.11.10	
村落景観の史的研究	木村礎 編著	八木書店	'87.12. 7	
ブリューゲルの諺の世界	森洋子 著	白鳳社	'92. 1.20	
18世紀の独仏文化交流の諸相	河原忠彦 著	〃	'93. 3.10	
心と発達	岸本弘 著	学文社	'93. 3.31	
信濃大室積石塚古墳群の研究 I	大塚初重郎 著 小林三郎 著	東京堂出版	'93. 7.31	☆
詩的ディスコース—比較詩学をめざして	安藤元雄 編 乾昌幸 編	白鳳社	'93.10.20	◎
アリストテレスにおける神と理性	角田幸彦 著	東信堂	'94. 3.31	
北欧神話・宇宙論の基礎構造	尾崎和彦 著	白鳳社	'94. 5.30	
日本における民衆と宗教	圭室文雄 他著	雄山閣	'94. 6.20	◎
ヨーロッパ演劇の変貌	山内登美雄 編	白鳳社	'94. 8.10	◎
ポーランド人と日露戦争	阪東宏 著	青木書店	'95. 3.25	
山形県川西町下小松古墳群 (1)	大塚初重郎 編 小林三郎 編	東京堂出版	'95. 3.31	◎
近世イギリスのやぶ医者—一つのヨーロッパ流氓譚	岡崎康一 著	象山社	'95.12.20	
民衆劇場—もう一つの大正デモクラシー	曾田秀彦 著	〃	'95.12.23	
心の発達と心の病	岸本弘 著	学文社	'96. 3. 1	
関東中世水田の研究	高島緑雄 著	日本経済評論社	'97. 3.25	
東京の地域研究 (続)	江波戸昭 著	大明堂	'97. 3.30	
演劇の視覚	山内登美雄 著	白鳳社	'97. 3.30	
詩と死と実存	大野順一 著	角川書店	'98. 1.25	
アリストテレス実体論研究	角田幸彦 著	北樹出版	'98. 3.30	
ドイツにおける大学教授の誕生	別府昭郎 著	創文社	'98. 3.31	
源氏物語の準拠と話型	日向一雅 著	至文堂	'99. 3.31	
明治社会教育思想史研究	北田耕也 著	学文社	'99. 3.31	
絵解きの東漸	林雅彦 著	笠間書院	'00. 3.20	
現代日本における先祖祭祀	孝本貢 著	御茶の水書房	'01. 3.25	
東京：巨大空間の諸相	藤田直晴 編著	大明堂	'01. 3.27	◎
戦時生活と隣組回覧板	江波戸昭 著	中央公論事業出版	'01.12.15	
スウェーデン・ウプサラ学派の宗教哲学	尾崎和彦 著	東海大学出版会	'02. 3.31	
古代仏教説話の方法—霊異記から験記へ	永藤靖 著	三弥井書店	'03. 3.12	



書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
陸軍登戸研究所—隠蔽された謀略秘密兵器開発	海野福寿 山田朗 渡辺賢二 編	青木書店	'03. 3.19	◎
生と死の図像学—アジアにおける生と死のコスモロジー	林雅彦 著	至文堂	'03. 3.31	◎
古代の歌と叙事文芸史	居駒永幸 著	笠間書院	'03. 3.31	
植民地主義と歴史学	永田雄三 他著	刀水書房	'04. 3.30	◎
ヨーロッパ生と死の図像学	馬場恵二 他著	東洋書林	'04. 3.31	◎
ヌーヴォー・ロマンとレアリストの幻想	小畑精和 著	明石書店	'05. 3.31	
リベラル・アーツと大学の「自由化」	越智道雄 編著	明石書店	'05. 3.31	◎
近代演劇の来歴—歌舞伎の「一身二生」	神山彰 著	森話社	'06. 3.31	
信濃大室積石塚古墳群の歴史Ⅱ	大塚初重 小林三郎 編	東京堂出版	'06. 3.31	
近代への架橋—明治前期の文学と思想をめぐって	佐藤義雄 恒川隆男 編	蒼丘書林	'07. 3.25	◎
ドイツ現代文学の軌跡—マルティン・ヴァルザーとその時代	遠山義孝 著	明石書店	'07. 3.30	
大逆事件の言説空間	山泉進 編著	論創社	'07. 3.31	◎
石川啄木—その散文と思想	池田功 著	世界思想社	'08. 3.31	
<i>Berlin und Tokyo – Theater und Hauptstadt</i>	井戸田総一郎 著	IUDICIUM Verlag GmbH	'08. 3.31	
「生と死」の東西文化史	林雅彦 編	方丈堂出版	'08. 3.31	◎
近代の終焉 映像・図像・音像から見た20世紀先進諸国における時代精神の研究	山口泰司 編	文化書房博文社	'09. 3.31	◎
前近代トルコの地方名士—カラオスマンオウル家の研究	永田雄三 著	刀水書房	'09. 3.31	
障害をもつ人の学習権保障とノーマライゼーションの課題	小林繁 著	れんが書房新社	'10. 3.31	
法コンテキストの言語理論	堀田秀吾 著	ひつじ書房	'10. 3.31	
ジョルジュ・バタイユ—経験をめぐる思想の限界と新たな可能性	岩野卓司 著	水声社	'10. 3.31	
周縁から見たアメリカ—1850年～1950年	林義勝 編	彩流社	'10. 3.31	◎
<大学>再考—概念の受容と展開	別府昭郎 編	知泉書館	'11. 3.31	◎
“Aufführungsdiskurse im 18. Jahrhundert—Bühnenästhetik, Theaterkritik und Öffentlichkeit”	富重与志生 井戸田総一郎 編著	IUDICIUM Verlag GmbH	'11. 3.31	◎
現代韓国の市民社会論と社会運動	大畑裕嗣 著	成文堂	'11. 3.31	
言語機械の普遍幻想	浜口稔 著	ひつじ書房	'11. 3.31	
「哲学的人間学」への七つの視角	山口泰司 著	文化書房博文社	'12. 3.10	
新劇とロシア演劇	武田清 著	而立書房	'12. 3.31	
人類史と時間情報—「過去」の形成過程と先史考古学	阿部芳郎 編	雄山閣	'12. 3.30	◎
教育委員会制度論—歴史的動態と<再生>の展望	三上昭彦 著	エイデル研究所	'13. 3.29	
組織の理論社会学—コミュニケーション・社会・人間	竹中克久 著	文真堂	'13. 3.31	◎
古典にみる日本人の生と死	金山秋男 居駒永幸 原道生 著	笠間書院	'13. 5.15	◎
労働の経済地理学	中澤高志 著	日本経済評論社	'14. 2.18	
顔とその彼方—レヴィナス「全体性と無限」のプリズム	合田正人 編	知泉書館	'14. 2.25	
江戸・東京の都市史—近代移行期の都市・建築・社会	松山恵 著	東京大学出版会	'14. 3.31	
歌の原初へ—宮古島狩俣の神歌と神話	居駒永幸 著	おうふう	'14. 4.10	
近代大学の揺籃—一八世紀ドイツ大学史研究	別府昭郎 編	知泉書館	'14. 4.15	

◎は総合研究, ☆は重点共同研究の成果である

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
他者のトポロジー 人文諸学と他者論の現在	岩野卓司 編	書肆心水	'14.12	
パリ移民映画 都市空間を読む—1970年代から現在	清岡智比古 著	白水社	'15.3.30	

◎は総合研究、☆は重点共同研究の成果である

## 5 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧

No.	書名	講演年度	発行年月日	
1	I. 精神・人生	1977・1978	'82.11.15	
2	II. ことば・まつり	1979・1980	'84.10.15	
3	III. 文化・空間	1981・1982	'83.10.15	☆
4	IV. 遺言・冒険	1983・1984	'85. 7.15	
5	V. 笑い	1985	'86. 5.15	
6	VI. 妖怪	1986	'87. 9.15	
7	VII. 修羅	1987	'88. 3.31	
8	VIII. 悪	1988	'89. 5.31	
9	IX. 異国	1989	'90. 5.15	
10	X. 曖昧	1990	'91. 5.31	
11	XI. 日本にとっての朝鮮文化	1991	'92. 5.31	
12	XII. 文化交流—日本と朝鮮	1992	'93. 6.30	
13	XIII. <small>ウチナー</small> 沖縄から見た <small>ヤマトウ</small> 日本	1993	'94. 6.30	☆
14	XIV. 文化における「異」と「同」	1994	'95. 6.30	☆
15	XV. 越境する感性	1995	'96. 3.31	☆
16	XVI. 神話と現代	1996	'97. 3.31	☆
17	XVII. 歴史のなかの民衆文化	1997	'98. 3.31	☆
18	XVIII. 「生と死」の図像学	1998	'99. 3.31	☆
19	XIX. 「身体。スポーツ」へのまなざし	1999	'00. 3.31	☆
20	XX. 江戸文化の明暗	2000	'01. 3.31	☆
21	XXI. パリ・その周縁	2001	'02. 3.31	☆
22	XXII. 異文化体験としての大都市—ロンドンそして東京	2002	'03. 3.31	
23	XXIII. 言語的な、余りに言語的な—現代社会とことば—	2003	'04. 3.31	
24	XXIV. 巡礼—その世界—	2004	'05. 3.31	
25	XXV. 「生と死」の東西文化論	2005	'06. 3.31	
26	XXVI. 人はなぜ旅に出るのか	2006	'07. 3.31	
27	XXVII. 声なきことば・文字なきことば	2007	'08. 3.31	
28	XXVIII. 「映画」の歓び	2008	'09. 3.31	
29	XXIX. マンガ・アニメ・ゲーム・フィギュアの博物館学	2009	'10. 3.31	
30	XXX. 沖縄と「戦世」の記憶	2010	'11. 3.31	
31	XXXI. 孤独と社会	2011	'12. 7.31	
32	書物としての宇宙	2012	'14. 5.31	
33	シェイクスピアと日本	2014	'15. 3.31	

※全て風間書房から出版、☆は日本図書館協会の選定図書

◎研 究 所 長	守 屋 宏 則
◎運 営 委 員	石 出 靖 雄 伊 藤 氏 貴 岩 野 卓 司 金 山 秋 男 仮 屋 浩 子 越 川 芳 明 高 田 幸 男 高 野 和 子 田 島 正 行 田 中 伸 明 辻 朋 季 南 後 由 和 林 ひ ふ み ピーターセン, マーク 藤 田 直 晴 美 濃 部 仁 山 岸 智 子
Director	MORIYA Hironori
Committee	ISHIDE Yasuo ITO Ujitaka IWANO Takuji KANEYAMA Akio KARIYA Hiroko KOSHIKAWA Yoshiaki TAKADA Yukio TAKANO Kazuko TAJIMA Masayuki TANAKA Nobuaki TSUJI Tomoki NANGO Yoshikazu HAYASHI Hifumi PETERSEN Mark FUJITA Naoharu MINOBE Hitoshi YAMAGISHI Tomoko

---

明治大学人文科学研究所年報 第56号

2015年9月1日発行

編集 明治大学人文科学研究所長

発行人 守屋宏則

発行所 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

明治大学人文科学研究所

印刷所 吉田印刷株式会社

---





